高知県安全教育プログラム

高知県教育委員会

第４章　交通安全編

「高知県安全教育プログラム（交通安全編）」に寄せて

学校安全は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３領域から構成され，それらは互いに連動する関係にあります。東日本大震災では多くの子どもたちの貴い命が失われ，私たちは深い悲しみを経験しました。一方，無事でいられた子どもたちは，亡くなった子どもたちの分まで一生懸命に生きようとしています。だからこそ，震災後の事件・事故で命を落とすようなことはあってはならないと思っています。東北の地と南国の地と地理的に離れていたとしても，この関係を意識した学校安全が推進されていくことを願っています。

交通事故は人災だと言われています。ドライバーと子どもたち双方の交通行動が安全になれば，事故を限りなくゼロに近づけていくことは可能です。交通事故には典型的な発生パターンがあります。たとえば，「信号交差点を青信号で横断する際，後方から曲がってくる左折車両や右折車両と接触する」，「見通しの悪い交差点で一時停止しない自転車が横方向からの車と出合頭にぶつかる」，「歩道上の歩行者に自転車が接触する」などです。このような典型的な事故パターンに関わらないために，どのような行動，思考，判断を習得すべきなのか，その具体的な技能が身につけられるような教育が求められていると言えましょう。

一般的に交通安全教育というと，マナーアップといった抽象的な指導や，ルール遵守といった画一的な指導をイメージしがちです。確かに交通安全のために重要な要素ではありますが，マナーやルールを守っていたとしても，現実的に事故は発生しています。青信号に従っていたとしても，横断歩道を渡っていたとしても，多くの子どもたちが事故に巻き込まれています。重要な点は，時々刻々と変化する交通状況に適応する力を身につけることだと言えます。

たとえば，「止まる」「見る」「確かめる」という基本行動を実行するだけでも，事故に関わるリスクはかなり低減します。横断する際，「どの位置で止まるのか」「何を見るのか」「どのタイミングで見るのか」「何を確かめるのか」「どのように確かめるのか」といった具体的な指導を，典型的な事故パターンの場面ごとに実施することが，状況への適応力を促していくと考えています。

さらに，より効果的な交通安全教育を実施するためには，①子どもたちが普段利用している道路や交差点を題材に用いて，「どのように危ないのか」「どうすれば安全に通行できるか」を主体的に考える授業を展開すること，②事前事後指導と組み合わせて，学習経験が発展できるような授業計画を立案すること，③発達段階に応じた学習方法や学習内容を導入すること，④自己理解（自己の行動の姿を振り返る）に基づく自転車教育を導入することなど，解決すべき課題はたくさんあります。少しの工夫で，子どもたちの意識や行動が改善するのであれば，方法論やカリキュラムを追求する価値は十分にあります。

ただし，教育的対応で事故防止のすべてを解決することはできません。子どもの適応能力を遙かに超えた厳しい交通環境の中を，子どもたちが毎日通学しているという現実をどうぞ忘れないで下さい。たとえば，スピードを上げた車が行き交う横断歩道を子どもたちに渡らせていないか，大型車両が頻繁に右左折する信号交差点を渡らせていないかという視点で，いま一度，通学路等の交通環境を点検する必要があります。子どもの適応能力には発達的に限界があることを踏まえた上で，規制，工学的対策，地域の人たちとの協力と組み合わせながら，効果的な交通安全教育が実現されることを願いたいと思います。

高知県安全教育プログラム策定委員会委員　　小川　和久
（東北工業大学　共通教育センター教職課程部　教授）

第４章　交通安全編

Ⅰ　高知県の交通安全教育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１　児童生徒の交通事故等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　高知県の交通安全教育の目的・目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
３　交通安全教育の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（１）身に付けさせたい基本的な指導内容の明確化　・・・・・・・・・・・・　4
（２）年間指導計画への位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（３）交通安全教室の効果的な実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
（４）効果的な資料の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（５）家庭・地域・関係機関との連携強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
Ⅱ　交通安全教育の実際　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
１　発達段階に応じた交通安全教育の重点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
２　展開例　・・　19
３　交通安全教育資料・ホームページ等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
Ⅲ　資　料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第４章　交通安全編

Ⅰ　高知県の交通安全教育について

１　児童生徒の交通事故等の現状

過去 11 年間の交通事故発生件数（図１）をみると、小学生及び高校生を当事者とする交通事故件数は減少傾向にある。しかし、高知県全体（自動車事故も含む）の事故件数と比較すると、高校生の事故は平均より高い値で推移している。また、児童生徒を当事者とする交通事故の構成率（事故に占める割合）はほぼ横ばいで推移している。

児童生徒を当事者とする交通事故のうち、約８割が児童生徒側に何らかの交通法令違反が認められており、児童生徒の交通社会におけるルールが守られていない状況が見受けられる。

交通事故による死者数（表１）では、二輪車乗車中の高校生が最も多く、次に自転車乗車中の小学生が多くなっている。

（図１）高知県民・小学生・中学生・高校生の１万人あたりの交通事故件数の推移

（高知県警察本部交通企画課提供のデータを改編）

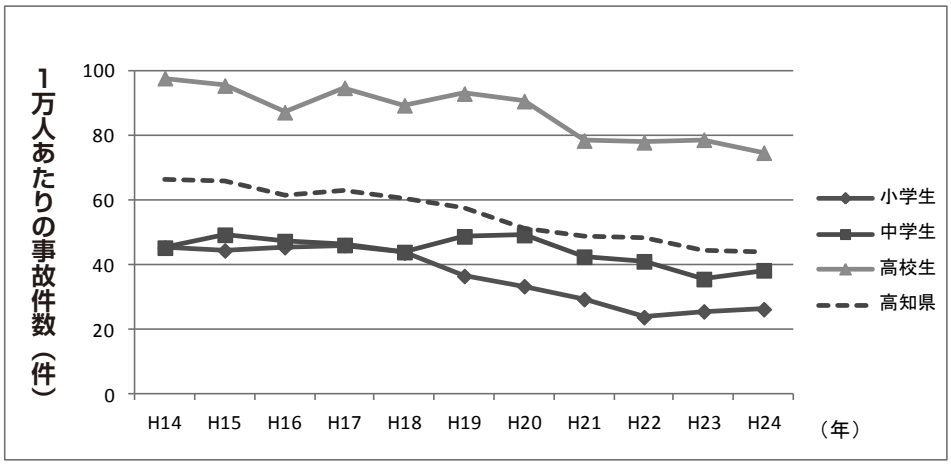

（表１）交通事故死者数の内訳（平成 14 年～24 年合計）

校　種	歩行中	自転車乗車中	二輪車乗車中	合　計
小学生	2	4	－	6
中学生	0	1	－	1
高校生	1	2	5	8

（単位：人）

ア　歩行中の事故

歩行中の交通事故発生件数（図２）は、全体的に減少傾向にあるが、中学生・高校生と比べると小学生の事故件数が多い。このことから歩行中の交通安全教育を小学校段階でしっかりと行うことが大切である。

（図２）歩行中の小学生・中学生・高校生の１万人あたりの交通事故件数の推移

（高知県警察本部交通企画課提供のデータを改編）

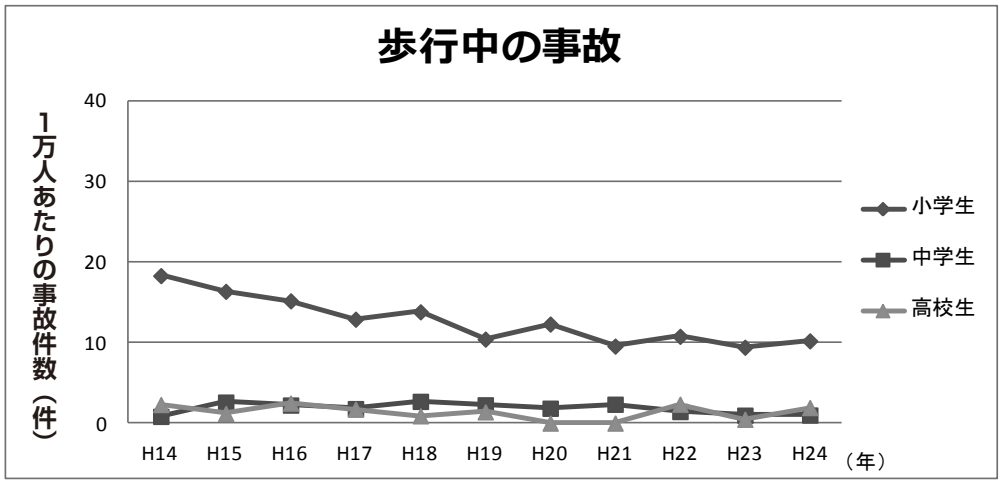

イ　自転車乗車中の事故

自転車乗車中の交通事故発生件数（図３）は、小学生は減少傾向にあるものの、中学生については横ばいで推移し、高校生については上昇傾向にある。過去 11 年間のデータで数値が上昇傾向にあるのは「高校生の自転車乗車中」だけであり、憂慮すべき課題である。また、県全体では過去 11 年間で 250 件程度減少していることを考慮すると、中学生の事故件数が下がっていないことについても課題である。

自転車安全利用五則の内容を含め、交通ルールに関する理解や他者を意識した交通マナーについて、小学校から高等学校まで継続的な自転車交通安全教育が非常に重要である。

さらに、自転車が加害者となる事故も近年増えており、責任や補償問題等も含めた「自転車の加害者事故」に関する交通安全教育も必要である。

（図３）自転車乗車中の小学生・中学生・高校生の１万人あたりの交通事故件数の推移

（高知県警察本部交通企画課提供のデータを改編）

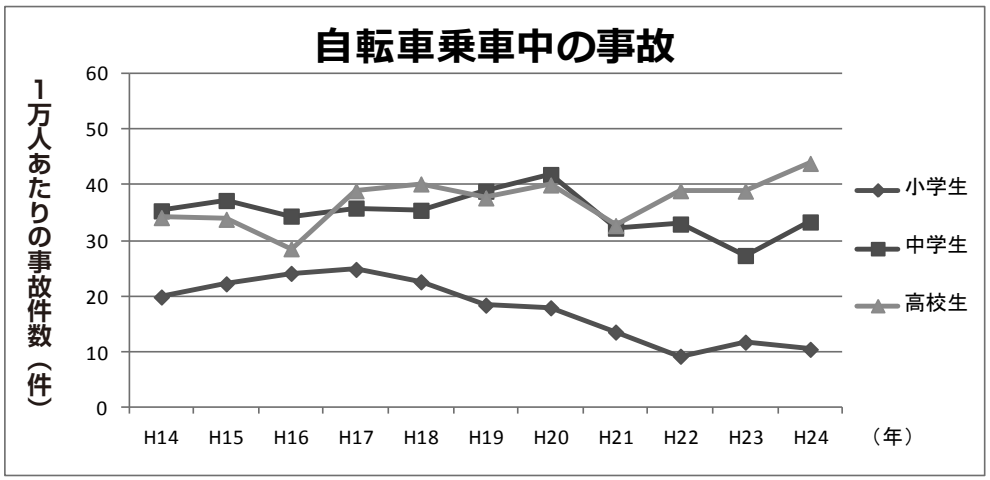

ウ　二輪車乗車中の事故

二輪車乗車中の交通事故発生件数（図４）は、事故件数は減少傾向にあるものの、平成 14 年からの死者数の合計が５人となっており、歩行中、自転車乗車中と比べると多い。二輪車は事故を起こすと重大事故につながる可能性が高い。本県の県立高等学校は、地理的条件から生徒が原動機付自転車で通学している学校もあることから、より一層の二輪車の交通安全教育が必要である。

（図４）二輪車乗車中の高校生の１万人あたりの交通事故件数の推移

（高知県警察本部交通企画課提供のデータを改編）

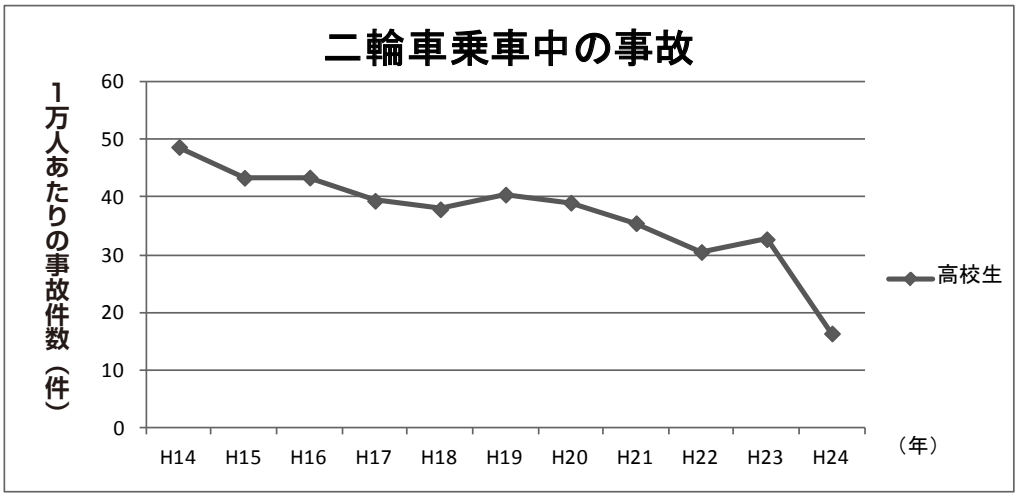

エ　学年別における交通事故件数

学校入学時には児童生徒は学校までの交通状況を把握していない場合が多く、事故件数が多くなる傾向がある（図５）。このため、新入生に対して早期に交通安全教育を実施する必要がある。

（図５）平成 24 年高知県の学年別交通事故件数

（高知県警察本部交通企画課提供のデータを改編）

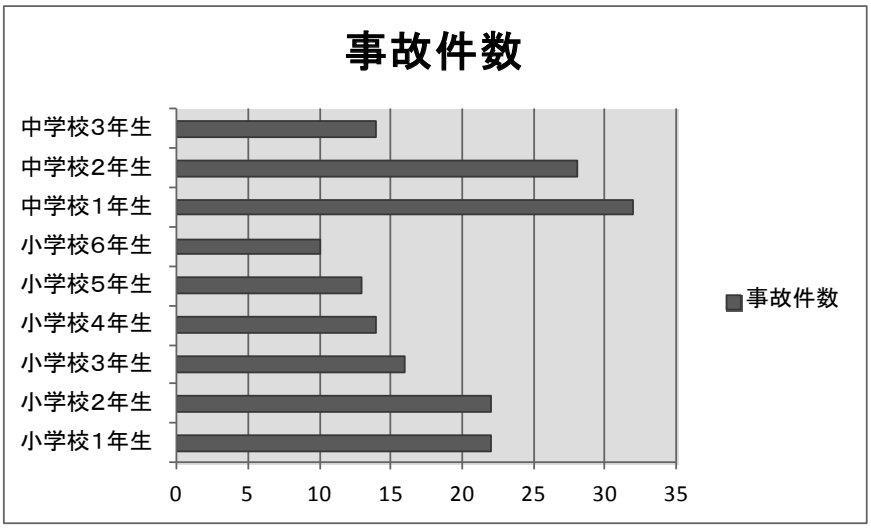

2　高知県の交通安全教育の目的・目標

児童生徒等は一歩家を出ると交通社会の中で過ごすことになる。登下校時や休日等の日常生活の中で、「交通事故」は最も身近な危険であり、発達段階に応じた交通安全教育・安全指導を徹底していくことが非常に重要である。

また、交通ルールを守っていても相手の交通違反によって事故に巻き込まれる可能性もあることから、相手の行動や周囲の状況から想像力を働かせ、危険を予測し自ら回避する能力を育成するとともに、全ての人々が相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会を形成するため、学校・家庭・地域で協力して活動・推進する必要がある。

高知県の交通安全教育の目的は、生涯を通じて

「被害者にならない・加害者にもならない」

とし、将来周りの人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人になれるようにすることである。

3　交通安全教育の留意点

（1）身に付けさせたい基本的な指導内容の明確化

【被害者にならない・加害者にもならない（４つの力）】

生涯を通じて「被害者にならない・加害者にもならない」ためには将来児童生徒等が運転者となる現状を踏まえ、必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるため、発達段階に応じた系統的・継続的な指導が必要である。小学校段階において交通ルールやマナー、安全な通行方法、危険予測等を教えていくが、年齢を重ねるにつれ交通ルールを守ることが「かっこ悪い」と感じたり、急ぐあまり、つい交通ルール違反をしたり、周りの人々が交通ルールを守っていないため同調したりと「分かっているけど守れない」場合もあり、感情をコントロールするなど交通行動を計画する力が求められる。また、中・高校生ともなると地域の交通社会の一員として交通安全に貢献する役割も求められ、交通安全街頭啓発活動への協力や周囲の交通状況に配慮した交通行動が必要である。

以上のことから、生涯を通じて児童生徒等が自ら安全な交通行動を選択し、周囲の交通安全に貢献できるようにするため**「主体的に考えて行動する力」**を柱とし、**「とまる」「みる」「たしかめる※」（※目と耳でしっかり確認）**安全行動がどの年代でもできるよう４つの観点から基本的な指導内容を明確化（４つの力）した。

1　交通行動の基本

交通ルールや安全な歩行の仕方、自転車の乗り方、二輪車・自動車の乗り方など安全な交通行動を理解する。

2　交通状況への適応力

様々な交通状況に対して危険を予測し、回避する力を身に付ける。

3　行動計画の力

自分の交通行動を自己理解し、感情のコントロールの方法を身に付ける。

安全に通行できる行動計画を立てることができる力を身に付ける。

４　社会生活の力

交通社会の一員として地域の交通安全に貢献する力を身に付ける。

以上の基本的な指導内容の４つの項目の中でも、小学校から高等学校までの発達段階に応じて取り扱う項目の重点が変わってくる。例えば、小学校段階では「１　交通行動の基本」や「２　交通状況への適応力」に重点が置かれ、道路の歩行の仕方や自転車安全利用５則など、基本的な交通ルールを理解し、「とまる・みる・たしかめる」の安全行動を身に付けることが中心である。そして、中学校や高等学校段階へ進むにつれて、自己の交通行動のコントロールや他者への気遣い等の「３　行動計画の力」や「４　社会生活の力」の内容が中心となる。

高知県安全教育プログラム（交通安全編）の基本的な指導内容

被害者にならない・加害者にもならない（４つの力）

指導内容はあくまで基本的な内容です。学校種や地域の特徴（交通手段、地理的条件）に応じてさらに加える内容を検討する必要があります。

主体的に考えて行動する力～「とまる」「みる」「たしかめる※」安全行動～ ※目と耳でしっかり確認

1　交通行動の基本

「歩行時の安全」
- 安全な道路の歩き方を知る
- 安全確認の仕方
  「とまる」「みる」「たしかめる」確認行動がとれる
- 安全な横断の仕方ができる

「自転車乗車時の安全」
- 自転車安全利用５則を守る
  ①自転車は車道が原則、歩道は例外
  ②車道は左側を通行
  ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  ④安全ルールを守る
  ⑤子どもはヘルメットを着用

「二輪車･自動車乗車時の安全」
- 安全な乗り方ができる

2　交通状況への適応力

「危険予測と回避行動」
- 危険な場所、行為を認識する
- 危険を予測し、回避する
- 飛び出さないために考える

「交通事故の実態」
- 交通事故の特徴を知る
  歩行者・自転車事故の典型パターンを知る
- 交通事故の要因を知る
  事故の原因の多くが「安全不確認」であることを知る

「交通ルールの遵守と交通マナーの向上」
- 交通ルール、交通マナーの必要性を理解する
- 標識、標示の意味を知る

3　行動計画の力

「目的地までの安全な通行」
- 自分の交通行動（歩行の仕方、自転車の乗り方等）が安全かどうか自己理解する
- 感情をコントロールする
  イライラや焦りなどのストレスとうまく向き合う
  気持ちを切り替える方法を考える
  仲間と一緒に移動する時の危険（おしゃべりによる不注意、並走等）を考える

「行動を計画する」
- 安全に通行できる行動計画を考える
  10分早く行動を開始する
  目的地までの安全なルートを考えて通行する

4　社会生活の力

「地域の交通安全への貢献」
- 小さい子どものお手本になる交通行動
- 守られる立場から守る立場へ
- 他者の視点を知り、他者への気遣いの大切さを知る

「交通事故への対応」
- 負傷者の安否確認
- 周囲の安全確保
- 110番、119番通報
- 応急手当の実施
- 交通事故の責任と補償
  自転車でも加害者となる場合がある

「自己理解」自己の行動を振り返り、安全のための行動目標を設定し、実行していく

1 交通行動の基本　2 交通状況への適応力

3 行動計画の力　4 社会生活の力

低学年	中学年	高学年	中　学　校	高　等　学　校
小　学　校				
特別支援学校（小学部）			特別支援学校（中学部・高等部）	

前ページの「４つの力」の内容を詳述すると、次のとおりである。

～被害者にならない・加害者にもならない～

主体的に考えて行動する力～「とまる」「みる」「たしかめる※」安全行動～

※目と耳でしっかり確認

１　交通行動の基本

「歩行時の安全」

・安全な道路の歩き方を知る

歩道や路側帯を通行する、歩道や路側帯がない場合は原則右側通行。

複数で歩行する時は縦一列になって歩く。

通学時に事故に遭わないためには、小学校入学時に通学時のルール作りが重要である。また、雨天、夜間時など運転者から見えるよう目立つ服装をしたり、反射材を身に付けたりすることを心がけ、安全に道路を歩けるようにする。

・安全確認の仕方

「とまる」「みる」「たしかめる」確認行動がとれる。

目と耳で車の接近に気付く。

安全な通行の基本は「とまる」「みる」「たしかめる」である。この基本行動ができれば事故のリスクを下げられると考えられていることから、毎学年この内容を踏まえて指導していく必要がある。また、「たしかめる」際には目で見て安全を確認するとともに、耳でも聞いて車の音にも注意し、車が来ていないか等安全を確認できるようにする。

※特別支援学校では障害の種別によって「みる」のかわりに「きく」の重要度が高い場合がある。

（学年進行に応じた指導内容例）

小学校			中学校	高等学校
低学年	中学年	高学年		
どのような場所で、「とまる、みる、たしかめる」が必要かを知る	危険を予測して、「とまる、みる、たしかめる」を連動させる	自転車乗車時の「とまる、みる、たしかめる」を考える	交通事故の原因と「とまる、みる、たしかめる」の関係を理解する	自分の「とまる、みる、たしかめる」姿を振り返り、事故の具体的な課題を理解する

・安全な横断の仕方ができる

横断歩道のあるところを渡る。

横断歩道、交差点付近では信号の有無にかかわらず左右をよく見て渡る。

接近車両があるときは、手を上げるなどして相手に自分の存在を知らせる。

横断中も車が来ないか周りを確かめる。

道路を斜めに横断しない。

駐車車両の直近や間から横断しない。

踏切では手前で立ち止まり左右の安全を確認する。
警報機が鳴り、遮断機が下り始めたら踏切には入らない。

歩行時は横断中の事故が多いことから、小学校入学段階で横断時の基本行動ができるようになることが大切である。

「自転車乗車時の安全」

自転車の点検整備（ブレーキ、前照灯、反射部材、ベル）。
天候や交通状況に応じた安全な速度で走行する。
発進時の後方確認、道路横断時及び右左折時に右・左・右を確認する。

自転車で安全に走行するためには、自転車自体に不備がないようにすることが大切である。ブレーキ、前照灯、反射部材、ベルの取付は道路交通法で定められていることを認識し、ブレーキ、前照灯の故障などないか、タイヤの空気圧が適切かなどをチェックし、安全に走行できるよう自転車を整備する必要がある。また、自転車が安全であっても乗り方が悪ければ事故につながるため、小学校低学年では自転車に慣れるまでは道路に出ない、天候、時間帯、交通状況に応じた安全な速度で運転することが大切である。駐輪する際は歩行者及び他の車両の通行の妨げとならない場所に置く配慮も必要である。

自転車乗車時においても安全確認では**「とまる」「みる」「たしかめる」**が基本になる。

・自転車安全利用５則を守る

平成 20 年６月に道路交通法の一部が改正され、自転車の通行に関して下記の内容が明確化された。また、平成 25 年 12 月にも道路交通法の一部が改正された。まずは教職員全員が内容を理解するとともに児童生徒及び保護者へ周知徹底を図る必要がある。

自転車は「車両」であり、道路交通法が適用されることを理解し、自転車に乗るということは安全に走行する責任を負うことを児童生徒に自覚させる。特に下記の５則は小学校から高等学校まで継続的に繰り返し教えていくことが大切である。

自転車は車道が原則、歩道は例外

原則として車道及び道路の左側部分に設けられた路側帯を通行する。歩道を通行できる場合（ア～ウ）を理解する。

ア　歩道通行可の標識、標示がある場合
イ　自転車の運転者が 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者のとき
ウ　車道又は交通の状況をみて、通行の安全を確保するために自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

車道は左側を通行

車道又は自転車道の左端に沿って通行する。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、直ちに停止できるような速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をする。

自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行する。自転車横断帯のない横断歩道において、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、自転車を降りて押して渡る。

安全ルールを守る

並進、ジグザグ運転、競争、二人乗り、携帯電話の通話・操作しながらの運転、傘さし運転、物を担いでの片手運転、イヤホン使用による運転をしない。

交差点での一時停止と安全確認を行う、信号を必ず守る、「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う、夜間はライトを点灯する、みだりに警音器を鳴らさない。

子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせる。

「二輪車・自動車乗車時の安全」

多くの児童生徒等が将来、普通自動車免許を取得することが予想されることから、二輪車・自動車乗車時に加害者事故を起こさせない観点からの交通安全教育を行う。特に原動機付自転車の通学が認められている高等学校では実技指導を含む実践的な交通安全教育の充実を図る必要がある。

・安全な乗り方ができる

二輪車に乗る場合は、安全に運転する技術（走る、曲がる、止まる）を身に付ける。

16 歳になると、法律上は原動機付自転車の免許をとることができる。しかし、免許を持っていれば誰でも安全に運転できるとはいえず、特に初心者は事故を起こしやすい傾向がある。高等学校では通学距離等の問題等から、原動機付自転車の通学を認めている学校もあり、原動機付自転車に乗る場合は交通ルールの遵守はもちろんのこと安全に運転する技術を習得する必要がある。

家族で自動車に乗って出かける時はどの座席にいてもシートベルトを着用する。

事故に遭った時、シートベルトを着用していないと自分の命を落とすだけでなく、同乗者にぶつかり、他者を傷つけることも認識しておく。

高校生など先輩の車に同乗する場合は、ドライバーにスピードを出させない配慮が必要である。特に 18～19 歳は運転技術が未熟であるにもかかわらず、スピードの出しすぎ等で自動車事故を起こしやすい傾向があり、車に乗せてもらうのは楽しさもあるが危険もあるということを認識する必要がある。

２　交通状況への適応力

「危険予測と回避行動」

・危険な場所、行為を認識する

登下校時の危険箇所（見通しの悪い場所、交通量の多い場所等）を知る。

危険な行為（飛び出し、違反運転等）を知る。

死角に対する感受性を高める。

学校においては通学路の安全確認及び危険箇所の把握を行い、中には通学路を指定している学校もある。危険を予測し回避行動ができるようになるには、まず児童生徒自身が通学路の危険を認識するとともに、危険な行為を行わないことが大切である。

・危険を予測し、回避する

確認行動の重要性を学ぶ。

相手の行動を予測して、適切な回避行動がとれる。

青信号で交差点を横断する際、前、後ろから曲がってくる車がいないかを確かめて横断する。

自分自身が適切な交通行動をとったとしても、相手側の行動で事故に遭う場合がある。見通しの悪い交差点での車両の飛び出しや、交差点を横断中に右左折する自動車への危険、児童であれば急に飛び出したり、高齢者であれば車両の接近に気付かない等、日常生活に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動がとれるようにすることが大切である。

・飛び出さないために考える

道路の向こう側で、家族や友達に呼ばれたとき。

遊んでいるときにボール等が道路へ転がったとき。

どんなときに飛び出してしまうのか、飛び出すときの気持ちや注意の状態を考える。

「交通事故の実態」

・交通事故の特徴を知る

歩行者・自転車事故の典型パターンを知る。

歩行時では横断歩道及び横断歩道以外での横断中の事故、特に飛び出しによる事故が多い。

通学時（朝の登校時、放課後の下校時）の時間帯の事故が多い。

自転車乗車時では交差点での事故が多く、特に出合頭の事故が多い。

小・中・高等学校ともに通学に慣れていない１年生が交通事故に遭うことが多い。事故形態をみると小学生は歩行者事故、中高校生は自転車事故が多い特徴がある。交通事故の典型パターンを知ることで、歩行時、自転車乗車時に何を気を付ければよいかが見えてくる。また、交通安全街頭指導を行う時期、時間帯、場所を考える際にも参考となる。

・交通事故の要因を知る

車両の特性を知る（内輪差、自動車・二輪車の停止距離、自動車の死角等）。

気持ちの状態（焦り、不快、怒り等）が通行時に及ぼす影響を知る。

事故の原因の多くが「安全不確認」であることを知る。

事故を未然に防止するためには、自分の交通行動だけでなく、道路環境（見通しの悪い交差点、狭い道路、天候等）や自動車・二輪車等の車両の特性（内輪差、自動車・二輪車の停止距離、自動車の死角等）を知り、回避できる行動をとることが必要である。また、気持ちの状態（焦り、不快、怒り等）によって危険な行動や安全不確認等が増えることがあることを認識しておく。

「交通ルールの遵守と交通マナーの向上」

・交通ルール、交通マナーの必要性を理解する

交通ルール・マナーがなぜあるかを考える。

ルールとは人が従うべき規則（法律や校則等）、マナーとは人に対して思いやる心（礼儀・作法、立ち居振る舞い等）である。道路交通法を守り、相手のことを思いやる運転や通行方法等が自己と他者の安全を守り、被害者にならない、加害者にもならないことへつながっていく。

・標識、標示の意味を知る

自転車運転時は道路交通法が適用されることから、標識・標示の指示に従う必要がある。

自転車の通行に関しては、「一時停止」等の基本的な標識を理解してそれに従う必要があるが、二輪車・自動車の運転に比べて、標識に対する意識はあまり高くない傾向がある。自転車に乗ることは交通社会の一員となるということであることから交通ルールである道路標識を小・中・高等学校で継続して学ぶことが大切である。

３　行動計画の力

「目的地までの安全な通行」

・自分の交通行動（歩行の仕方、自転車の乗り方等）が安全かどうか自己理解する

自分の日常での交通安全について意識すること、特に中高校生は自分の交通行動を振り返り、自己理解することで安全な行動につながっていく。「とまる・みる・たしかめる」を忘れる時はどんな状況（急いでいる、雨が降っている、友達とおしゃべりしながら通行している等）であるか考えてみる。

・感情をコントロールする

イライラや焦りなどのストレスとうまく向き合う。

気持ちを切り替える方法を考える。

仲間と一緒に移動する時の危険（おしゃべりによる不注意、並走等）を考える。

歩道に歩行者が多く思い通りに通行できない、遅刻しそうな時、家族や友達と

ケンカしたとき、体調がすぐれない時、家族や先生に怒られた時等のイライラや焦りをうまくコントロールできるようにする。交通事故は運転者の行動に起因することが多いので、気持ちをうまく切り替えて安全な行動ができるようにする。

「行動を計画する」

・安全に通行できる行動計画を考える

10 分早く行動を開始する。

目的地までの安全なルートを考えて通行する。

事故を未然に防ぐには、時間に余裕をもった行動をすることが大切であり、日常生活の中で 10 分早く行動に移せるように心がける。また、交通状況等を考えて安全なルートを通行できるようにする。

４　社会生活の力

「地域の交通安全への貢献」

・小さい子どものお手本になる交通行動

小さい子どもの前で模範となる交通行動を示し、地域での行動規範を安全なものにしていく。小学生などは上級生や中学生、高校生の行動を見て、よくも悪くも真似してしまう。自分自身の安全な交通行動が下級生の安全行動の育成に関わっていることを意識させる。

・守られる立場から守る立場へ

下級生に対する指導的な立場を経験する。

地域の交通安全運動に参加する。

小さな子どもにとっては中高校生は「大きいお兄さん、お姉さん」である。そこでルールに則った行動を示したり、下級生に安全な行動や危険予測を教えたりする等、小さな子どもたちの安全意識を育てていく。また、地域の交通安全運動（街頭啓発活動等）に参加し、安全を啓発するような主体性をもった「安全社会の形成」の学習を行うことで地域の交通安全へ貢献していく。

・他者の視点を知り、他者への気遣いの大切さを知る

小さな子どもの視点、高齢者の視点、障害者の視点、自動車運転者の視点に立って、交通安全について考え、お互いに配慮する。

安全な交通社会を築いていくためには、誰もがパートナーとして思いやりやゆずり合いのある行動をとれるよう、お互いの立場を考えて交通安全対策を実施していくことが大切である。

「交通事故への対応」

・負傷者の安否確認

大声で周囲に知らせる、負傷者の安否を確認する。

・周囲の安全確保

自分の安全に留意し、次の交通事故が起きないように負傷者を移動させる。

・110 番、119 番通報

警察を呼ぶ、救急車を呼ぶ。慌てず正確に場所・状況・対応等を伝える。

・応急手当の実施

心肺蘇生法、応急手当の手順や方法の理解と実践。

・交通事故の責任と補償

自転車でも加害者となる場合がある。

道義上の責任、刑事上の責任、民事上の責任、行政上の責任を知る。

自転車保険、自賠責保険について知る。

事故を起こした場合、自転車や二輪車・自動車の運転者は負傷者の救護と事故を警察官に報告する義務を負う。また、自分が被害者・加害者でなくとも事故の場面に遭遇したら救助に協力する姿勢が大切である。

また、近年、自転車乗車中の中高校生が加害者になる交通事故も増えており、交通事故の責任と補償についても学ぶ必要がある。

（２）年間指導計画への位置付け

学校における安全教育は、学校保健安全法に基づき「学校安全計画」を策定し、教職員の共通理解の下で計画に基づき取り組むこととされている。交通安全教育においても安全学習と安全指導を教科・領域、道徳、特別活動、自立活動及び日常指導に位置付け、指導を実施する。

学習指導要領においては、体育、保健体育等の教科の中に交通安全の内容が位置付けられている。交通安全教育に関する学習内容を、こうした教科で確実に指導することと併せて、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等と関連付けながら、学校教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが重要である。

指導に際しては、関係機関と連携して実施する「交通安全教室」と各学級における安全学習を効果的に関連付けることや、映像資料等を活用した指導とともに、家庭や地域と連携した取組が大切である。

ア　学習指導要領における「交通安全」の位置付け

第１章総則において、全校種ともに「学校の教育活動全体を通じて適切に行う」と記載されている。各校種別での学習指導要領上での交通安全の内容については以下のとおりである。

学習指導要領における「交通安全」関連

小学校	第５節　生活
	第２　各学年の目標及び内容（第１学年及び第２学年） ２　内容 （１）「学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。」
	第９節　体育
	第２　各学年の目標及び内容（第５学年及び第６学年） ２　内容　Ｇ保健 （２）けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする ア「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。」
中学校	第７節　保健体育
	第２　各分野の目標及び内容（保健分野） ２　内容 （３）傷害の防止について理解を深めることができるようにする ア「交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。」 イ「交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。」
高等学校	第６節　保健体育
	第２款　各科目　　第２　保健 ２　内容 （１）現代社会と健康 エ 交通安全「交通事故を防止するためには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。」 ３　内容の取扱い （４）「内容の（１）エについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。（以下省略）」

（３）交通安全教室の効果的な実施

多くの学校においては、関係機関（地元警察署、交通安全協会等）と連携した「交通安全教室」を実施し、交通安全学習の充実を図っている。交通安全教室では、学んだ知

識を実際に参加・体験・実践できる方法が望ましい。小学校においては歩行や自転車の交通安全教室、中学生以上になるとスタントマンによる模擬交通事故を見せて交通安全について学ぶ「スケアードストレイト教育技法」による交通安全教室、高校生を対象とした「原動機付自転車安全運転講習会」などが行われている。

しかしながら、年１回程度の「交通安全教室」の実施だけでは、児童生徒の交通安全意識の向上には十分とはいえない。こうした「交通安全教室」の教育効果をより高めるためには、教科における学習や学級活動等を活用した事前・事後の学習や日常の交通安全指導を関連付け、年間を通した定期的・継続的な指導が重要である。

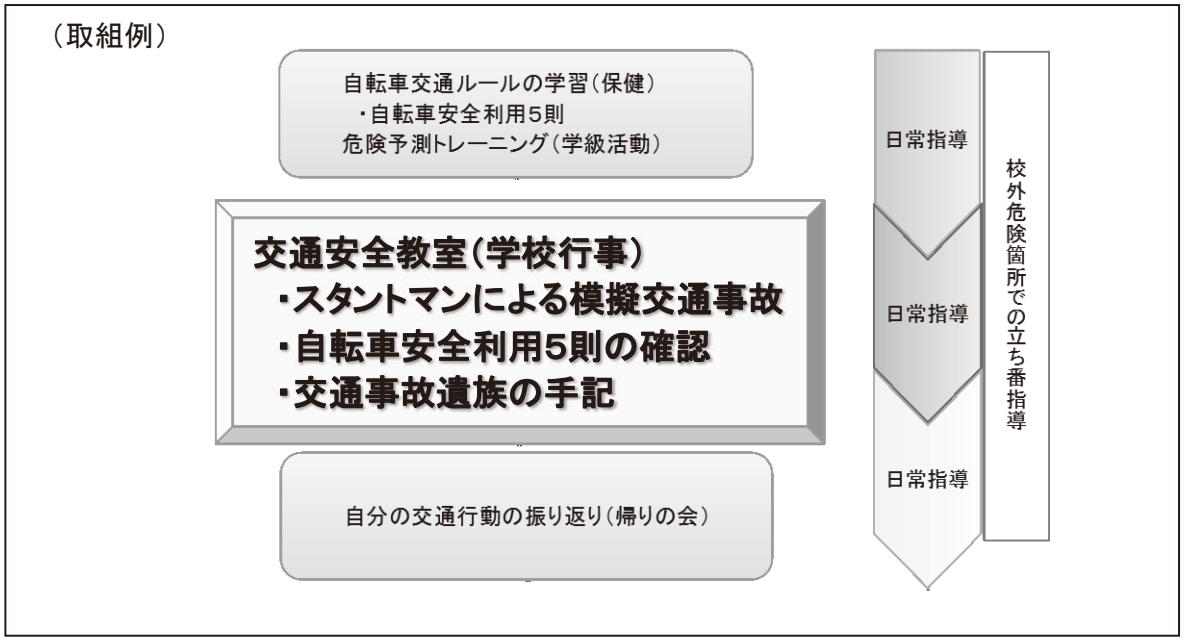

（４）効果的な資料の活用

交通安全教育を進めるにあたっては児童生徒が興味関心をもって学習できるよう、また交通上の危険を実感し、安全な行動につながるよう考えることができる指導方法の工夫が必要である。これまでにも各関係機関から交通安全教育に関する資料や視聴覚教材が配布されている。これらの資料・教材も有効活用して教科及び特別活動等で交通安全教育の充実を図っていくことが重要である。

【「Traffic　Safety　News（ＴＳＮ）」の活用】

学校現場においては、交通安全教育に多くの時間を費やせないのが現状であり、交通安全教室を実施し、あとは日常的な安全指導（校外での街頭指導等）や集会による注意喚起等で児童生徒が交通安全学習をする時間が取れないという学校も少なくない。

しかしながら、家や学校を一歩出ると児童生徒は交通社会の一員となり、日常的に「被害者にならない」よう潜む危険を意識し、安全に通行する必要がある。また、「加害者にもならない」ように周りを思いやる通行ができる必要がある。このような能力を育成するため短い時間でも、児童生徒が定期的・継続的に交通安全について学習する機会が必要である。

高知県警察本部と高知県教育委員会は、平成 25 年５月に「学校教育現場における交通安全教育に関する協定」を締結し、学校の交通安全教育に関する学習教材「Traffic Safety News」（以下「ＴＳＮ」という）の提供（毎月１回）及び交通安全教室等への講師派遣等の支援を受けられるようになっている。

交通安全関係資料

【Ｔｒａｆｆｉｃ　Ｓａｆｅｔｙ　Ｎｅｗｓ】（高知県警察：平成 25 年６月～）

高知県の交通事故の情報や交通安全クイズ、交通事故の事例などを示した交通安全ニュース等、資料・問題と解答・解説に分かれ、10 分程度で実施できる構成となっており、朝の会や終わりの会（SHR）などで実施できるようになっている。

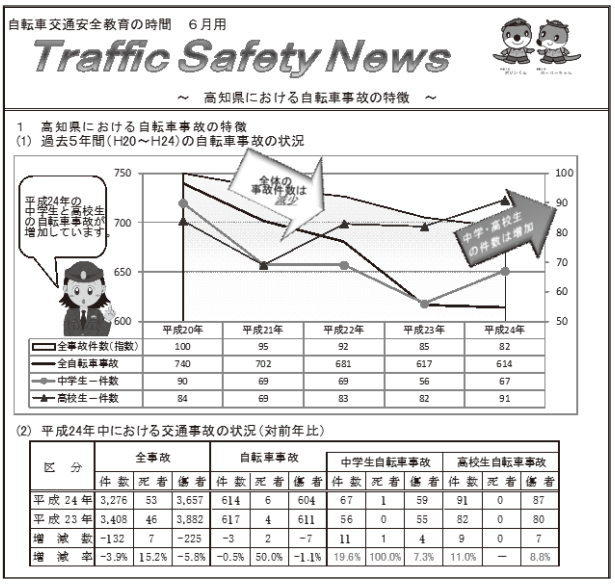

【高知県における交通事故の情報】

グラフや表を使って分かりやすく提示

【交通安全クイズ】

日常の交通安全上の問題点を簡単なクイズで提示

【交通安全ニュース】

危険回避能力を高めるためにイラストを使って分かりやすく提示

【指導者用解説】

解答とともに根拠となる法規（道路交通法等）を示し、正しい通行方法等を提示

（５）家庭・地域・関係機関との連携強化

児童生徒の交通安全は学校だけの取組では十分に確保できない。次の観点からも児童生徒の安全を守るために家庭・地域・関係機関との連携強化は必要不可欠である。

ア　通学路の安全点検と危険箇所の把握

登下校中の児童生徒の安全を確保するためには通学路の安全点検を定期的に行うことが重要である。しかし、通学路は広範囲にわたるため、教職員だけでは十分に点検できない場所も出てくる。家庭や地域の見守りボランティアの方から危険箇所の聞き取りをするなど家庭・地域の目も踏まえて危険箇所を把握し、その後は地元警察署及び道路管理者へ相談し、対応を考えることが大切である。

イ　登下校時の児童生徒の見守り

見守り活動の人数が増えると、ドライバーも気を付けて運転するようになるため、地域全体で見守る体制づくりが大切となる。特に交通安全運動期間中（春季・秋季・年末年始）や毎月実施される交通安全一斉街頭指導日など児童生徒も一緒に啓発活動する取組が望まれる。

Ⅱ　交通安全教育の実際

１　発達段階に応じた交通安全教育の重点

第９次高知県交通安全計画では発達段階別の指導の重点が示されており、この内容に沿って各関係機関が交通安全の取組を行うこととなっている。

（１）小学校での重点

低学年には、「歩行時の安全」、特に路上への「飛び出し」等について、中高学年には、「自転車に関する安全な利用と正しいマナー」について、また、全体を通じて、「乗り物の安全な利用」「身近な交通安全施設や交通標識」等について重点的に指導し、「とまる・みる・たしかめる」安全行動ができるようにする。

また、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

（２）中学校での重点

中学校においては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。

また、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当、自転車の加害者事故等について重点的に指導する。

（３）高等学校での重点

高等学校においては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動することができるような健全な社会人を育成する。

また、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通自動車免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じること等について重点的に指導する。

（４）発達段階における特徴と留意点

「生きる力を育む学校での安全教育」　（文部科学省：平成 22 年３月より抜粋）

学年等		特徴・留意点
小学校	低学年	・見えるものに対しては危険を判断できる。危険が見えない場合は安全だと判断してしまう。 ・知識が必ず行動に結びつくとは限らず、知識と行動の両側面から教育を実施する必要がある。
	中学年	・行動範囲が大きく広がり教師や保護者の目の届かない場所にも遊びに行く。 ・身近な場所での危険など安全についての知識はもっているものの、十分な危険予測や判断の能力を持つに至らない。 ・大人の行動を客観的にみることができる時期であり、大人たちの安全行動がどのようなものか、モデルの良し悪しによって大きな影響を受ける。
	高学年	・中学年から高学年にかけて「ギャングエイジ」の時期に入り、数名で仲間集団をつくり、行動をともにする機会が増えてくる。 ・冒険心や仲間への同調感からあえて危険を冒し、事故に遭う児童も少なくない。 ・仲間の圧力に対してどう対処して行動するかという指導も時には必要になる。
中学校		・思春期に入り、二次性徴が起きる時期であり、心身ともに大きな変化が起こる。 ・子ども扱いすることに対して大人への反発心をもつとともに、背伸びして大人っぽい行動をとることもある。 ・論理的に思考する力が伸びる。 ・規則を守ることを強制するよりも、安全規則を遵守する意義（安全な行動をとることの理由を明確化）を教えることが大切。 ・主体的な学習の場面が求められる、時には強い指導も必要。
高等学校		・大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方（自己実現）を模索する時期である。 ・自動車や二輪車に興味がでてくる。 ・高校生の行動がよくも悪くもモデルとなり、幼児・児童の観察学習の対象となる。 ・被害者にならない、加害者にならないための教育が必要。 ・社会の一員としての意識をもたせるような働きかけ（ボランティア活動、社会貢献活動）が必要である。

２　展開例

「４つの力」を身に付けさせるための交通安全学習の事例として、小学校は低・中・高学年、中学校、高等学校の発達段階ごとに展開例を掲載している。

小学校では「生活」や「体育」における「保健」領域、中学校では「保健体育」における「保健分野」、高等学校では科目「保健」において交通安全を学習する場面があるが、ここでは教科以外で交通安全を学習する際の事例として特別活動（学級活動）での展開例を掲載している。学校にとっては交通安全学習に使える時間は限られていることから、短い時間での学習展開例も１事例掲載している。これらの展開例はあくまでも事例であり、各学校の児童生徒等の通学条件（自転車通学の有無やスクールバスによる通学等）なども考慮して内容を考えていく必要がある。

Ｎｏ	校種	学年	指導場面	指導内容	指導時間数
1 －	小学校	低	特別活動（学級活動） 生活	・安全な道路の歩き方を覚えよう ・みんなで通学路を歩こう※	1 －
2		中	特別活動（学級活動）	・自転車に乗るときに気を付けることは？	1
－ 3		高	体育（保健領域） 特別活動（学級活動）	・交通事故の防止※ ・自転車ルールの理解と安全な行動計画	－ 1
4	中学校	1	特別活動 （学級活動）	・事故に遭わない起こさない ～自転車運転の自己理解と事故の責任・補償～	1
－		2	体育 （保健分野）	・交通事故の現状と原因※ ・交通事故の防止※ ・心肺蘇生法※	－
5		3	特別活動 （学級活動）	・自分たちにできること ～地域の安全を守る役割～	1
－	高等学校	1	保健	・交通事故の現状と要因※ ・交通社会における運転者の資質と責任※ ・安全な交通社会づくり※ ・心肺蘇生法※	－
6		2	特別活動 （ホームルーム活動）	・交通行動の自己理解と行動計画	1
7	中学校 高等学校		朝の会 帰りの会等	Traffic Safety News を活用した交通安全学習《短時間》	(15分)
8	その他の事例		特別活動（学校行事） 登下校時	交通安全に関する様々な取組	－

※教科での展開例は掲載していない

【学級活動の事前・事後指導】

学級活動で交通安全を取り上げるにあたり、事前指導としては終わりの会等で交通安全の問題意識を持たせ、事後の指導は学習を通じて設定した自己目標を実行しているかどうかを交通安全教室や日常の交通安全指導（校門付近での街頭指導等）で確認していくことが考えられる。また、学年・学級だより等を通じて家族と連携し日常生活での意識化を図ることも大切である。

１　小学校　１・２年生

安全な道路の歩き方を覚えよう

指導する学年	１年	指導場面	特別活動 （学級活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	道路の横断の際には「とまる、みる、たしかめる」行動が必要であることを知り、安全な通行方法を身に付ける。				
使用する資料	文部科学省 「危険予測学習教材：次はどうなる」（平成 14 年） 「安全に通学しよう」ＤＶＤ（平成 25 年）			基本的な指導内容 １　交通行動の基本 ２　交通状況への適応力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．下のイラストを見て、危ないと思う所を発表する。 【危険予測学習教材：次はどうなる】	○イラストから危険なところを考えさせ、発表させる。 「このまま進んでも大丈夫かな？」 「何が危ないと思う？」 ○家の周りや通学路で見通しの悪い交差点や横断歩道がいくつあるかを確認させる。 ○イラストの事例以外にも通行中危ないと思うことや危ない場所があれば発表させる。 ○交通事故は道路を渡るときに多く起きていることを伝える。
安全に道路を歩くにはどんなことに気を付ければよいだろう。	
展　開	
２．安全に道路を歩くための方法を知る。 ・ＤＶＤを視聴し、通行時の危険を考える。 【安全に通学しよう】ＤＶＤ ※歩行中の様々な場面や状況での危険と回避行動を理解する。 横断歩道を渡るとき 道路の向こう側に知り合いがいるとき 信号機のある交差点	○映像を見せながら、危険な場面で一時停止して、どんな危険があるか考えさせる。 ○事故に遭わないためにどんな行動をとればよいか、どんなことに気を付けて通行すれば良いかを考えさせる。 ＊道路横断のときは「とまる、みる、たしかめる」行動が大切 ＊信号が青になっても「とまる、みる、たしかめる」行動をしてから渡る ＊どんなことがあっても道路には飛び出さない ＊路上では遊ばない ＊お店の近くでは駐車場へ出入りする車に気を付ける ＊歩道いっぱいに広がって歩かない ＊駐車車両の直前・直後には近づかない ○児童の実態や通学路の状況に応じて、必要と思われる場面を選択する。

見通しの悪い曲がり角
駐車車両の間からの横断

3．安全な道路の歩き方を班で確認する。
・ワークシート内の危険と思う箇所にマルを入れ、その理由を話し合う。

【安全に通学しよう：ワークシート低学年用】

○特に横断の場面に着目させる。
○意見がまとまったら、各班で発表し、情報共有する。

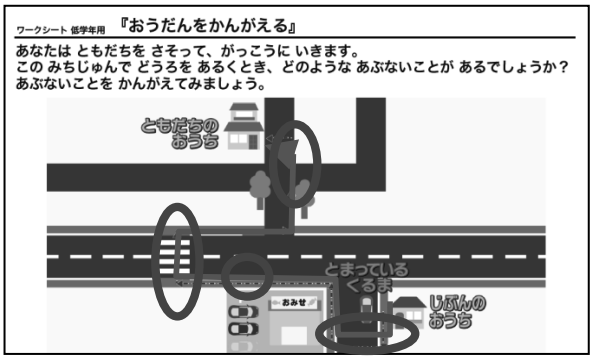

①駐車車両の近くを通らない。
②店の駐車場へ出入りする車に注意する。
③横断歩道を渡るときは「とまる、みる、たしかめる」通行をする。
④木で左右の道が見えにくく危険である。

まとめ

4．学んだことを振り返り、これからの生活に生かすことを考える。
・「とまる、みる、たしかめる」を帰りの通学路で実践し、継続する。

○自分の通学路と照らし合わせ、危険箇所を考えさせる。
○正しい通行や横断をしていても相手（車）の行動によって事故になる場合があることを伝える。
○小学生は体が小さいので、車のドライバーからは見落とされやすいことを伝える。
○今後は注意して通学するよう指導する。

・道路を横断するときには「とまる、みる、たしかめる」行動を心がける。
・どんな事があっても道路には飛び出さない。

評　価

・道路を歩く際の危険について理解し、安全な通行方法について考えている。

どの校種においても入学初年度に交通事故の件数が多く、年度が進行するに従い減少する傾向がある。特に小学校低学年では「歩行中」に事故にあう割合が高い。その結果から小学１年生では「歩行」に関して交通安全教育を早期に実施すれば事故の軽減につながると考えられる。
また、本展開例の学級活動の事後指導として生活の（１）「学校と生活」（みんなで通学路を歩こう）を位置付け、実際に通学路を通行し、危険箇所を発見したり、安全な通行の仕方「とまる、みる、たしかめる」を実践することで目標の実現を確認することができる。

関連する教科・行事等	生活：（１）「学校と生活」 道徳：低２－（４）感謝、低４－（１）規則の尊重

２　小学校　３・４年生

自転車に乗るときに気を付けることは？

指導する学年	３・４年	指導場面	特別活動（学級活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	自転車に乗る際の留意点を知り、安全な自転車の乗り方について考える。				
使用する資料	ＪＡ共済 「小学生向け交通安全教育ＤＶＤ：自転車基本編（小学３・４年生向け）」（平成 24 年）			基本的な指導内容 １　交通行動の基本 ２　交通状況への適応力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．自分の自転車の乗り方について振り返る。 ・ワークシートの質問に答える。 ・ＤＶＤを視聴する。 【小学生向け交通安全教育ＤＶＤ（チャプター１、２）】 ・自転車は自動車と同じ「車両」であることを認識する。	○自転車乗車時についての質問（ワークシート）に答えさせ、児童が自分の交通行動を振り返ることができるように指導する。 ○ＤＶＤ（７分 30 秒）を視聴させ、自転車に乗るときは交通ルールを守る必要性を伝える。 ＊歩道では歩行者が優先 ＊信号を守る ＊歩行者に怪我をさせた場合は自転車に乗っている人の責任になる ＊自転車の車体が安全であることが必要 ○視聴中に一時停止をして、潜む危険を考えさせる。
自転車に安全に乗るにはどんなことに気を付ければよいだろう。	
展　開	
２．自転車の整備点検のポイントを知る。 ・「ぶ・た・は・しゃ・べる」の頭文字からどこを整備点検すればよいか考える。 ・ワークシートに記入する。	○自転車の写真やイラストを提示し、考えさせる。 ぶ…ブレーキ※ た…タイヤ は…ハンドル しゃ…車体（サドル、ライト※、チェーン、反射材※） べる…ベル※ ※は法律で規定されている（自転車に装備されていないと違法自転車となる）。 ○自転車の装備等が壊れていると事故につながることを説明する。
３．ヘルメット着用と自転車整備点検の大切さについて知る。	○ＤＶＤを視聴させる前にヘルメットの有効性について触れる。 発問「自転車の事故を起こすと体のどの部

・ＤＶＤを視聴する。

【小学生向け交通安全教育ＤＶＤ（チャプター３）】

分を怪我しやすいと思う？」
→車とぶつかって車体に頭をぶつける、自転車で転んだ場合は地面に頭をぶつける

○ＤＶＤ（４分）を視聴させ、自転車整備点検についての留意点をワークシートに記入させる。

○ヘルメットの有効性について補足する。
＊自転車の死亡事故のほとんどが頭部外傷であり、ヘルメットを正しく着用すれば死亡事故の割合が４分の１に減少する

○小学生が自転車に乗るときはヘルメットの着用が道路交通法で定められている事を伝える。（注）→大人になっても命を守るにはヘルメット着用は重要。

まとめ

４．安全な自転車の乗り方を班で話し合い、実践できるようにする。
・ワークシートの自転車乗車時の質問結果を班で共有し、その感想を述べる。
・これからの生活で自転車に乗るときにどんなことに気を付ければよいか考え意見交換する。

○各質問項目で「はい（安全な行動・対策）」の人数が班の中に何人いるか確認させる。

○班での情報交換の結果を発表させ、思った以上に「できていない」ことに気付かせる。（「できている」では「大人はできているか」を考えさせる）

○自転車に乗っている時でも歩行時と同じように道路横断時には「とまる・みる・たしかめる」行動が大切であることを指導する。

○自転車は便利な反面、安全に運転しないと事故に遭う可能性が高くなることを指導する。

・自転車の点検整備は定期的に行い、自転車に乗る時には必ずヘルメットを着用する。
・自転車乗車時であっても歩行時と同じように「とまる・みる・たしかめる」行動を心がける。

評　価

・自転車の整備点検とヘルメット着用の重要性について理解している。
・自転車に乗るときも「とまる、みる、たしかめる」安全な行動をとるよう考えている。

学習指導要領においては低学年では「生活科」、高学年では「体育（保健領域）」で交通安全について学習する機会があるが中学年では教科で学習する機会がないため、継続性が保たれていないことも考えられる。本展開例では低学年→中学年→高学年の継続性としての側面と自転車の交通安全教室の事前指導としての側面がある。
（注）道路交通法 第 63 条の 11 においては「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」と規定されている。

関連する 教科・行事等	特別活動（学校行事）:「交通安全教室」 道徳：中４－（１）規則の尊重・公徳心

自転車に乗るときに気をつけることは?

自転車の乗り方を思い出して質問にこたえよう

1．自転車に乗っているときはスピードを出さない　　はい　　いいえ

2．交差点や曲がり角では止まって安全確認する　　はい　　いいえ

3．信号は必ず守っている　　はい　　いいえ

4．私の自転車はこわれていない（ブレーキ、ライト、ベル、反射材など）

はい　　いいえ

5．月に１回は自転車の点検をしている　　はい　　いいえ

6．自転車用のヘルメットを持っている　　はい　　いいえ

7．自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶる　　はい　　いいえ

自転車整備のポイントをまとめてみよう

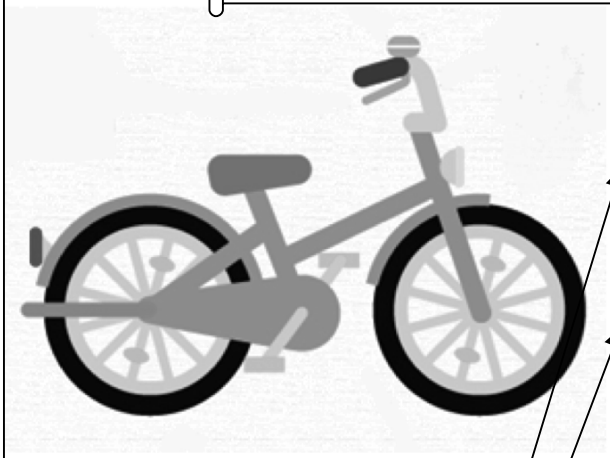

ぶ……（　　）

た……（　　）

は……（　　）

しゃ…（　　）

べる…（　　）

整備のポイント

自転車に乗るときに気をつけることは？解答解説編

自転車の乗り方を思い出して質問にこたえよう

枠囲みの問題は守れない場合は交通ルール（道路交通法）違反になります。

1．自転車に乗っているときはスピードを出さない
・・・特に歩道を走行している場合は**「歩行者優先」**です。スピードを出してはいけません。

2．交差点や曲がり角では止まって安全確認する
・・・自転車の事故原因の多くは**「安全不確認」**です。

3．信号は必ず守っている
・・・信号機のある交差点では信号機に従わなければなりません。

4．私の自転車はこわれていない（ブレーキ、ライト、ベル、反射材など）
・・・法律で自転車にはブレーキ（左右）、ライト、ベル、反射材の装備が義務付けられています。

5．月に１回は自転車の点検をしている
・・・特にタイヤの空気はチェックしましょう。壊れている自転車には乗らないようにしましょう。

6．自転車用のヘルメットを持っている
・・・法律によって小学生（13 歳未満の幼児・児童）はヘルメットの着用努力義務が規定されています。持っていない場合は購入しましょう。

7．自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶる
・・・ヘルメットを持っていても自転車に乗るときにかぶらなければ意味がありません。必ずかぶるようにしましょう。

自転車整備のポイントをまとめてみよう

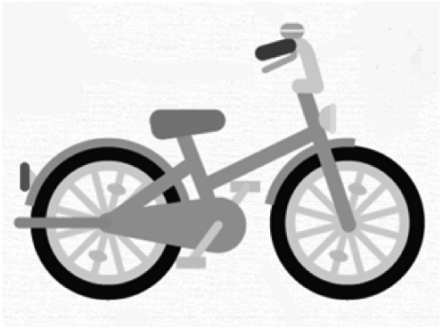

ぶ……（　ブレーキ　）

た……（　タイヤ　）

は……（　ハンドル　）

しゃ…（ しゃたい（車体））

べる…（　ベル　）

整備のポイント

- 左右のブレーキがきちんと効くか確かめる。
- タイヤの空気が抜けていないか、すり減っていないか、スポークが壊れていないか確かめる。
- ハンドルを上から見て、曲がったり歪んだりしていないか確かめる。
- サドルの位置は適切か（乗った時足裏の半分が地面に着く位置）。チェーンを回してみてカバーに当たらない、ライトは灯くか、反射材は壊れたり汚れたりしていないか確かめる。
- ベルを鳴らした時、きちんと鳴るか確かめる。

３　小学校　５・６年生

自転車ルールの理解と安全な行動計画

指導する学年	６年	指導場面	特別活動（学級活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	自転車の交通ルールを理解し、周囲の状況を分析し安全な行動計画をたてられるようにする。				
使用する資料	ＪＡ共済 「小学生向け交通安全教育ＤＶＤ：自転車発展編（小学５・６年生向け）」（平成 24 年）			基本的な指導内容 １ 交通行動の基本 ２ 交通状況への適応力 ３ 行動計画の力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．小学生・中学生の自転車事故の特徴を知る。 ・平成 24 年に発生した交通事故のグラフから交通事故の要因を考える。 ・中学校入学時に事故が急増することを知る。	○中学１年生では自転車事故の割合が増加していることを伝える。 ＊自転車で通学している生徒が多い ＊入学当初は学校までの交通状況や危険箇所がよくわからない ○小学６年生の時点で自転車の交通ルールを理解し、中学校までの通学路の危険を把握する必要性を知らせる。
交通事故に遭わないよう通行するには、どのように自転車の運転をすればよいだろう。	
展　開	
２．自転車の交通ルールについて理解する。 ・自転車安全利用５則に関連するクイズに答える。 ・答え合わせを行う（ＤＶＤを視聴する）。 【小学生向け交通安全教育ＤＶＤ：自転車発展編（チャプター７）】	○クイズを通じて、生徒の自転車ルールの理解度を把握する。 ○答え合わせとともにＤＶＤ（２分 30 秒）を視聴させ、自転車安全利用５則について解説する。 ○交通ルールの遵守だけでは交通事故が防げるわけではないことを説明する。 発問「交通ルールをちゃんと守れば事故はおこらないだろうか」→相手が違反すれば事故につながる、お互い気を付けていても事故が起こる時もある ○万一事故になった時の対策（ヘルメット着用）のことも考えさせる。 ○「とまる、みる、たしかめる」安全行動を確認させる。
３．班別に校区の中学校付近の経路に潜む危険箇所を見つけ、回避方法を考える。 ・保健「交通事故の防止」で学んだ交通事故の特徴や原因を想起する	○危険箇所の特徴をおさえる。 【場所】交差点、信号機のない交差点、見通しの悪い交差点、歩道のない細い道路 【形態】出合い頭による車との衝突、左折車の巻き込み、歩行者との衝突

・中学校区の拡大地図に危険箇所と回避方法を書き込む。 ・安全な通行ルートを考え、書き込む。	○危険な箇所の内容は赤付箋、その回避方法は青付箋で地図に貼らせる。
４．各班で作成した地図を発表する。 ・考えられる危険とその回避方法を発表する。 ・通行ルートとその理由を発表する。	○危険箇所を全体で共有させる。 ○発表した回避方法が正しいか、他の方法はないか他の班の意見を聞く。 ○危険箇所を通行するルートもあることを認識させ、危険予測や回避行動の重要性を伝える。
まとめ ５．本時の学習を振り返り、安全なルートの設定及び自転車運転の目標を立てる。	○交通ルールを守り、マナー良く自転車を利用することは自分だけでなく他人も守ることを確認させる。 ○目的地までなるべく安全なルートを考え、危険箇所を通る時には危険予測、回避行動がとれるよう意識させる。

・自転車安全利用５則を理解し、安全な交通行動を心がける。
・目的地まで安全なルートを設定できる。

評　価

・自転車の交通ルールを理解している。
・安全な通行ルートについて考えることができる。

全国平均をみると小学生では自転車事故の割合は１割程度であるが、高知県では４割程度であり全国と比べると、自転車事故の割合が高いのが特徴である。

また、全国の学年別の交通事故の状況をみると小学校・中学校・高等学校ともに死傷者は低学年ほど多く、学年が進行するにつれ減少していく。これは高知県でも同様の傾向を示している。

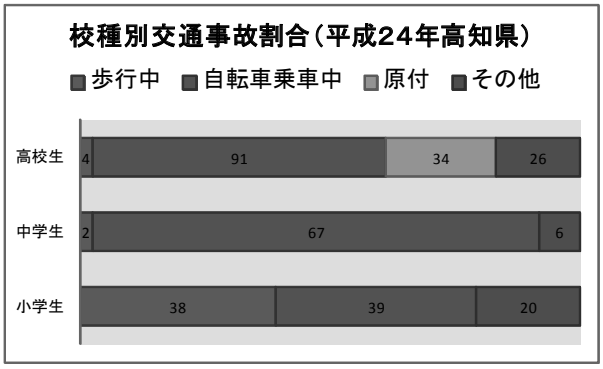

高知県の中学校の約９割が自転車通学を認めており、中学生になると多くの生徒が自転車通学になることからも、小学６年生から中学１年生にかけての「つなぎ」となる自転車に関する交通安全教育が重要となる。

関連する 教科・行事等	体育（保健領域）：けがの防止−交通事故の防止 道徳：高４−（１）公徳心

下のグラフは何を表わしているか考えてみよう

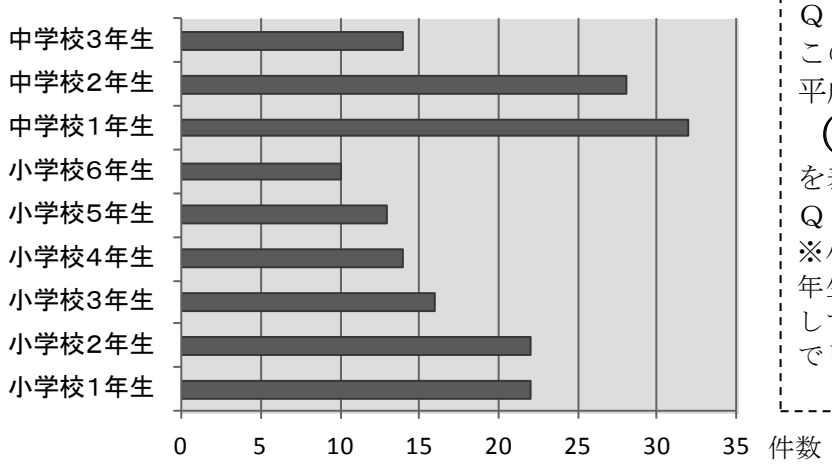

Ｑ１
このグラフは
平成 24 年に発生した
（　　）
を表わしています。
Ｑ２
※小学６年生から中学１年生にかけて件数が急増しています。それはなぜでしょうか？

自転車の交通ルールに関する問題

番号	問題文	回答欄
1	自転車は原則として車道を通行しなければならない	はい　いいえ
2	自転車で車道を通行する場合は右側通行をしなければならない	はい　いいえ
3	自転車で歩道を通行するときは歩道のどの部分を通行してもよい	はい　いいえ
4	自転車で歩道を通行するときにスピードを出して通行してもよい	はい　いいえ
5	自転車で歩道を通行中、歩行者がじゃまな場合、ベルを鳴らして警告してもよい	はい　いいえ
6	信号機のある交差点では信号機に従わなければならない	はい　いいえ
7	一時停止の標識がある場合は自転車も一時停止する必要がある	はい　いいえ
8	自転車横断帯がある横断歩道では自転車は自転車横断帯を通行しなければならない	はい　いいえ
9	自転車で道路を通行するときには友達と二人ならんで通行できる	はい　いいえ
１０	左右のブレーキのいずれかが壊れている自転車には乗ってはいけない	はい　いいえ
１１	かささし運転はしてはいけない	はい　いいえ
１２	けいたい電話を操作しながらの運転はしてはいけない	はい　いいえ
１３	自転車に荷台があれば二人乗りをしても構わない	はい　いいえ
１４	自転車を運転しながらイヤホンをして音楽を聴いても構わない	はい　いいえ
１５	小学生は自転車に乗るときはヘルメットをかぶらないといけない	はい　いいえ

下のグラフは何を表わしているか考えてみよう

解答編

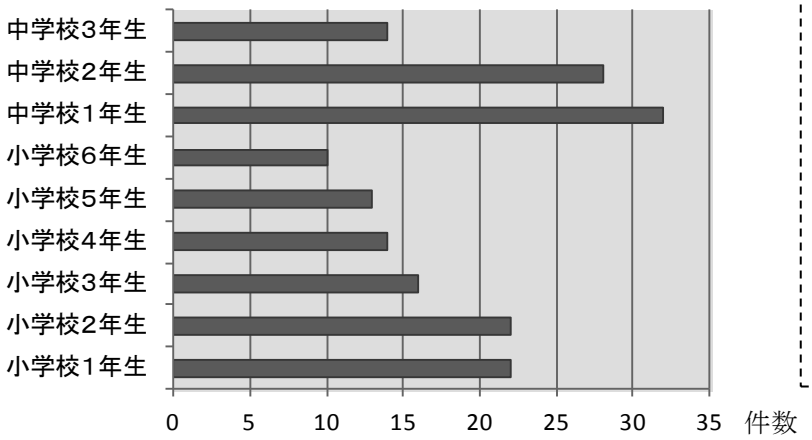

Ｑ１
このグラフは
平成 24 年に発生した
（ 交通事故件数 ）
を表わしています。
Ｑ２
※小学６年生から中学１年生にかけて件数が急増しています。それはなぜでしょうか？

「通学範囲や行動範囲が広がる、学校までの交通状況がわからない」などが考えられます

自転車の交通ルールに関する問題

番号	問題文	回答欄
1	自転車は原則として車道を通行しなければならない	はい　いいえ
2	自転車で車道を通行する場合は右側通行をしなければならない　（左側通行）	はい　いいえ
3	自転車で歩道を通行するときは歩道のどの部分を通行してもよい　（車道寄りを通行する）	はい　いいえ
4	自転車で歩道を通行するときにスピードを出して通行してもよい　（徐行して通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止する）	はい　いいえ
5	自転車で歩道を通行中、歩行者がじゃまな場合、ベルを鳴らして警告してもよい（一時停止しなければならない）	はい　いいえ
6	信号機のある交差点では信号機に従わなければならない	はい　いいえ
7	一時停止の標識がある場合は自転車も一時停止する必要がある	はい　いいえ
8	自転車横断帯がある横断歩道では自転車は自転車横断帯を通行しなければならない	はい　いいえ
9	自転車で道路を通行するときには友達と二人ならんで通行できる　（通行できない、並進可の標識がない所では並んで走ってはいけない）	はい　いいえ
１０	左右のブレーキのいずれかが壊れている自転車には乗ってはいけない	はい　いいえ
１１	かささし運転はしてはいけない	はい　いいえ
１２	けいたい電話を操作しながらの運転はしてはいけない	はい　いいえ
１３	自転車に荷台があれば二人乗りをしても構わない　（原則禁止です）	はい　いいえ
１４	自転車を運転しながらイヤホンをして音楽を聴いても構わない　（安全な運転に必要な交通に関する音が聞こえない状態となり危険なので禁止されています）	はい　いいえ
１５	小学生は自転車に乗るときはヘルメットをかぶらないといけない	はい　いいえ

４　中学校　１年生

事故に遭わない起こさない～自転車運転の自己理解と事故の責任・補償～

指導する学年	１年	指導場面	特別活動 （学級活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	自分の自転車運転を振り返り、安全な通行方法を考えるとともに自転車の加害者事故について理解する。				
使用する資料	文部科学省ＤＶＤ【安全な通学を考える】（平成 24 年） 本田技研工業（株）安全運転普及本部 【事故事例から学ぶ、自転車の危険走行】 http://www.honda.co.jp/safetyinfo/junior/			基本的な指導内容 ２ 交通状況への適応力 ３ 行動計画の力 ４ 社会生活の力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．自分の自転車運転について振り返り、交通事故の要因を考える。 ・ヒヤリ、ハット体験をワークシートに記入する。 ・ＤＶＤを視聴し、ワークシートに記入する。	○「安全な通学を考える」（文部科学省Ｈ24）のワークシートを使用する。 ○特に自宅から中学校までの通学路をイメージさせ、生徒自身の自転車運転と重ねて考えさせるよう配慮する。 ○ＤＶＤ視聴、ワークシート記入、感想発表において気付かせたいポイント ＊自転車事故の約６割が自転車側にも交通違反がある ＊自転車の乗り方によっては「事故に遭う可能性と事故を起こす可能性」がある ＊交通事故を起こす要因の一つに運転者の「心理状態」が挙げられる

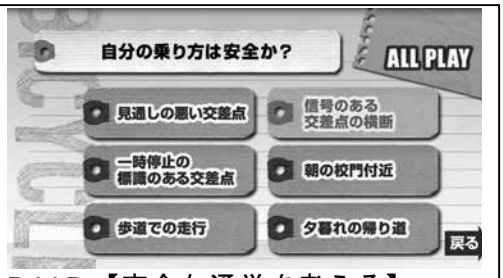

ＤＶＤ【安全な通学を考える】

・感想を発表する。

事故に遭わない、事故を起こさないためには何に気を付ければよいだろう。
自転車事故の加害者になるとどんな責任が発生するだろう。

展　開	
２．自転車事故の事例について班で話し合い発表する。	○各班で事故事例について次の観点から意見をまとめる。 ①自転車側にどんな危険行為（交通違反）があったか ②なぜ事故を起こしたか、運転者の心理状態を考える ③事故を起こしたらどんな責任や補償が発生するか（道義的な責任や損害賠償など）

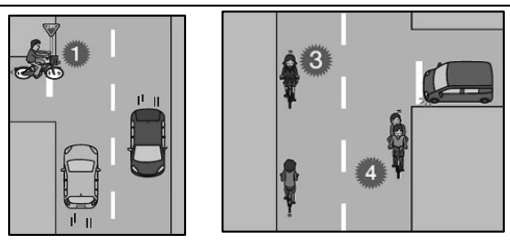

【事故事例から学ぶ、自転車の危険走行】

・危険な走行、心理状態、事故の影響について意見を出し合う。

３．交通事故遺族の手記を読む。
・「交通死亡事故」の影響を考える。
・感想を発表する。

○交通事故は本人だけでなく、家族や友達など周りの人間にも人生を変えるほどの悪影響を与えることを理解させる。
○加害者は一生罪の意識を背負って生きていくことを理解させる。

４．安全な自転車運転をするために、どのような気持ちの整理が必要か考える。

【安全な通学を考える】

○ＤＶＤ（気持ちを意識してみよう！）を視聴させる。
○交通ルールを知っていても、守れない実態があることを考えさせる。
○特に中学生は登下校中の事故が多く、時間に余裕をもった早めの行動を心がけるよう指導する。
○些細な不注意が交通事故につながることを意識させる。

まとめ

５．学習を振り返り、これからの自分の自転車運転の目標を立てる。

○個人の安全な交通行動が安心安全な交通社会を形成することにつながることを意識させる。

・「焦り、イライラ」「少しだったら違反しても大丈夫」など心理状態が交通事故につながるので、自分の心をコントロールできるようにする。
・加害者になった場合は損害賠償などの補償が発生するなど、自転車に乗ることには「責任」が生じる。

ＴＳマーク

評　価

・交通事故は心の状態が一つの要因であることに気付いている。
・加害者にならないよう他者にやさしい自転車運転の目標を立てている。

【交通事故被害者遺族の手記等】
高知県警察～交通事故の加害者・被害者遺族手記集～
www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/life/45707_118148_misc.pdf

【ＴＳマーク保険について】
ＴＳマークは自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示し、保険が付帯されています。ＴＳマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがあります。有効期間は点検整備の日より１年間です。補償内容等の詳しい内容は下記アドレス（高知県交通安全協会ＨＰ）より閲覧できます。
http://www.kochi-ankyo.or.jp/info/tsmark.html

関連する教科・行事等	特別活動（学校行事）:「交通安全教室」 保健体育（保健分野）：障害の防止「交通事故の現状と要因」「交通事故の防止」 道徳：中学校４－（１）法やきまりの意義

５　中学校　３年生

自分たちにできること～地域の安全を守る役割～

指導する学年	３年	指導場面	特別活動 （学級活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	交通社会を形成する自分と異なる立場を知り、自分にできる交通安全活動を考える。				
使用する資料	文部科学省ＤＶＤ 「安全な通学を考える」（平成 24 年）			基本的な指導内容 ３　行動計画の力 ４　社会生活の力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．高知県の交通安全運動についてのクイズに答える。 ・交通安全運動、交通安全日を答える。 ・なぜ、その活動を行うのかを考える。	○どんな人たちが関わっているか意見を出させる。 ＊警察、ＰＴＡ、地域ボランティア、交通安全指導員等 ○安全で安心な交通社会をつくるため、特に子どもの安全を確保するために多くの人たちが活動していることを理解させる。
地域の交通安全を守るために、自分にできる交通行動や交通安全活動には何があるだろう。	
展　開	
２．自分の交通行動を振り返り、周りへの影響を考える。 ・小さい子どもに影響を与えていることに気付く。 ・普段の自分の交通行動を振り返る。 【安全な通学を考える】	○ＤＶＤ（地域の安全を守る役①）を視聴させ、中学生の行動が周囲に見られていることに気付かせる。 ○小さい子どもはよくも悪くも周囲の影響を受けやすいことを伝える。 ○自分の交通行動が周囲に影響を与えることを意識させる。 ○交通社会には自分以外にも様々な立場の人がいることを知らせる。
３．交通社会における様々な立場の視点から、安全な交通行動について考える。 ・子ども（幼児）、高齢者、障害者、自動車ドライバーの視点。 ・各自で答えを記入する。 ・グループの中で意見交換する。	○ＤＶＤ（地域の安全を守る役②）を視聴させ、様々な立場の人々（子ども（幼児）、高齢者、障害者、自動車ドライバー）の気持ちになって「危険」と思う所について考えさせる。 ○どのような交通行動が様々な立場の人々の安全を守ることになるのか意見交換させる。 ○クラスや学校として、地域の交通安全に貢献できる活動を考えさせる。

【安全な通学を考える】

○交通ルールを守るとともに、相手に配慮した運転が大切であることを理解させる。

まとめ

4．自分ができる交通安全活動について考え実践できるようにする。
・今、自分にできること
・学校全体でできること

○友達同士で注意し合う、交通違反や危険な交通行動をしないよう声をかけあうなどできることから始めるよう意識させる。
○年齢が高くなるにつれ、自分の安全を守ることより他人の安全を守ることが増えていくことを理解させる。

・子どものお手本となるように交通ルールを守る。
・相手の立場を理解し、相手に配慮した交通行動を心がける。
・友達同士で安全な交通行動ができるよう声をかけあう。

評　価

・様々な立場の人々の交通上の危険を理解し、周囲に配慮した交通行動について意見を述べている。
・自分ができる交通安全活動や学校で取り組むことのできる活動について考えている。

交通社会では「みんながやっているから」という意識があるために、交通ルール違反や危険な交通行動をとることが問題となり、とりわけ自転車乗車中では周りがやっている違反運転を「当たり前」のようにとらえてしまう。そのようなことから、「交通ルールを守る」「安全な自転車運転を心がける」など学校全体で交通安全を推進していくことが大切である。

学校全体で交通安全を推進するには、交通安全委員を中心として、生徒会活動を充実していくことが考えられる。

また、全国には中学生が地域の小学校や保育所・幼稚園で出前授業を行う、朝の通学時間帯に小学生を見守る活動を行う、地域団体の主催する交通安全のイベントに参加するなど幅広く生徒会活動を行っている所もある。中学生が地域社会に貢献できる経験をすることは生徒自身も達成感が得られ、地域住民からも認められることで有能感を感じることにもつながる。

関連する 教科・行事等	特別活動（学校行事）:「交通安全教室」 保健体育（保健分野）：障害の防止「交通事故の現状と要因」「交通事故の防止」 道徳：中学校４−（４）役割と責任の自覚　４−（７）愛校心

知ってますか？交通安全運動、交通安全日

問１　高知県では春・秋・年末年始と交通安全運動が行われていますが、それぞれ何月に実施されているでしょうか

春の交通安全運動・・・・・・（　　）月
秋の交通安全運動・・・・・・（　　）月
年末年始の交通安全運動・・・（　　）月～（　　）月

問２　下の日は何を対象とした交通安全日でしょうか？語群から選びましょう

※毎月設定されています

４日・・・・（　　）
１５日・・・（　　）
２０日・・・（　　）
毎月第２・第４月曜日（　　）

ア…県民交通安全の日
イ…高齢者交通安全の日
ウ…シートベルト・チャイルドシート着用指導日
エ…原付・自転車街頭指導日
オ…児童・園児の交通安全の日

様々な立場から考えよう！

自分とは違うそれぞれ視点から、どんな危険があるか答えてみよう

立場	交通行動の特徴や危険
子ども	
高齢者	
視覚障害者 聴覚障害者	
自動車 ドライバー	

地域の交通安全を守るためにできることには何があるだろう

自分の取組

学校全体の取組

知ってますか？交通安全運動、交通安全日　解答編

問１　高知県では春・秋・年末年始と交通安全運動が行われていますが、それぞれ何月に実施されているでしょうか

春の交通安全運動・・・・・・（　４　）月
秋の交通安全運動・・・・・・（　９　）月
年末年始の交通安全運動・・・（　１２　）月～（　１　）月

問２　下の日は何を対象とした交通安全日でしょうか？語群から選びましょう

※毎月設定されています

４日・・・・（　ウ　）
１５日・・・（　イ、エ　）
２０日・・・（　ア　）
毎月第２・第４月曜日（　オ　）

ア…県民交通安全の日
イ…高齢者交通安全の日
ウ…シートベルト・チャイルドシート着用指導日
エ…原付・自転車街頭指導日
オ…児童・園児の交通安全の日

様々な立場から考えよう！

自分とは違うそれぞれ視点から、どんな危険があるか答えてみよう

立場	交通行動の特徴や危険
子ども	特徴や危険：視線が低い、目の位置がタイヤの高さにある、大人や車が大きく見える
高齢者	特徴や危険：急な飛び出しに対して自分たち以上に怖い思いをする、認知（見て反応する速さ）が遅い、視野が狭く急に視界に自転車が入って来る
視覚障害者 聴覚障害者	特徴や危険（視覚障害）：音が周囲の状況を理解する重要な情報、白杖の先で多くのことを感じている、近くをすぐ人が通ると怖い、周りの人から見ると弱視の人は健常者と同じに見えてしまう 特徴や危険（聴覚障害）：視覚の外から接近する自転車や車に気付かない
自動車 ドライバー	特徴や危険：歩道から車道へ急に出る自転車、自転車とすれ違うとき接触しそう、自転車が死角に入る

地域の交通安全を守るためにできることには何があるだろう

自分の取組

学校全体の取組

６　高等学校　２年生

交通行動の自己理解と行動計画

指導する学年	２年	指導場面	特別活動 （ホームルーム活動）	指導する時数	１時間
本時のねらい	自分の交通行動を振り返り、安全な行動計画を考えることができる。				
使用する資料	文部科学省 【危険予測学習教材：次はどうなる】（平成 14 年） 日本自動車工業会 【セーフティ・アクション２１】（平成 16 年）			基本的な指導内容 ２ 交通状況への適応力 ３ 行動計画の力 ４ 社会生活の力	

学習内容・活動	指導上の留意点
導　入	
１．自分の交通行動は安全かどうかを考える。 ・高知県の交通事故の特徴を知る。 ・ヒヤリ、ハット体験から自分の交通行動を振り返る。 高校生は登下校中の事故が多い 交差点での事故が多い 歩行時では飛び出しによる事故が多い 自転車乗車時では出合い頭の事故が多い 原動機付自転車では出合い頭、右左折時の事故が多い	○高知県の交通事故の特徴を知らせる。 ○ヒヤリ、ハット体験についてその状況と原因をワークシートに記入させる。 ○交通事故には様々な要因が関わっていることを伝える。 ○交通ルールや安全な行動について理解しているにも関わらず、危険な交通行動をする実態があることを伝える。 ○交通事故の原因の多くは主体要因（自分自身の行動）にあることを確認させる。 ○危険な箇所を通らない、危険な時間帯は注意して走行するなど行動を計画する力の必要性を知らせる。
安全な交通行動ができるために、どのような力が必要か考え、実践していこう。	
展　開	
２．安全に行動するために必要なことを考える。 ・ワークシートを使ってどんな危険があるか、安全に通行するには何に気を付けるべきか考え、答える。 ・自分の交通行動を振り返り、自己採点する。 【危険予測学習教材：次はどうなる】 【セーフティ・アクション２１】	○見通しの悪い交差点を例に挙げ、考えさせる。 ※学校の実情に応じて例を変える ○歩行時、自転車乗車時、原動機付自転車乗車時の３つの場面を取り上げる。 ○「安全確認」が大切であることを伝え、「とまる、みる、たしかめる」行動の重要性を再確認させる。 ○移動速度、相手の動き、自分の動きが事故に関連することを伝える。 ○自己採点を 100 点にするには、何が足りないか答えさせる。

３.【問題】から交通行動の場面で、どのような判断をするのか考える。	○行動を計画する必要性に気付かせる。

あなたは先日、自動車運転免許を取得しました。友達と一緒に遊びに行くことになりましたが、待ち合わせの場所は初めて行く場所です。連絡をすると友達はすでに待ち合わせ場所で待っています。待ち合わせ場所まで、大きな道路を通るルートは信号機が多くあり、交通量も多く、到着するまで時間がかかります（Aルート）。狭い道路を通るルートは信号機がなく交通量も少ないが見通しの悪い交差点が多いです（Bルート）。あなたはどちらのルートを通行しますか？

・個人でＡ、Ｂルートの特徴や問題点を答える。 ・各グループで意見交換し、問題点の解決方法を話し合う。	○ワークシートの問題から個人で選んだルートの理由を考えさせる。 ○ドライバーの特徴を示し、判断させる。 ＊免許取り立て（運転技術が未熟） ＊焦り（友だちを待たせている） ＊不安（初めて行く場所） ○各ルートの特徴、問題点をまとめ、全体で共有させる。 ○安全に通行するためには事前の対策が大切であることを実感させる。 ＊目的地までの通行ルートを考える ＊時間に余裕を持って行動する ＊交通状況を見て安全なルートを通行する ＊友だちに遅れる旨の連絡をする ＊焦り、イライラ運転をしない心構え
まとめ	○車を運転する人は初心者、高齢者、急ぐ人など様々存在することを意識させる。
４．学習内容をまとめ、安全な交通社会の一員として、これからの行動目標をたてる。	○交通事故を防ぐには危険予測、安全な行動、自分自身の感情コントロール、安全に通行できる行動計画が必要であることを確認させる。 ○一人ひとりの安全な行動が安心・安全な社会につながっていくことを意識させる。

自分の交通行動を自己理解し、安全な行動を考える。

感情をコントロールしたり、安全な通行ルートを考えるなど行動を計画する力を付ける。

評　価

・自分の交通行動の課題を把握し、それを解決できるよう考えている。

【交通事故と職業の関係】

高校２年生になると、就職もしくは進学に向けた活動が始まる。悪質な交通違反を犯したり、交通事故で人を死傷させるなど、罰金以上の刑事罰（罰金、禁固、懲役）を受けると就けない職業がある。教育教職員、裁判官、検察官、弁護士、保護司、職業訓練指導員、地方公務員、国家公務員、自衛隊員、公認会計士、司法書士などは禁固以上の刑で免許が与えられない。自分の将来と交通安全が密接につながっていることを併せて理解させたい。

関連する 教科・行事等	特別活動（学校行事）:「交通安全教室」 保健 :「（１）現代社会と健康−エ交通安全」

通学中ヒヤリ、ハットした体験を考えてみよう

①あなたの主な通学手段は？

②「危ない」と思った状況（場所、相手や自分の行動）を思い出して書いてみよう

③その原因は何だろう？チェックしてみよう　※原付：原動機付自転車

- □交差点で安全確認を行わなかった　□信号無視をした
- □標識を無視した（自転車、原付）　□無理な横断や斜め横断をした
- □スピードを出しすぎた（自転車、原付）
- □傘をさして走行した（自転車）　□歩行者の間をすり抜けた（自転車）
- □二人乗りをした（自転車、原付）　□友達と２列以上で走行した（自転車、原付）
- □走行中に携帯電話、メール、ヘッドフォンを使用した（自転車、原付）
- □夜間、無灯火で走行した（自転車、原付）
- □友達と一緒にいて安全確認を忘れた　□いつも車が来ない道なので油断した
- □急いでいて焦った　□怒っていた、ショックなことがあった
- □その他（　　）

安全に通行するためには

①交差点での危険について、それぞれの状況から危険と思う所と安全に通行するには何が必要か考えてみよう

ア　歩行時

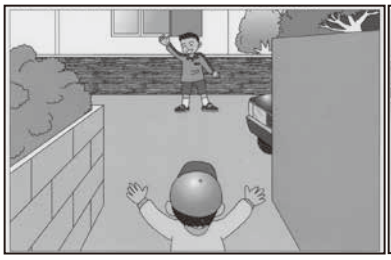

イ　自転車乗車時

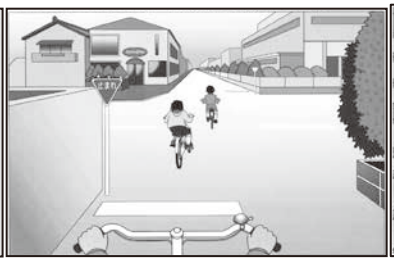

ウ　原動機付自転車乗車時

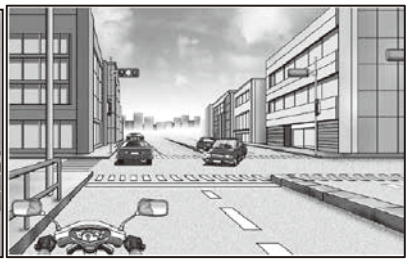

・危険と思う所は

ア	イ	ウ

・安全に通行するには何に気を付けるべきか

ア	イ	ウ

②自分の交通行動を振り返り自己採点しよう

あなたの安全確認の仕方は何点？

０点---２０点---４０点---６０点---８０点---１００点

100 点満点にするには？

目的地までの行動を考えてみよう

あなたは２０歳の学生です。

あなたは先日、自動車運転免許を取得しました。友達と一緒に遊びに行くことになりましたが、待ち合わせの場所は初めて行く場所です。連絡をすると友達はすでに待ち合わせ場所で待っています。待ち合わせ場所まで、大きな道路を通るルートは信号機が多くあり、交通量も多く、到着するまで時間がかかります（Ａルート）。狭い道路を通るルートは信号機がなく交通量も少ないが見通しの悪い交差点が多いです（Ｂルート）。あなたはどちらのルートを通行しますか？

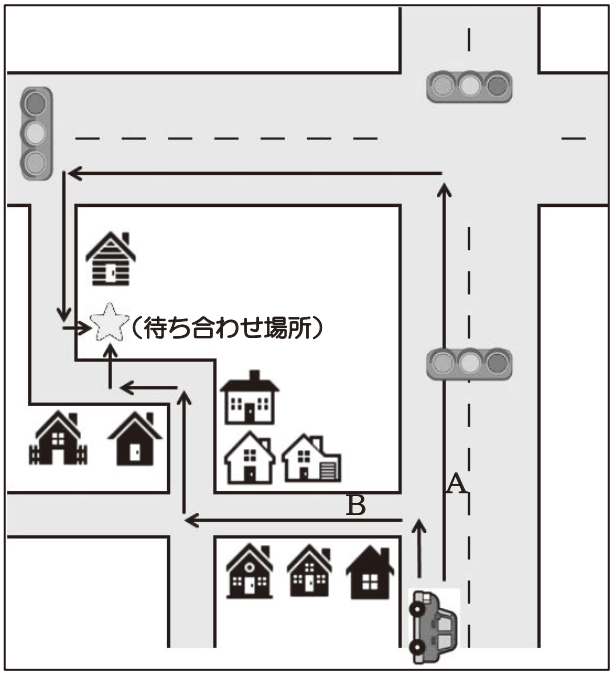

ルート

このルートを選んだ理由

Ａ・Ｂルートの特徴や問題点

Ａルート

Ｂルート

安全に目的地に到着するには、どのような対策をとればよいか

安全な交通社会の一員として

自分の交通行動における課題は？

これからどんなことに気を付けて行動しますか？

７　中学校・高等学校

Traffic Safety News を活用した交通安全学習

指導する学年	中学校 高等学校	指導場面	朝の会、帰りの会等 ＳＨＲ	指導する時数	（15 分）
本時のねらい	交通ルールを再認識するとともに、安全な交通行動を考えよう。				
使用する資料	Traffic Safety News ※高知県警が作成し、毎月１回県内中学・高等学校に配布している交通安全学習教材			基本的な指導内容 １　交通行動の基本 ２　交通状況への適応力	

学習内容・活動	指導上の留意点
１．Traffic Safety News について考える。 ・交通安全クイズに答える。 ・交通安全ニュースを読む。 【Traffic Safety News10 月号】	○Traffic Safety News を配付する。 ○交通安全クイズに取り組ませる。
２．隣同士で解答を確認し、意見交換する。 ・交通安全クイズの解答を確認する。 ・交通安全ニュースについて感想を話し合う。	○クイズの解答について生徒に手をあげさせ、交通ルールの理解度を把握する。
３．解答を知り、自分の考えとの相違点を確認する。 ・今日の交通ルールのポイントを理解する。 ・資料を持ち帰り、家庭で話題にする。	○解答用紙を配布し、解答を確認させる。 ○クイズの正解を説明する。 ※道路交通法上の根拠 ※安全に通行するための根拠 ○交通安全ニュースを確認し、生徒自身の交通行動に危険はないか確認させる。 ○交通安全について家庭で話題にできるよう意識付ける。

【Traffic Safety News について】

この教材は上記のような展開例で交通ルールの理解や安全な自転車走行について短い時間で指導できるようになっている。また、交通安全クイズなど生徒に答えさせる活動を通じて、生徒の交通ルールに関する理解度などの実態把握ができる。

また、この教材は高知県警察のホームページからダウンロードが可能なので、学校の実態や課題に合わせて教材を再度使う事もできる。

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/index_koutuanzen.html

関連する 教科・行事等	日常の交通安全指導、登下校時の指導

自転車交通安全教育の時間　10月号

Traffic Safety News

～　交差点の右左折について　～

1　交通安全クイズ　　「信号交差点」の右折方法

①自転車に乗って「車道」を通行中、写真1の信号のある交差点に来ました。
交差点を右折する時、正しい右折の仕方は、方法①もしくは方法②
のどちらでしょうか？

答え

危険予知　クイズ　　「住宅街のせまい道路」

②自転車で写真2の道路を運転しています。
交通事故を防ぐため、どのような点に気をつけますか？

２　交通安全ニュース

【事故の概要】

車と自転車が正面衝突！！
自転車は大破しましたが、自転車運転手はヘルメットを着用していたので、頭部に大きなケガをせず、一命を取りとめました！！

【事故イメージ図】

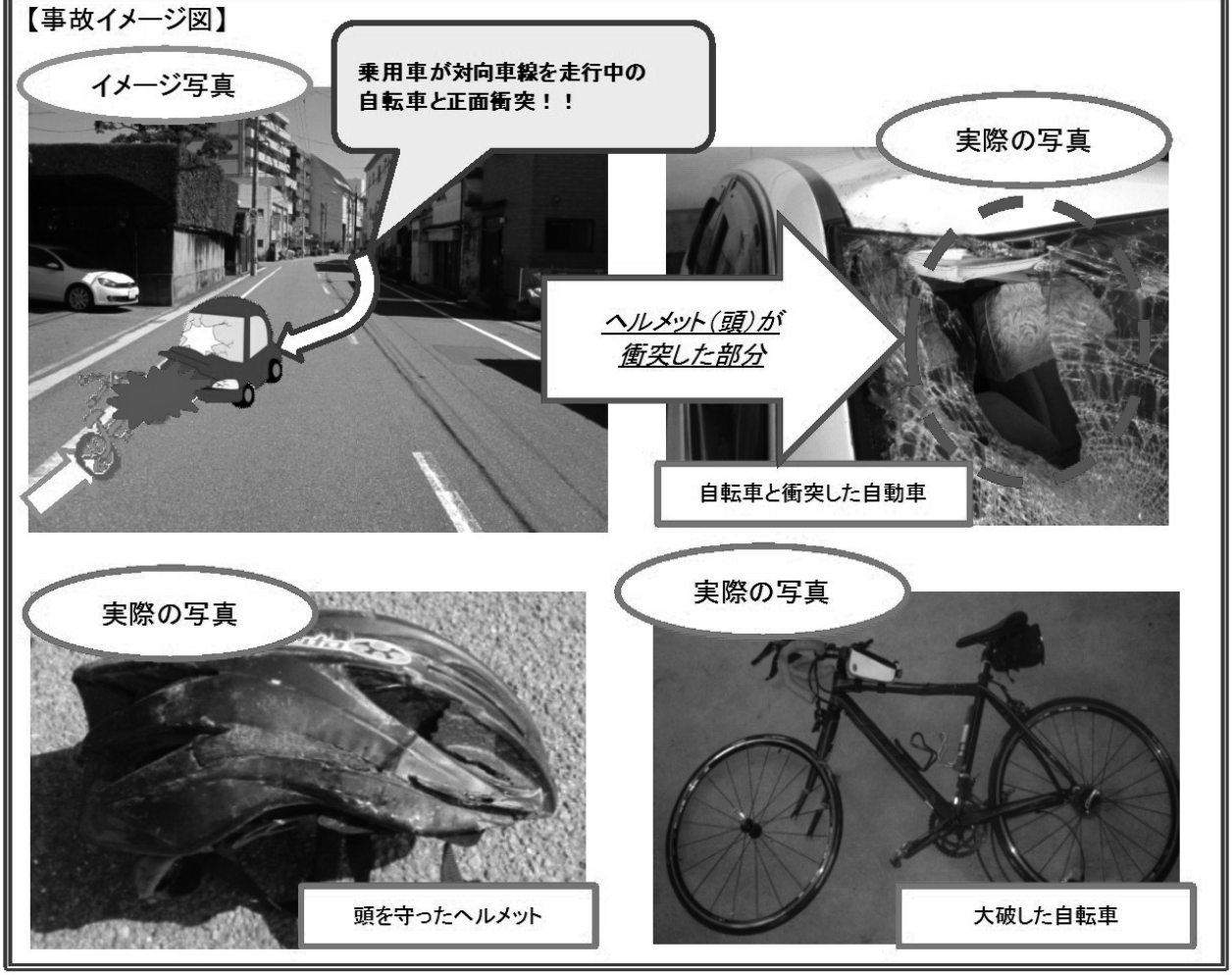

「ヘルメットの効果」について、ちょっと考えてみてください

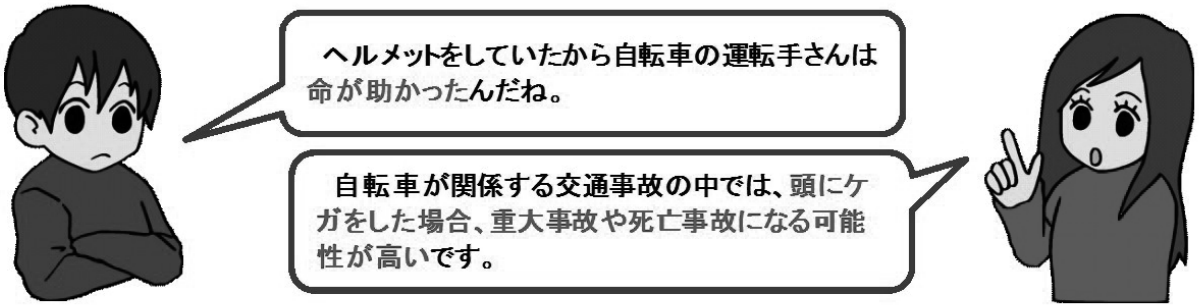

●平成24年中の全国で自転車乗用中に亡くなった人は563人でしたが、そのうち、頭をケガしたため、亡くなった人は「357人（63．4%）」でした。

自転車交通安全教育の時間　10月号

Traffic Safety News 解答

～　交差点の右左折について　～

1　交通安全クイズ　「信号交差点」の右折方法

①自転車に乗って「車道」を通行中、写真1の信号のある交差点に来ました。
交差点を右折する時、正しい右折の仕方は、方法①もしくは方法②の
どちらでしょうか？

答え　**1**

自転車横断帯がある交差点では、安全確保のため、自転車横断帯を渡りましょう。

「信号の無い交差点」の右折方法

① あらかじめ、道路の左の端に寄る
② 左右の安全確認をする
③ 交差点を「大回り」するようにして右折する。

左右の安全確認を忘れずに！

自転車で自動車の様に交差点の中心近くを右折すると
「自転車の交差点右折方法違反」となります。
（罰則　2万円以下の罰金又は科料）

自転車で走行中、交通ルールを守る義務が発生します。
交通ルールを守りましょう！！

危険予知　クイズ　　**「住宅街のせまい道路」**

②自転車で写真2の道路を運転しています。
交通事故を防ぐため、どのような点に気をつけますか？

2　交通安全ニュース

ヘルメットを着用しましょう。

【事故の概要】

車と自転車が正面衝突！！
自転車は大破しましたが、自転車運転手はヘルメットを着用していたので、頭部に大きなケガをせず、一命を取りとめました！！

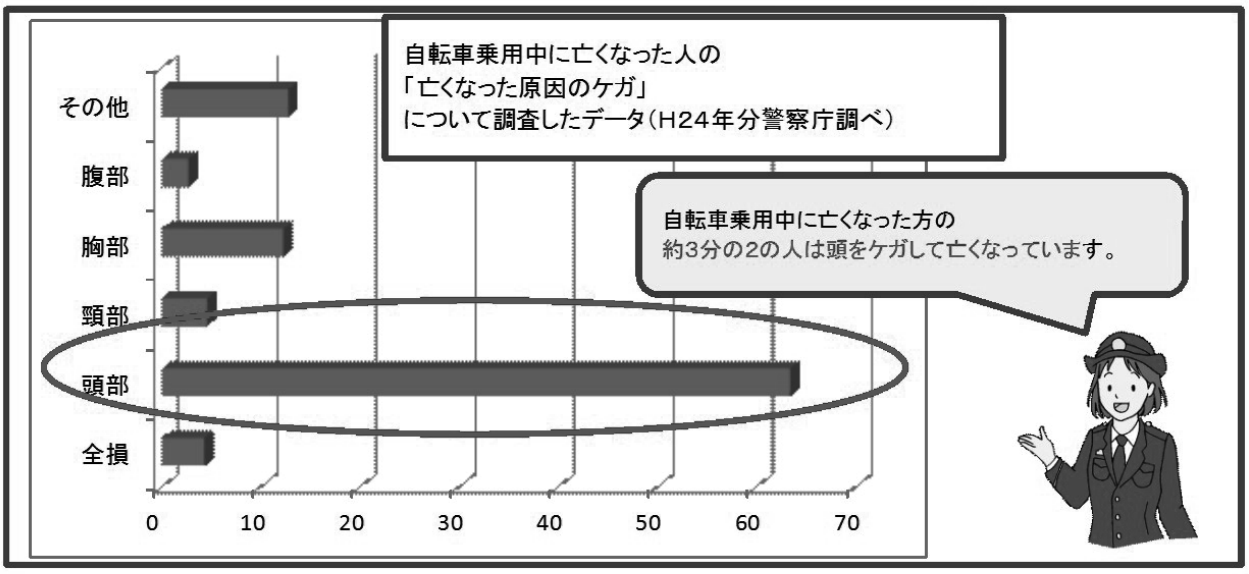

頭を守ったヘルメット

大破した自転車

自転車交通安全教育の時間　10月号　【指導者用解説】

Traffic Safety News

～　交差点の右左折について　～

1　交通安全クイズ

はじめに…

自転車の自転車横断帯による交差点通行については･･･
※　道路交通法第63条の7第1項
「交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、
　その自転車横断帯を通行しなければならない。」
と規定されているので、
「**交差点に自転車横断帯がある場合は、**
　　自転車横断帯を必ず渡りましょう」。
このことが大前提となります。

自転車横断帯がある交差点では、安全確保のため、自転車横断帯を渡りましょう。

ポイントです

その上で･･･

自転車の右折については･･･
※　道路交通法第34条第3項
「軽車両（自転車）は、右折するときは、あらかじめその前から道路の左端に寄り、かつ、交差点の側端にそって徐行しなければならない。」（罰則･･･2万円以下の罰金又は科料）
と規定されているので、
「**交差点を右折する場合は、交差点内を大回りする様に右折しましょう**」。

この事から、クイズについては･･･

①自転車に乗って「車道」を通行中、写真1の信号のある交差点に来ました。
交差点を右折する時、正しい右折の仕方は、方法①もしくは方法②
のどちらでしょうか？

答え　**1**

と、なります。

自転車横断帯の無い交差点についても、交差点の内周を外大回りで徐行して右折してください。

まずは生徒さんに危険なポイントを列挙してもらってください。

住宅街
（家から人が出てくるかもしれない）

危険予知のポイントです

下校中の小学生（歩行者）

写真2

【指導上の留意点】
① 住宅街の「狭い道路」であることを説明のうえ、生徒から、注意点を列挙させて、
「交通事故防止のポイント」
「加害者とならないために」(歩行者と衝突すれば、相手に怪我を負わせてしまう)
「被害者とならないために」(車が進行してくるかもしれない「かもしれない」という考え方)
に気づかせてください。また、学校周辺に同様の場所があれば、学校周辺においても同様であることを指導してください。

2　交通安全ニュース

死亡事故となっても不思議でない
車両の損壊状況です。

ヘルメットが頭部を
保護しています。

自転車乗用中の死者は
頭部損傷が高い割合です。

H24年警察庁調べでは、自転車乗用中の死者のうち約3分の2の人は頭部をケガして亡くなっています。(563人中357人)

【依頼項目】
生徒にヘルメットの重要性について考えさせてください
もしも、交通事故に遭った場合、ヘルメット着用の有無によって、
「命が助かるか否かが分かれるケースがある」
ことを生徒に気づかせてください。

ヘルメットにより、自分の将来を守ることができることについて、ご指導をお願いします。

教員の皆様にも自転車を運転される際の、ヘルメットの着用を推奨します

- 事故に遭わないのが一番ですが、万一の場合に備え、自転車保険等の加入についても確認してみましょう。
- ヘルメットの安全性能についても良く確認しましょう。

お願い
上記の写真内容については、
○ご家族等が同様の事故で死傷されている場合等
指導が相応しくない事も考えられますので、「各校のご判断で、指導項目の取捨選択」及び、「場合によっては、交通安全ニュースの生徒への配付の中止」もご判断ください。

８　その他の事例

交通安全に関する様々な取組

【安芸市立井ノ口小学校の事例】

校内で交通安全教室を行った後、学校周辺の公道を使って、実際に歩行、自転車の乗り方の安全教室を実施。狭い路地や交差点など危険箇所の各ポイントで「自転車チェック表」を使って子どもの自転車の乗り方等を指導している。

また、４～６年生が地域ボランティアの方とともに通学路の危険箇所や校門前で下級生への交通安全指導を行いながら街頭啓発活動を実践している。

実際の通学路で安全な通行方法を実践することや交通安全意識を高める活動など、保護者、地域、関係機関が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を確保する取組が行われている。

◆公道を使った交通安全教室

【１・２年生：道路の安全な通り方】

【３～６年生：自転車の安全な乗り方】

◆交通安全街頭啓発活動（安芸市ハッピースマイル運動）

３　交通安全教育資料・ホームページ等

【安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～】（平成 25 年３月　文部科学省）

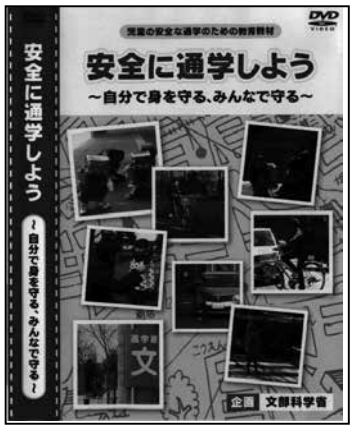

小学生の発達段階に合わせて、自ら獲得した知識に基づいて的確に判断し、迅速に安全行動をとることができるようになることを目的に作成された教材。

危険予測や回避のトレーニングができる内容になっており、それぞれのチャプターは 10 分程度で構成され、短い時間での学習にも活用できるＤＶＤ教材である。

また、交通安全だけでなく生活安全（防犯）、災害安全（防災）の領域にわたって「安全な通学」という視点で構成されている。　※小学校のみ配布

【安全な通学を考える～加害者にもならない～】（平成 24 年３月　文部科学省）

自己の交通行動を振り返る、危険予測トレーニング、気持ちを整理する、地域の安全を守る等の内容で構成されており生徒の安全行動の形成を促すことを目指している。

交通安全について日常生活でありがちな状況を再現した事例映像や、自転車についての資料映像、授業を行う際の指導のポイント及び生徒が使用するワークシート（ＰＤＦ）が収録されているＤＶＤ教材である。

※中学校、高等学校のみ配布

【Safety Action21 高校生の交通安全教育】（平成 16 年８月　一般社団法人日本自動車工業会）

随時発生する交通安全上の問題や課題だけでなく計画的な指導に活用できる構成（21 項目）となっており、自転車乗車中・二輪車乗車中・四輪車乗車中といったテーマ、交通社会人になるための事前教育といった内容で構成されている冊子及びデータの入ったＣＤである。また、下記のアドレスより無料でダウンロードできる。

http://www.jama.or.jp/safe/safety/

※高等学校のみ配布

【小学生向け交通安全教育ＤＶＤ】（平成 24 年度　ＪＡ共済）

児童の成長段階に応じた内容で学習できるよう、１・２年生（歩行編）、３・４年生（自転車基本編）、５・６年生（自転車発展編）の３編構成となったＤＶＤ教材であり、児童・保護者も使えるシートも同封されている。また、下記のアドレスより無料で動画のダウンロードができる。

※小学校に配布

http://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/safety/safety.html

【自転車交通安全教育ＤＶＤ：事故にあわない　事故をおこさない～自転車を運転するときの危険と責任～】（平成 23 年度　ＪＡ共済）

被害者・加害者双方の視点から事故を考えられるよう「被害者としての痛み」「加害者としての責任」という視点から自転車事故の怖さと交通ルールの大切さを伝える内容となっている。また、自転車と車の衝突実験の映像やスタントマンによる模擬交通事故の映像も収録されており、映像を通じて事故の怖さを実感できる。朝の会や終わりの会など短い時間でも指導できるよう１分から５分程度の短いチャプターで構成されている。

※中学校・高等学校に配布

【自転車交通安全教育ＤＶＤ：事故…。それは突然に…。】（平成 24 年度　ＪＡ共済）

自転車事故を「自分のこと」と感じられるよう事故映像のリアリティを追及するとともに、事故を防ぐため必要な危険を「予測する力」と「安全に回避する力」を身に付けることに重点が置かれ制作されているＤＶＤ教材である。また、下記のアドレスより無料で動画のダウンロードができる。

※中学校・高等学校に配布

http://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/safety/safety.html

◇交通安全に関する情報収集には次のインターネットのホームページが便利です。

高知県警察ホームページ「こうちのまもり」
http://www.police.pref.kochi.lg.jp/
安全で安心な高知県の実現を目指して、犯罪防止や交通安全への取組など、様々な情報を発信しています。コンテンツ内の「交通安全」では、交通事故の現状や事故防止の資料などが掲載されており、「キッズ・プラザ」（小学生のためのＷＥＢサイト）ではクイズ形式で学べる教材もあります。

一般財団法人日本交通安全教育普及協会
http://www.jatras.or.jp/
事故のない社会の実現を目指して、地域に密着した参加・体験・実践型の交通安全教育の普及に取り組むとともに、その担い手である交通安全教育指導者の養成などに努めており、交通安全教育に関する教材や取組事例などが掲載されています。

一般財団法人全日本交通安全協会
http://www.jtsa.or.jp/
「交通安全子供自転車全国大会」の開催や「交通安全年間スローガン」「交通安全ファミリー作文コンクール」などの取組を行っており、交通安全教材に関する情報も掲載されています。

一般社団法人高知県交通安全協会
http://www.kochi-ankyo.or.jp/
高知県の交通安全に関する広報活動、交通安全教室の実施、街頭指導などの活動を行っており、交通安全に関する教材の貸し出しも行っています。

公益財団法人交通事故分析センター
http://www.itarda.or.jp/
「人・道・車」の観点から交通事故の総合的な調査分析を行い、研究成果を提供しており、交通事故調査分析冊子「イタルダ　インフォメーション」を発行している。過去の「イタルダ　インフォメーション」はこのホームページから閲覧することができます。

Ｈonda　の交通安全
http://www.honda.co.jp/safetyinfo/
Safety for Everyone　すべての人の安全をめざして、安全知識や運転技術を伝えたり安全に関わる機器の開発等を行っている。2009 年からは地域社会と一体となって、子どもから高齢者まで各年代に応じた交通安全教室を全国展開しており、各地で講義や実技指導を行っています。また、交通安全教材も多く開発しており、ホームページから閲覧・ダウンロードして利用できます。

Ⅲ　資料

本資料は、「ワークシート編」「交通ルール資料編」「交通統計編」で構成している。

「ワークシート編」は、教科（生活、体育及び保健体育）、特別活動、朝の会、帰りの会などに交通安全教育を行う際に教材として使用できるようにしている。また、高知県教育委員会事務局学校安全対策課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301）に電子ファイルを掲載しており、このファイルを自由に加工して使うことができる。

「交通ルール資料編」は、基本的な交通ルールや道路交通法、標識の意味などを記載しており、教職員が交通安全教育を行う際に確認するとともに、児童生徒等への配布資料としても活用できる。

「交通統計編」は、全国や高知県の交通事故の分析データを掲載しており、交通事故の特徴や傾向などを知ることができる。
なお、これらのデータは、交通安全学習や学級通信など子ども・家庭への啓発、学校の掲示物等への活用など教育目的に限り使用できる。

高知県警察シンボルマスコット

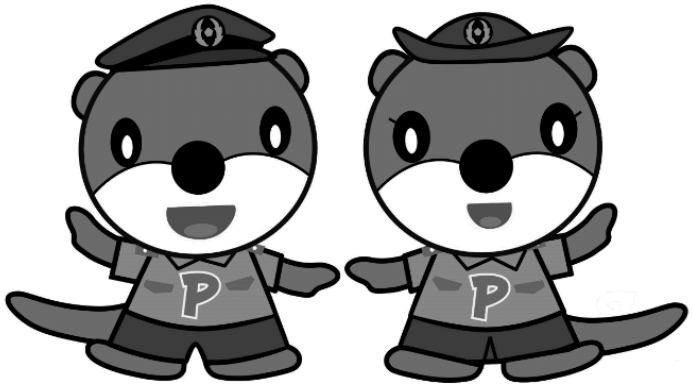

ポリンくん　　ポーリーちゃん

ワークシート編

基本的な指導内容「１　交通行動の基本」　対象：小学校１年生～４年生

こうつうルールをまもっていない人をみつけて〇でかこみましょう。

問題１

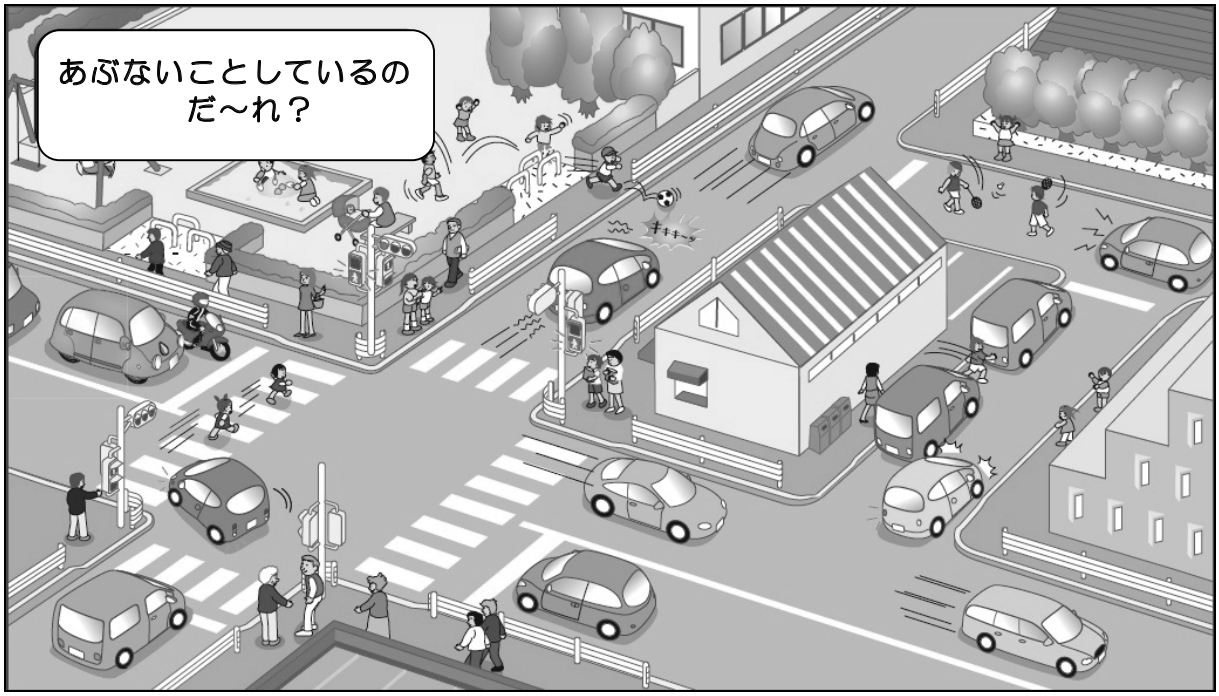

問題２

解答（教職員用指導資料）

問題１　解答

◆飛び出し（青い帽子をかぶった男の子）

　ボールが道路へころがったとき、すぐに取りに行くと危険です。まわりの安全をよく確かめてから取りに行きましょう。

◆信号無視（赤い洋服を着た女の子たち）

　青信号が、チカチカしているときは、渡りはじめてはいけません。次にまた信号が青くなるまで待ちましょう。

◆路上遊戯（赤い帽子をかぶった女の子と男の子）

　人通りの少ない道路でも、急に車が走ってくることがあります。道路での遊びはやめましょう。

◆止まっている車の前後からの横断（青いシャツを着た男の子）

　止まっている車の前や後ろからの横断はとても危険です。近くに横断歩道があるときは必ずそこを渡るようにしましょう。

問題２　解答

◆信号無視をして横断している子

　赤信号で横断してはいけません。必ず青信号まで待ちましょう。青信号がチカチカしているときは、渡りはじめるのをやめ、次の青信号まで待ちます。また、青信号でも「右・左・右」と車が来ないか安全を確かめてから渡りましょう。

◆歩道を自転車で並んで走っている子

　決められた場所以外では自転車は並んで走ってはいけません。縦一列に並んで走りましょう。また、スピードを出すと、たいへん危険です。ゆっくり走り、歩道を歩いている人がいたら、一度止まったり、押して歩いたりしましょう。

◆ボールを追いかけ道路へ飛び出そうとしている子

　ボールが道路へころがったとき、すぐに取りにいくと危険です。必ずまわりの安全をよく確かめてから取りに行きましょう。また、人通りの少ない道路でも、急に車が走ってくることがあります。道路での遊びはやめましょう。

◆斜めに道路を渡っているおじいさん

　道路を斜めに横断することは、安全確認がしづらいうえ、車道にいる時間が長くなり、たいへん危険です。道路は直角に横断しましょう。また、道路を横断するときは、近くの横断歩道等を利用するようにしましょう。

提供：一般財団法人日本交通安全教育普及協会

基本的な指導内容「２　交通状況への適応力」　対象：小学校３年生～中学生

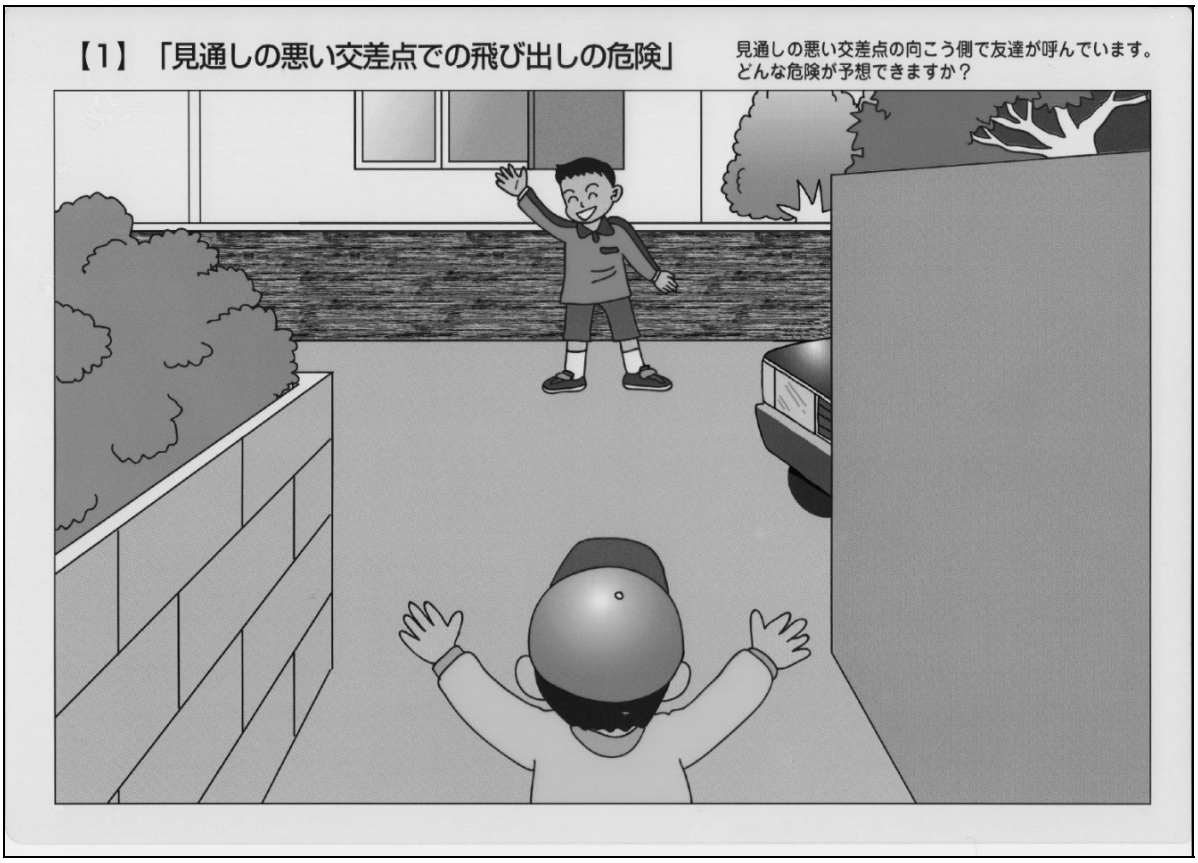

どんな危険が予想できますか？図に〇を入れ、その理由を答えよう。

どうすればその危険を回避できますか？その方法を答えよう。

以下の【2】～【13】を差し替えてワークシートとして利用できます。
解答は、下記アドレス（文部科学省ホームページ）を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

「交通安全に関する危険予測学習教材：次はどうなる？（H14 文部科学省）」を一部改変

【2】「信号機のある交差点の危険」

大きな交差点で信号が青になりましたが、おしゃべりしながら渡ろうとしています。どんな危険が予想できますか？

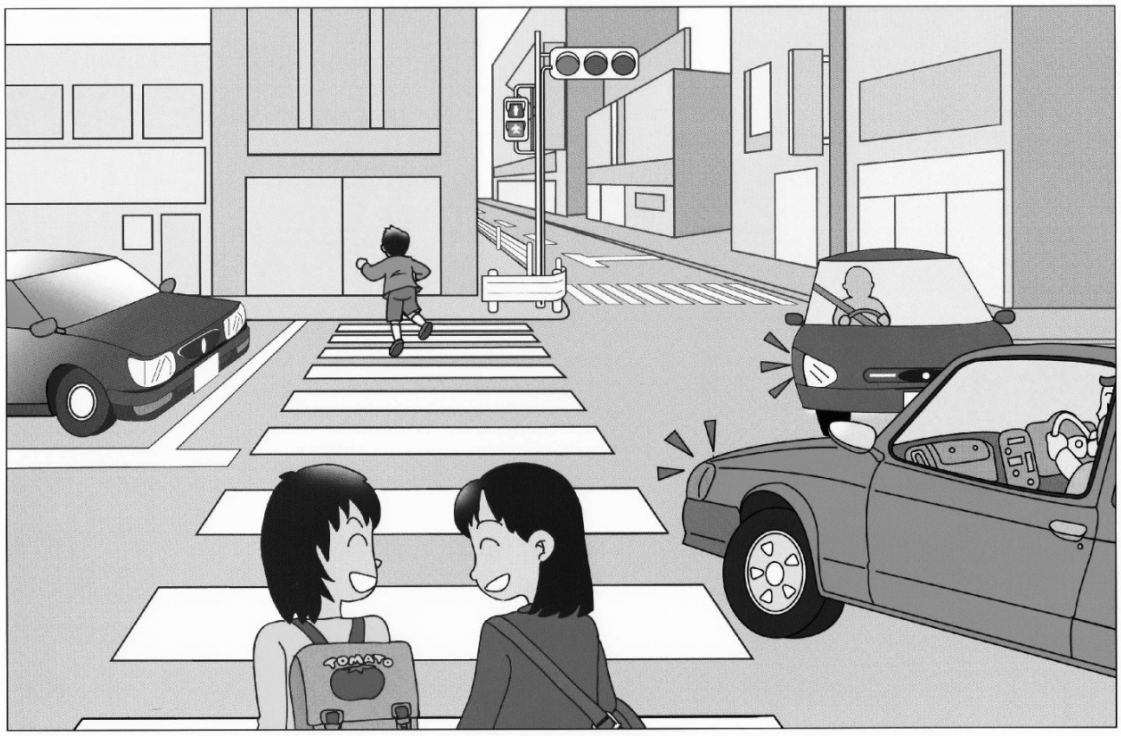

【3】「停車中の車両間の横断の危険」

停車車両の間をすり抜けて、友達の後から道路を横断しようとしています。どんな危険が予想できますか？

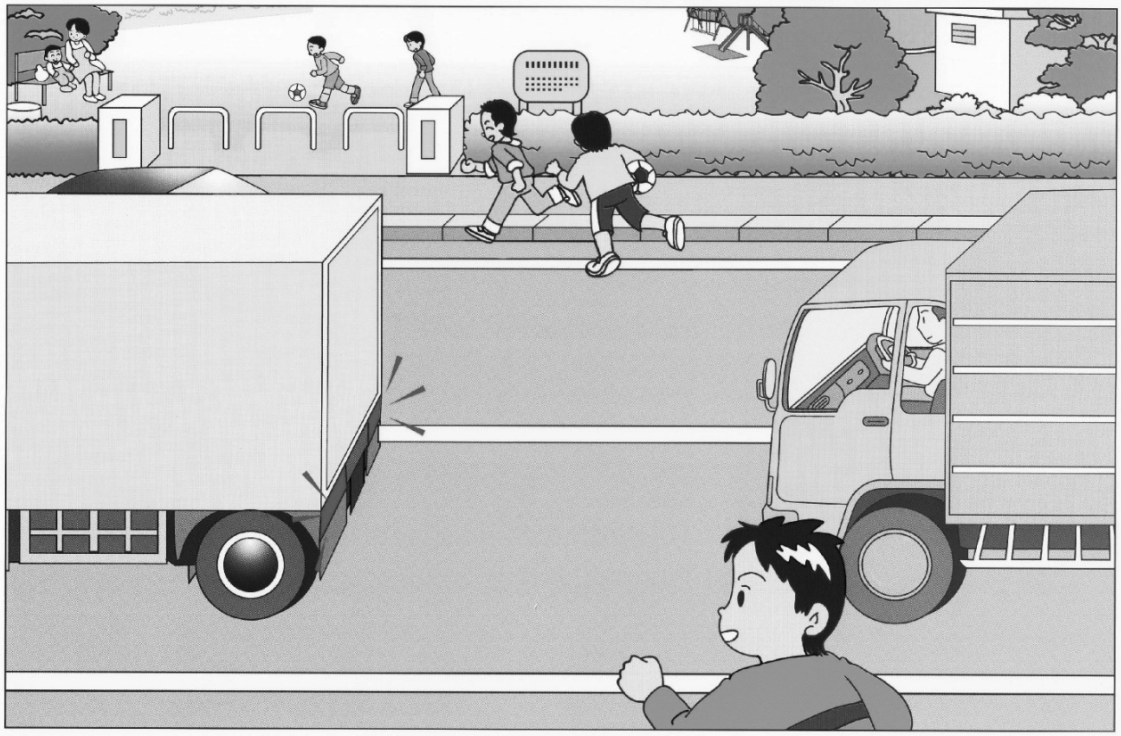

【4】「駐車中の車両脇の歩行の危険」

路側帯のある道路の左端いっぱいに駐車している車両の脇を歩行しようとしています。どんな危険が予想できますか？

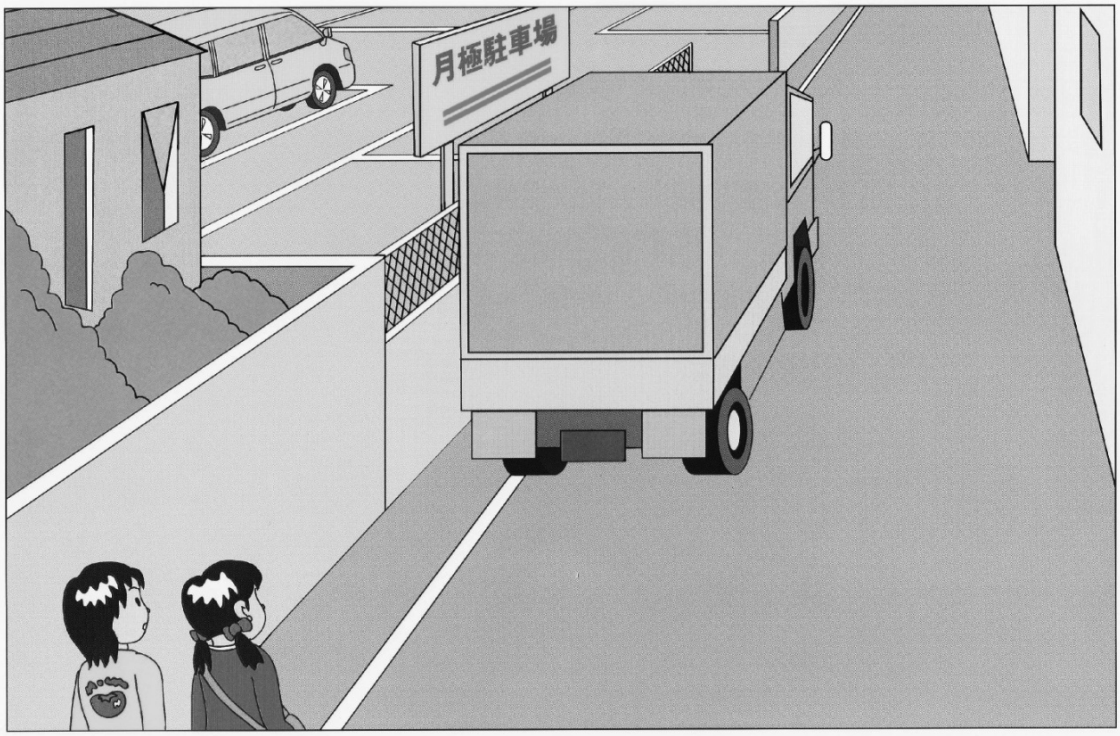

【5】「右側通行の危険」

見通しが悪いカーブを右側通行しています。
どんな危険が予想できますか？

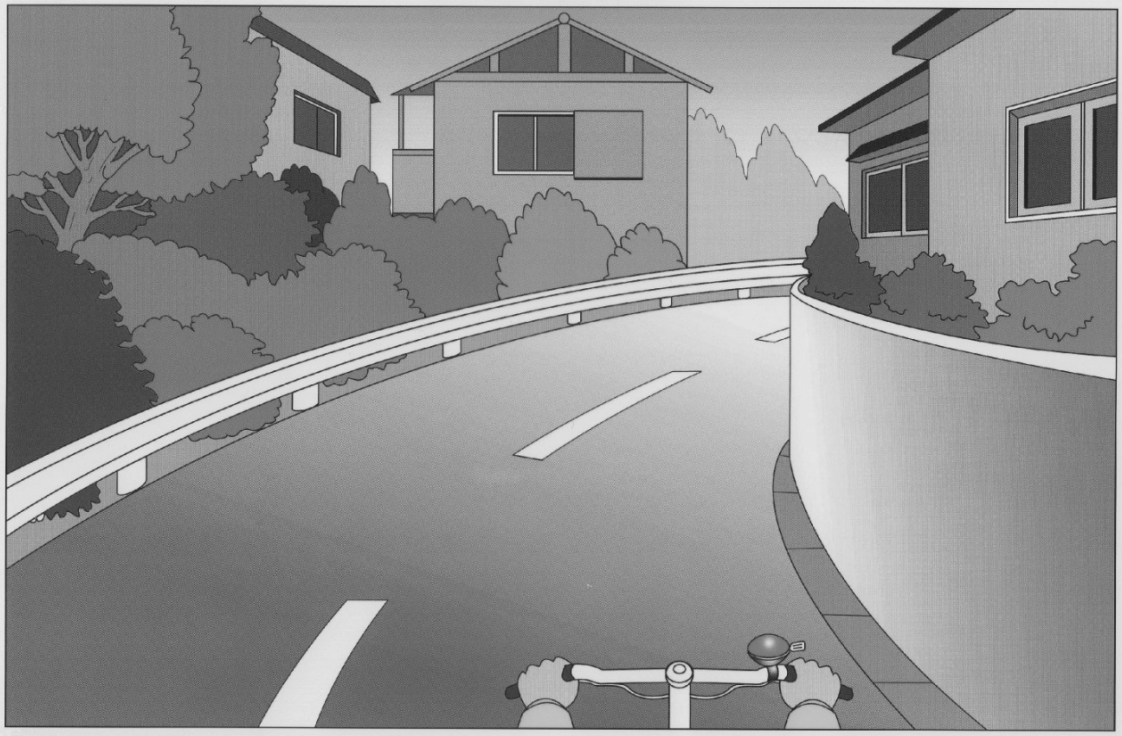

【6】「一時停止無視の危険」

前方に一時停止の標識がある下り坂を走行しています。
どんな危険が予想できますか？

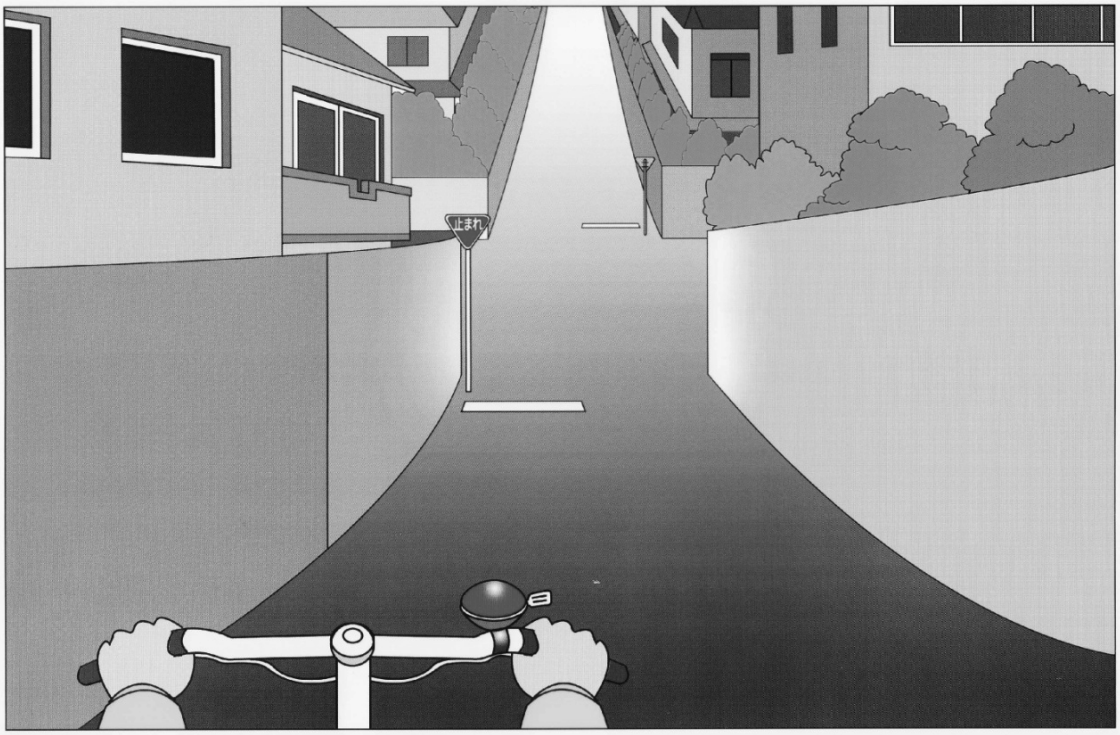

【7】「歩道走行の危険」

自転車通行可の歩道を走行しています。前方には幼児を連れたお母さんと
お年寄りがいます。どんな危険が予想できますか？

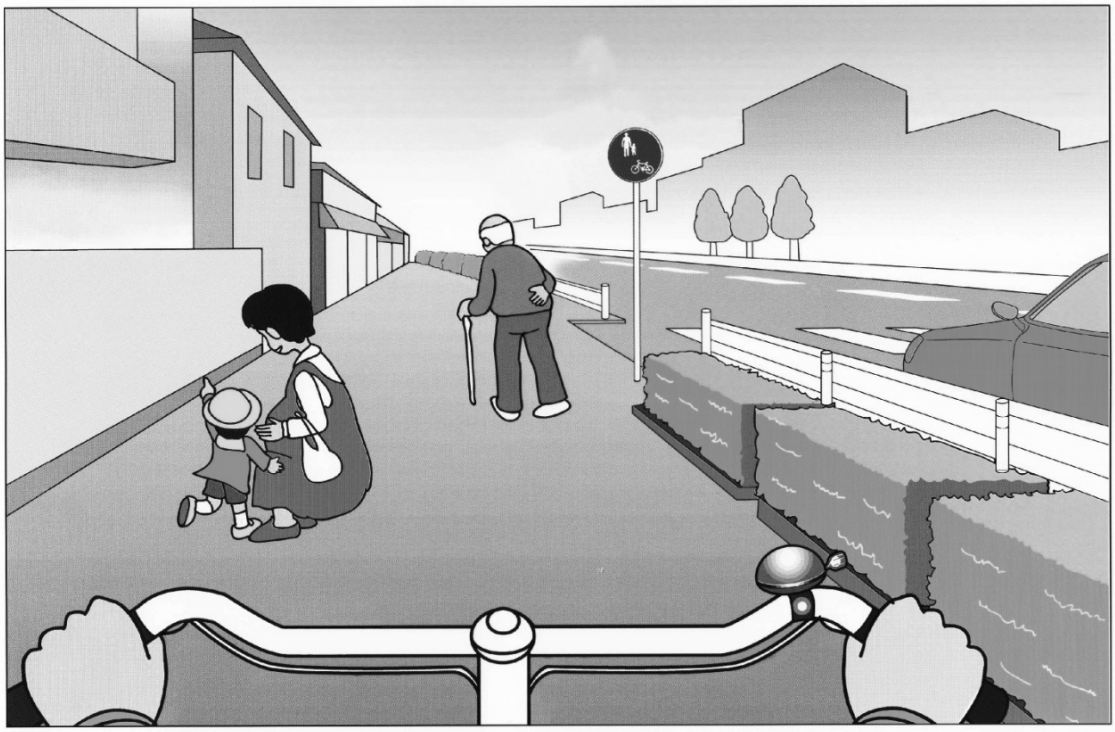

【8】「無灯火運転の危険」

夜、ライトをつけずに自転車に乗っています。交差点に近づいてきましたが、
あなたはそのままのスピードで走行しています。どんな危険が予想できますか？

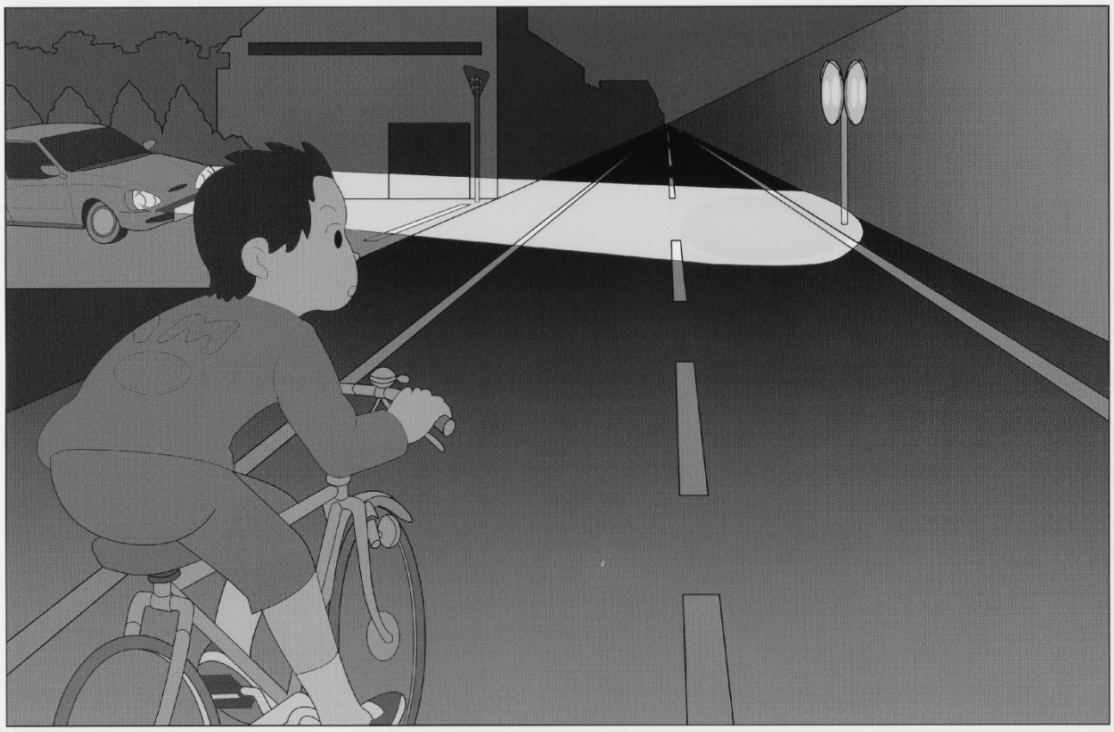

【9】「停車中の車両脇の走行の危険」

停車している自動車の横を追い越そうとしています。
どんな危険が予想できますか？

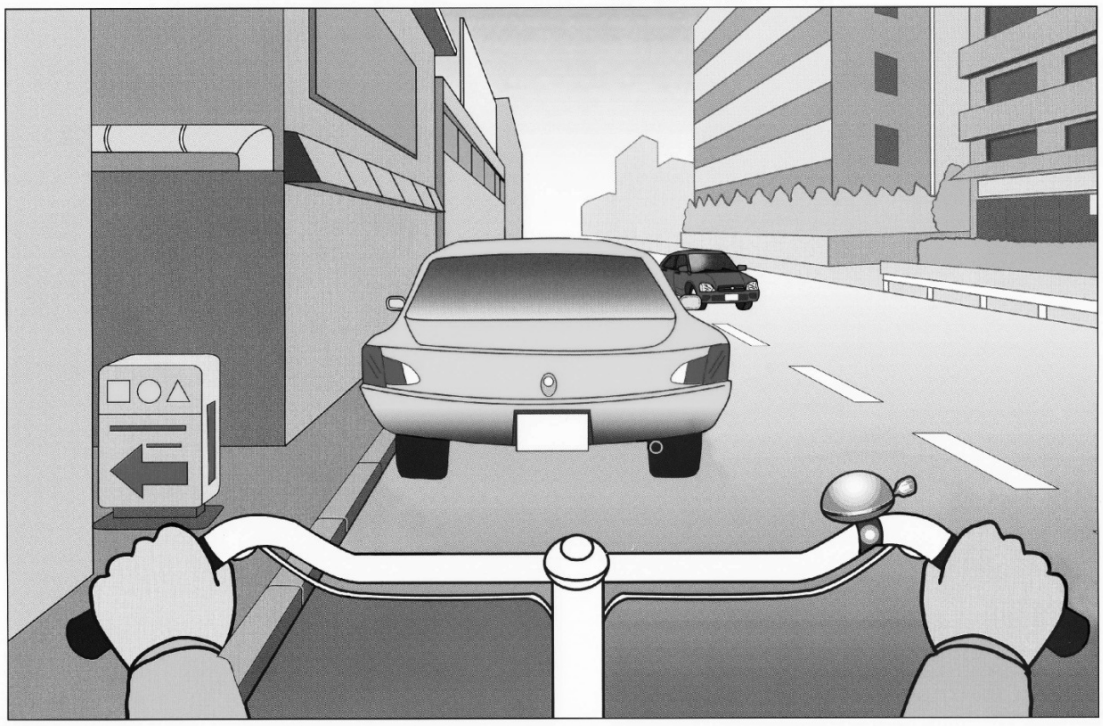

【10】「減速した車両の左側を追い抜く危険」

交差点を直進しようとしていたら、右前の車両が減速しました。
どんな危険が予想できますか？

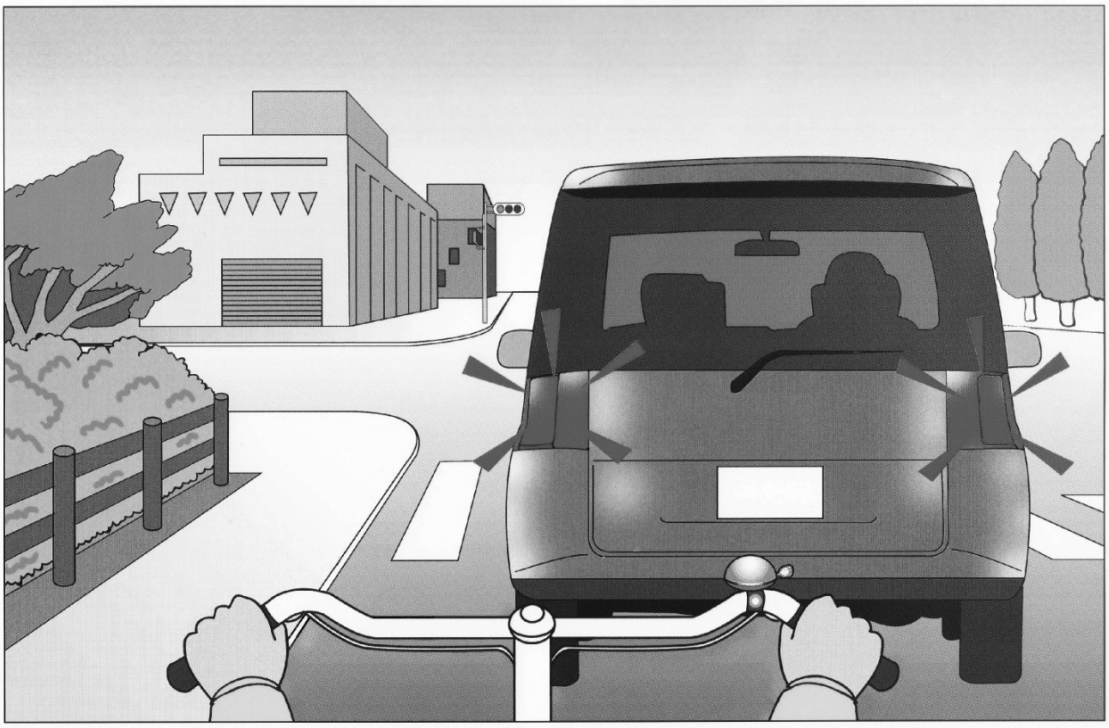

【11】「グループ走行の危険」

友達が一時停止の交差点を先に横断してしまい、その後を追いかけて横断しようとしています。どんな危険が予想できますか？

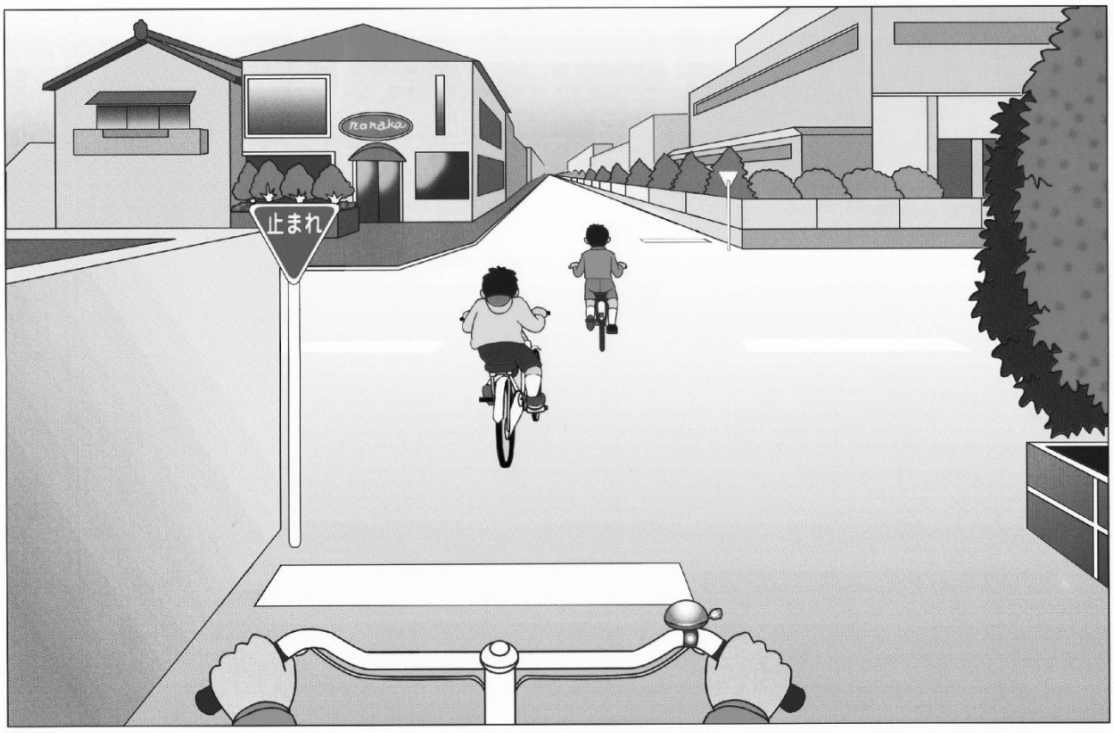

【12】「運転者への話しかけによる危険」

自動車に同乗中、運転者に話しかけています。
どんな危険が予想できますか？

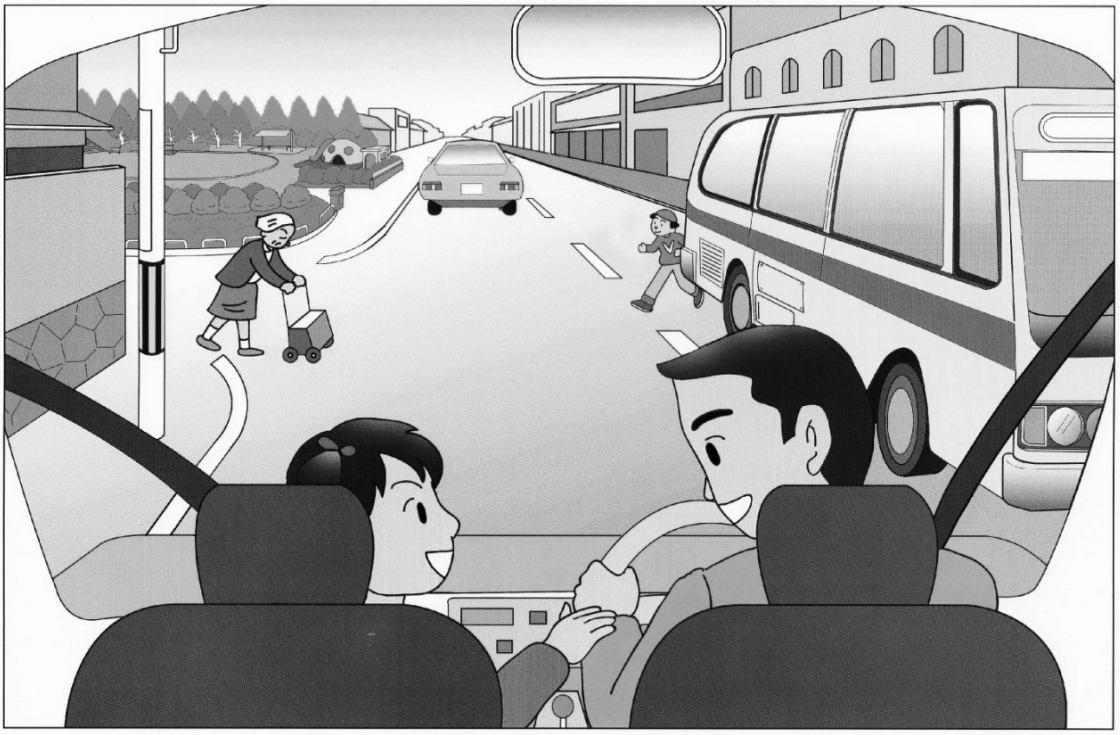

【13】「ドアの開放による危険」

自動車が停止したとたん、ドアを開けています。
どんな危険が予想できますか？

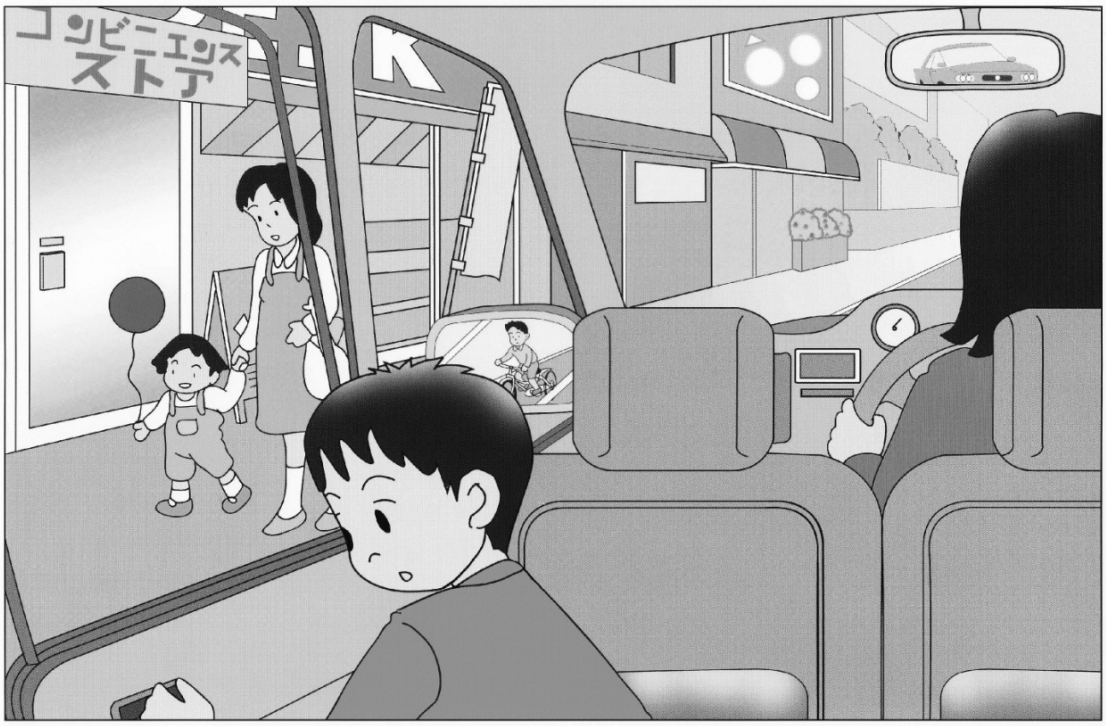

基本的な指導内容「１　交通行動の基本」　対象：小学生

車に乗ったら、いつでもどの席でもシートベルト

こたえ
まちがっているのは？
そのりゆうは？

②お兄ちゃん
　シートベルトが首にかかっています。ジュニアシートを使用しましょう。

③幼児
　お母さんの抱っこでは万一のときに危険です。チャイルドシートを使用しましょう。

④ペット
　ペットも家族の一員です。安定させるためにペットキャリーなどを使用しましょう。

⑤おばあさん
　後部座席に座る人もシートベルトが必要です。

提供：本田技研工業株式会社安全運転普及本部「みんなでカチッとＢｏｏｋ」を一部改変

http://www.honda.co.jp/safetyinfo/kyt/seatbelt/

基本的な指導内容「２　交通状況への適応力」　対象：高校生

二輪車乗車時の危険予測トレーニング

【状 況】

あなたは前方の二車線の道路を横断し、正面に見えるビデオショップ横の駐車場に原付バイクを停めようとしています。

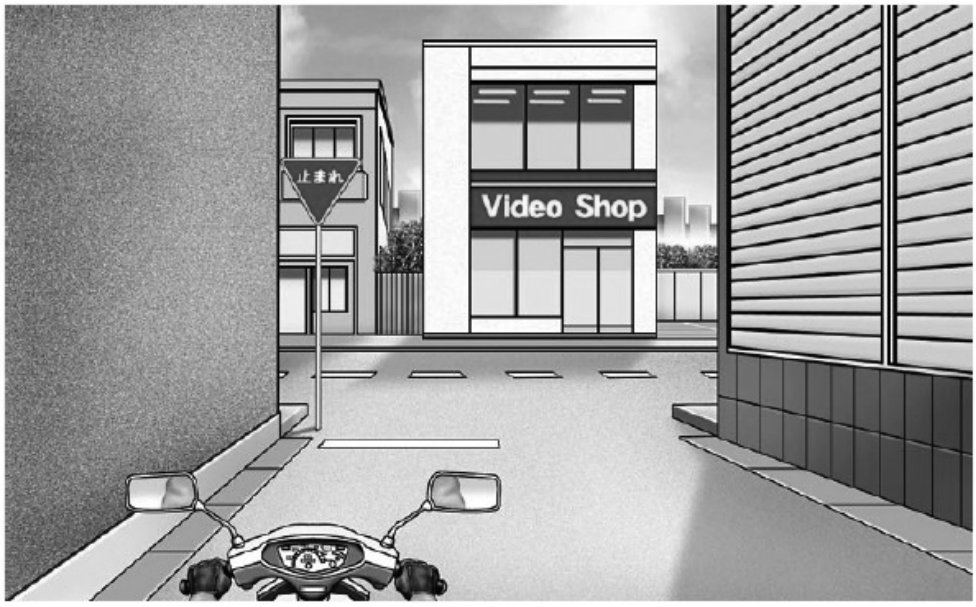

問題１．どのような危険がありますか？

問題２．危険を回避するためには、どのような行動をとればよいと思いますか？

次ページからの図を差し替えてワークシートとして利用できます。

提供：一般社団法人日本自動車工業会　「セーフティアクション２１」を一部改変

http://www.jama.or.jp/safe/safety/index.html

前方左にレストランが見えます。あなたと並んで走っている横のトラックはウインカーを出して走っています。

あなたは青信号の交差点にさしかかりました。対向車線に右折しようとする車が見えます。

信号が青になった交差点に近づきました。あなたは原付バイクで直進しようとしています。あなたと並んで走っている横の乗用車はウインカーを出して走っています。

友達の家に遊びに行く途中です。左カーブにさしかかりました。

夕食後、本を返しに友達の家に向かっています。道路は二車線で、あたりには道路照明もなく、暗い道です。

基本的な指導内容「２　交通状況への適応力」　対象：小学校３年生～中学生

歩行者事故の典型パターン

①見通しの悪い交差点

特徴

・狭い道路に建物が密集して左右の見通しが悪い

・カーブミラーもなく、直前まで交差する道路の交通状況がわからない

考えられる危険

・飛び出しによる車との衝突

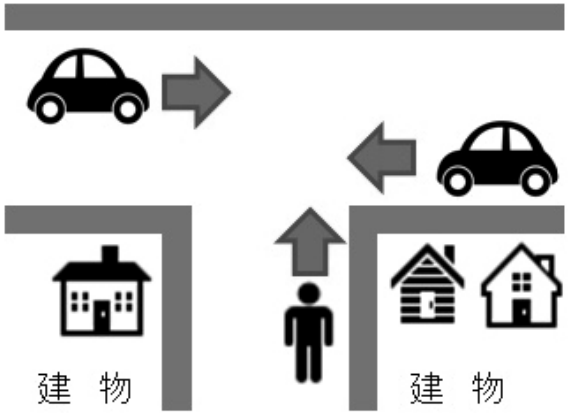

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

②道路反対側で友達が待っている

特徴

・遊ぶ約束をした友達が、道路の反対側に待っていて、呼んでいる

考えられる危険

・飛び出しによる車との衝突

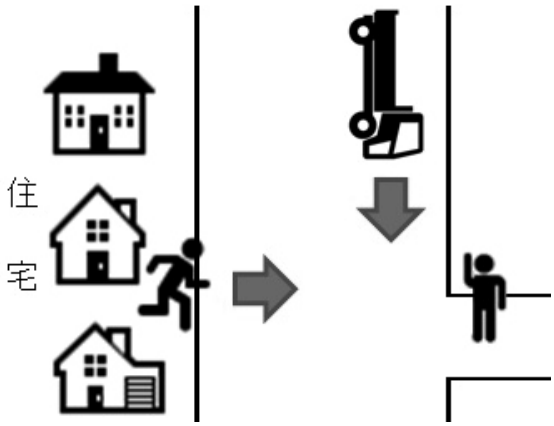

安全に通行するにはどのような行動が必要か考えてみよう。

③駐車車両の付近

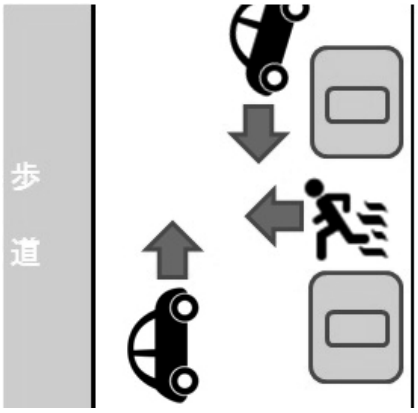

特徴

・駐車車両の近くから道路の反対側に渡ろうとしている。
・車のかげにいるため、通行車両に発見されにくい。

考えられる危険

・駐車車両の近くからの飛び出しによる車との衝突

安全に通行するにはどのような行動が必要か考えてみよう。

---

④信号交差点

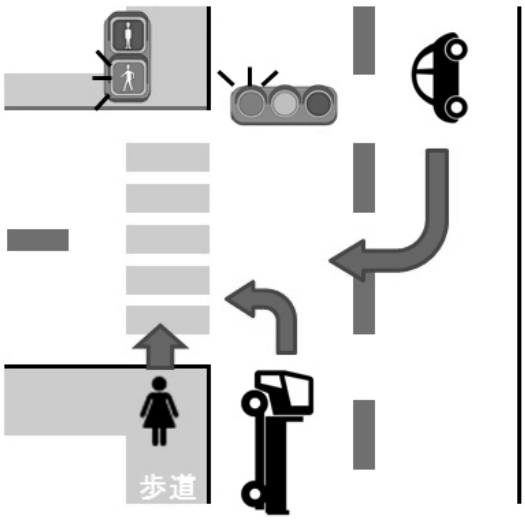

特徴

・信号機のある大きな交差点
・歩行者用信号は青になっている
・向こう側に渡ろうとしている
・左折、右折して来る車がある

考えられる危険

・左折車、右折車との衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

自転車事故の典型パターン

①見通しの悪い交差点

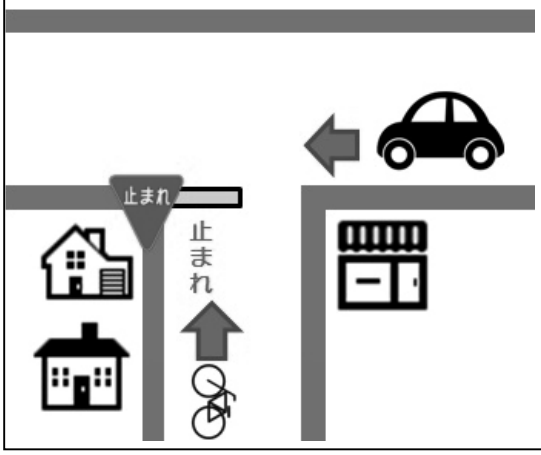

特徴
- 見通しの悪い交差点
- 交差点に差しかかるまで、交差する左右の道が見えない
- 一時停止標識が設置されている

考えられる危険
- 一時停止無視による車との出合い頭の衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

---

②信号交差点

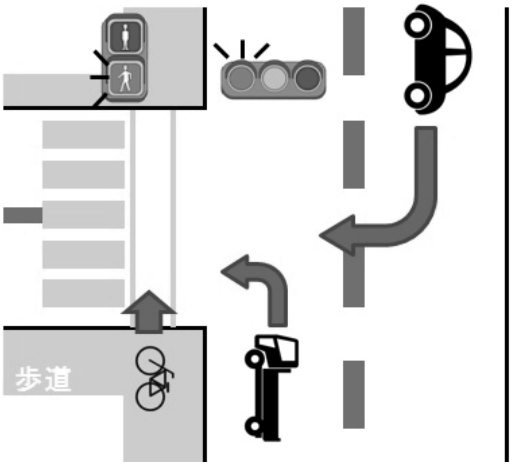

特徴
- 信号機のある大きな交差点
- 歩行者自転車用信号は青になっている
- 向こう側に渡ろうとしている
- 左折、右折してくる車がある
- 自転車横断帯がある

考えられる危険
- 左折車、右折車との衝突

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

---

③歩道走行中、信号のない交差点

特徴

・自転車で歩道を走行している
・交差点は狭い道路と交差している
・建物があり見通しが悪い

考えられる危険

・脇道からの車との衝突

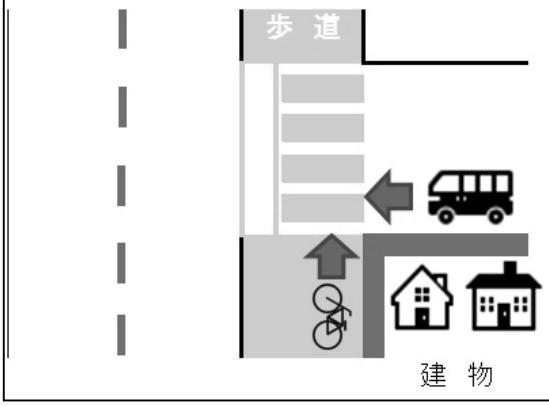

安全に通行するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

④歩道走行中

特徴

・自転車で歩道を走っている
・子ども、妊婦、ベビーカーを押す人など様々な人たちが通行している

考えられる危険

・歩行者との接触

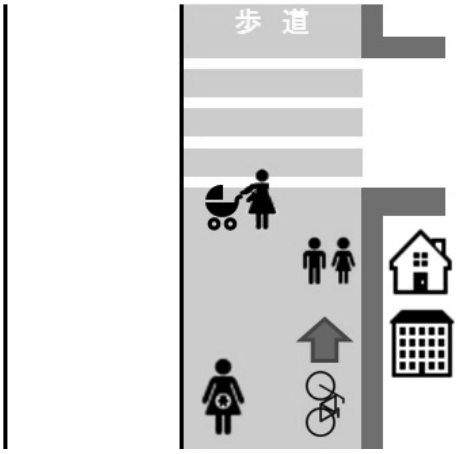

歩行者の安全を確保するには、どのような行動が必要か考えてみよう。

基本的な指導内容「３　行動計画の力」　対象：中学生～高校生

①～⑥の行為は全てが危険な運転で、道路交通法違反です。それぞれの場面で、どのような事故にあう可能性があるか考えてみましょう。

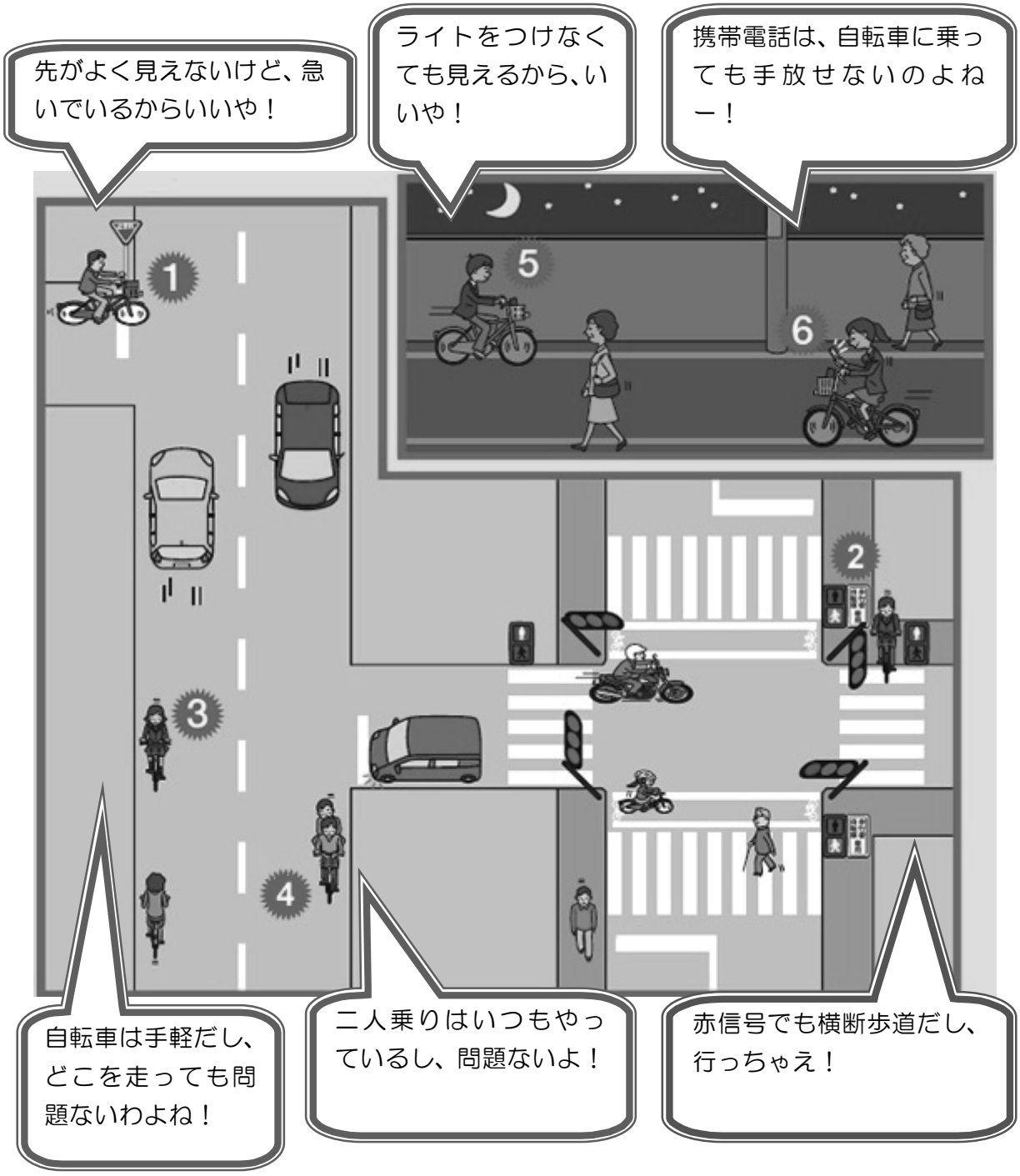

提供：本田技研工業株式会社安全運転普及本部

教材：「事故事例から学ぶ、自転車の危険走行」を一部改編

http://www.honda.co.jp/safetyinfo/bicycle/

※授業でのみ使用できます

実際に起きた事故事例をもとに、日頃の自分の交通行動を振り返ってみましょう！

①実際にこんな事故が起きています

Ａさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。車と出合い頭に衝突した。

自転車事故の約７割が交差点で発生しています。その原因は、自転車の急な飛び出しなどです。

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

②実際にこんな事故が起きています

自転車の男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13 日後に亡くなった。

信号を守らずに交通事故で死傷した自転車利用者は近年、4000 人を超えています。

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

③実際にこんな事故が起きています

自転車の女子高校生が朝、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

④実際にこんな事故が起きています

ＢさんとＣさんが自転車で二人乗りをしていたところ、後部荷台に足を開き気味にして乗っていたＣさんが車と接触し転倒。後続の車にひかれて亡くなった。

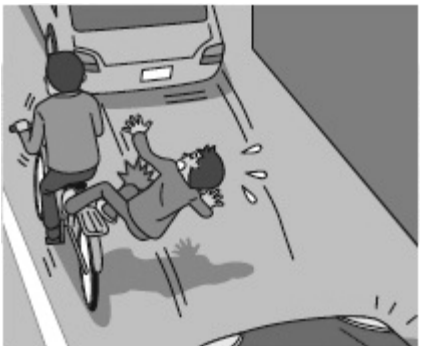

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

⑤実際にこんな事故が起きています

夜間、路側帯を歩行していた女性（75 歳）が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火の自転車で走行してきた男子中学生（14 歳）と衝突。女性には障がいが残った。

自動点灯式ライトを利用しましょう！反射材や、目立つ色の服装も効果的です。歩行者にベルを鳴らす行為は禁止です。

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

⑥実際にこんな事故が起きています

女子高校生（17 歳）が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師（57 歳）と衝突。看護師には重大な障がいが残った。

なぜ事故は起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったのか？

事故が起きるとどのような影響があるのか？

その他　自転車の加害者事故事例

⑦実際にこんな事故が起きています

男子高校生（17 歳）の乗った自転車が、地下鉄駅付近の通行者が多い歩道を走行中、反対側から歩いてくる女性とすれ違った際、自転車のハンドルが女性のショルダーバッグの肩ひもに引っかかり、女性が転倒して負傷した。

⑧実際にこんな事故が起きています

男子高校生（17 歳）が、登校時、猛スピードで下り坂を走行中に高齢者と接触し、高齢者は転倒して亡くなった。

事故の影響

加害者となった場合、四輪車や二輪車に乗っている人と同様に厳しく責任を問われることになります。

①刑事上の責任…14 歳以上であれば刑事責任が問われます。
（刑罰には懲役・禁固・罰金・科料があります）

②民事上の責任…加害者は、被害者に対して損害を賠償する責任を負います。

③道義的な責任…被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

自分がこれまで遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

自分の自転車の乗り方は安全だと思いますか？・・・　安全　　少し危険　　危険

今後は、どのような点に気を付けて自転車に乗りますか？今後の決意を記入しましょう。

基本的な指導内容「４　社会生活の力」　対象：中学生～高校生
自転車事故も高額賠償

～高額賠償事例（裁判所判決）～　他県での事例です

例１ 携帯電話を操作しながら片手運転中の事故で約5,000万円

○　16歳の女子高生が、無灯火のうえ、携帯電話を操作しながら片手運転中、歩道を歩いていた54歳の女性に後ろから衝突した事故。
　被害にあった女性に障害が残り、裁判所は加害女性（判決時19歳）に約5,000万円の支払いを命じた。

例２ 無灯火で運転中に歩行者に衝突した事故で約3,000万円

○　中学生が、無灯火で自転車を運転中、電柱を避けるために、道路端の白色実線内から車道に出てきた老女と衝突した事故。
　老女は頭部外傷による後遺症が残り、裁判所は加害中学生に約3,000万円の支払いを命じた。

このほかにも

○　高校２年男子が、登校時に猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と接触し、高齢者が転倒して死亡した事故。（損害賠償額1,054万円）
○　高校１年女子が、傘をさしながら走行中に、T地路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた事故。（損害賠償額505万円）
○　高校１年女子が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と衝突し、主婦は転倒して後日死亡した事故。（損害賠償額2,650万円）

などの事例があります。

～もしものために自転車の保険への加入を！！～

もしも、自転車で事故を起こし相手の方に怪我を負わせたときに、自分や家族だけでなく、相手の方にも経済的・精神的に大きな負担をかけてしまいます。

事故の相手の保証ができるものは、どんな保険があるのでしょうか。

○ TSマーク～自転車販売店で、自転車を購入したり、点検を受けたときに発行され加入できる。（整備点検費用と必要部品代のみ）
○ 自転車総合保険～損害保険会社の自転車用の保険
○ 自動車保険（任意保険）～自動車の任意保険に自転車保険の特約等が付けられている場合があります。（保険会社に確認を！）
○ その他、傷害保険、火災保険、クレジットカードなどの特約として契約できる場合もありますので、各種保険等の約款を確認してみてください。

※ 賠償金の上限は保険によって異なります。

提供：高知県警察本部交通企画課
http://www.police.pref.kochi.lg.jp/koutuu/kikaku/bicycle_hokenn.html

基本的な指導内容「４　社会生活の力」　対象：中学生～高校生

『大すきなお父さん』（子ども向け被害者遺族の手記）

ぼくのお父さんが八月に高そく道ろでなくなりました。
なぜなら、大がたトラックがわき見運転をしてお父さんの車の後ろにぶつかったからです。
車はぺしゃんこになってお父さんはむねをつぶされてなくなりました。
体も顔もキズだらけで氷みたいにつめたかったです。
ぼくとお母さんはお父さんにだきついたりからだをなでて大声でなきました。
お父さんがとてもかわいそうでした。
トラックの人がふ注いしたせいです。
たいほされたけど、ぼくはぜったいゆるしません。
ぼくとお父さんはおふろもねるのも一緒でした。
お父さんとあそびたいな、会いたいな、声が聞きたいなと思います。
さびしいな。
お父さんは大きくて強かったから、もっと長生きできると思っていたのにかなしく、くやしいです。
交通事故がこわいということがよく分りました。
みんながもっと気をつけて交通事故をなくしてほしいです。
事故の事もお父さんの事も一生わすれません。
妹はお父さんが死んだことをわかっていません。
でも、大きくなったら、お父さんの事を教えてあげます。
ぼくはお父さんみたいに、強くてやさしくて、家族思いで、仕事をがんばる人になるのが目ひょうです。
お父さんが天国でぼくをおうえんしてくれているから、一生けんめいがんばるよ。
これからも、家ぞくはいつもお父さんと一しょです。
お父さん、これからもずっとずっと大すきだからね。
世界一のお父さんだよ。

紹介された文章からあなたはどんなことを感じましたか。

『卓弥へ』（子ども向け被害者遺族の手記）

君に逢えなくなったあの日から、２年10ヵ月がたちました。
止まってしまった時間は、あいかわらず母の中では止まったまま。
それでも母の生きようとする道は、ほんの少し開けてきたような気がします。
「命の大切さ」を我が身をもって教えてくれた卓弥。
母も多くの人に「命の大切さ」、「生きているという奇跡」、それを伝えていこうと決めました。
母のできること、もしかしたら母にしかできないことかもしれないから…。
三月の卒業式に、「約束をしたから」と君の写真を胸に晴れの舞台に臨んでくれた女の子。そしてそれを許して下さった学校、そして校長先生にどんなに感謝をしたことか。
父は、君のかわりに、卒業証書を受け取りました。
ナンバーの書いていない卒業証書。一生の宝物です。
約束は守るもの。そのはずなのに母は２つも約束を破っています。
「君を一生守る。」そう決めた、君が産まれた日。
そして、「ママもすぐ行くから…。」そう言ったあの霊安室。
ごめんなさい。母はもう少しこちらでがんばらなければならないようです。それを「自分の使命」そう信じています。
君が大好きだった大切な友人たちは、みんながんばって君の分まで生きてくれています。
そして、いつも君のことを思い過ごしてくれています。
今、君は何をしていますか？
それでも母はこれだけは言いたいんです。いつでも、何年たっても。
逢いたい
話したい
抱きしめたい
…卓弥…

他の交通事故遺族の手記と差し替えて利用できます。
被害者遺族や加害者の立場から、交通事故の悲惨さや苦しさ、影響などを考えさせるための資料として様々な場面で活用できます。

提供：高知県警察本部交通企画課

「交通事故の加害者・被害者遺族手記集」（平成22年）より一部改変

www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/life/45707_118148_misc.pdf

上記アドレスに全６事例掲載されています。

交通ルール資料編

基本的な指導内容「１　交通行動の基本」

自転車安全利用五則

提供：高知県交通安全協会

①自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

歩道通行できるのは…

・歩道に自転車歩道通行可の標識がある場合
・運転者が、児童・幼児、70 歳以上の高齢者など車道を通行することが危険であると政令で認められた方である場合
・車道または交通の状況からみて安全を確保するためやむを得ないと認められる場合
（道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。）

②車道は左側を通行

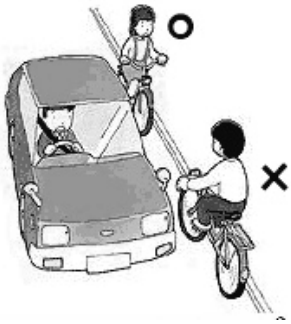

・自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。
・また、路側帯（歩道の設けられていない道路や歩道の設けられていない側の路端寄りに、白線によって示された部分）も左側の路側帯を通行しなければなりません。
（平成 25 年 12 月 1 日道交法改正による）
ただし、路側帯のうち、二本線で区分された路側帯は歩行者専用で自転車の通行は禁止されています。また、自転車の通行が可能な路側帯でも、歩行者の通行が優先されます。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

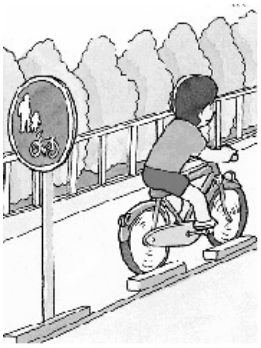

④安全ルールを守る

◆飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

◆並進は禁止

「並列可」の標識のある場所以外では並進禁止です。

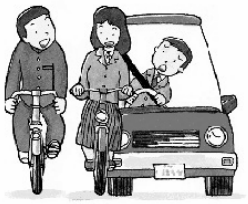

◆二人乗りは禁止

6 歳未満の子どもを一人乗せるなどの場合を除き、二人乗りは禁止です。

◆夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけましょう。無灯火は他の車両や歩行者に存在がわからず大変危険です。

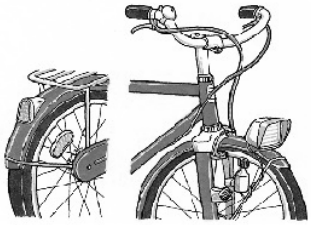

◆信号を守る

信号を必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従いましょう。また、「歩行者専用」信号機で横断歩道を渡る場合も「歩行者専用」信号機に従います。

◆交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行します。安全確認を忘れないようにしましょう。

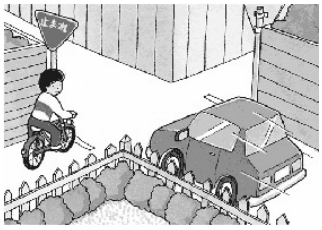

◆その他

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物をかついだりすることによる片手での運転や、ヘッドフォンの使用などによる安全な運転に必要な音または声が聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

高知県交通安全協会ＨＰ

http://www.kochi-ankyo.or.jp/info/doukouho3.html

基本的な指導内容「１　交通行動の基本」

高知県警察ＨＰ「こうちのまもり」より抜粋

自転車の通行方法に関するルール

通行場所・方法

車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路左側路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 17 条第１項及び第４項、第 18 条第１項／第 17 条の２

【罰則】３月以下の懲役又は５万円以下の罰金／２万円以下の罰金又は科料

歩道における通行方法

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の４第２項

【罰則】２万円以下の罰金又は科料

交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従う。

【該当規定】道路交通法第７条

【罰則】３月以下の懲役又は５万円以下の罰金

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 43 条、第 36 条第３項

【罰則】３月以下の懲役又は５万円以下の罰金

横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の６，第 63 条の７第１項

自転車道の通行

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の３

【罰則】２万円以下の罰金又は科料

自転車の乗り方

安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 70 条

【罰則】３月以下の懲役又は５万円以下の罰金

夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

【該当規定】道路交通法第 52 条第１項、第 63 条の９第２項
道路交通法施行令第 18 条第１項第５号

【罰則】５万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第 65 条第１項

【罰則】３年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（酒に酔った状態で運転した場合）

二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、高知県公安委員会規則に基づき、16 歳以上の運転手が、幼児（６歳未満の者）１人を幼児用座席に乗車させている場合や４歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合を除き、原則として禁止されている。

【該当規定】道路交通法第 55 条第１項／第 57 条第２項

【罰則】５万円以下の罰金／２万円以下の罰金又は科料

並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】道路交通法第 19 条

【罰則】２万円以下の罰金又は科料

制動装置不良自転車運転の禁止

前輪や後輪にブレーキを備えていない、あるいは備えていても調整されていない自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の９第１項

【罰則】５万円以下の罰金

傘さし運転、運転中の携帯電話使用の禁止

高知県道路交通法施行細則により、自転車乗車中に傘をさし、物を手に持つ等運転の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転することが禁止されています。

また、近年、携帯電話が普及し、自転車乗車中の携帯電話の使用が多くなり、危険であることから平成 21 年 11 月 1 日から携帯電話使用禁止の規定が設けられました。

携帯電話については、自転車を運転しながら携帯電話を使用し通話することや、メール等の機能を用いた操作など、携帯電話の機能の一切の操作を禁止しています。

これに違反すると *5 万円以下の罰金*に科せられます。

イヤホン等を使用して自転車を運転する行為の禁止

高知県道路交通法施行細則により、イヤホンを使用して音楽等を聞く行為は安全な運転に必要な交通に関する音（救急車のサイレン等）、または、声（警察官の指示等）が聞こえない状態となり危険ですので、禁止されています。

これに違反すると、*5 万円以下の罰金*に科せられます。

自転車指導警告件数について

自転車指導警告とは自転車の交通違反を行った者に対し、法的手続きの前段として指導警告票を交付し、自転車利用者が従うべき基本的な交通ルールの徹底を図り、道路交通法に違反することを再認識してもらうものです。

自転車警告書交付状況（平成 24 年中：高知県）

無灯火	1508 件
信号無視	976 件
二人乗り	1563 件
傘さし	816 件
通行禁止	618 件
並進	525 件
整備不良	5 件
その他	1117 件
合計	7128 件

中学生２７１６件

高校生２９０２件

合計　5618件

78.8%を中学生・高校生が占める

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/koutuu/kikaku/bicycle_rule.html#bicycle_rule

基本的な指導内容「１　交通行動の基本」
《自転車乗車中の交差点における右折の方法》

◆自転車横断帯がなく、信号機のある交差点

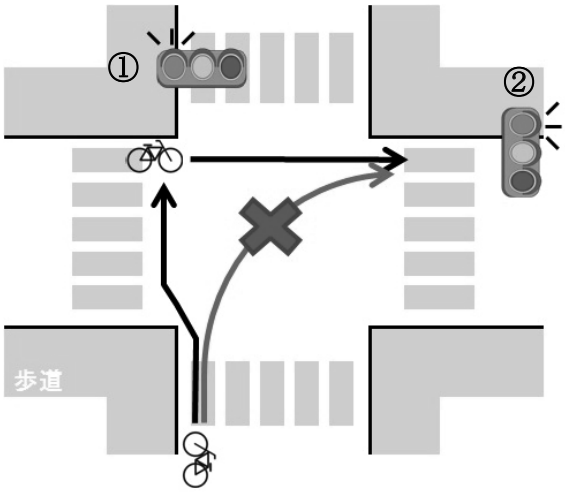

・信号①の青信号で進行し、右方向に向きを変える
・信号②が青になってから通行する
※自転車は車両用の信号機に従うこと

◆自転車横断帯がある交差点

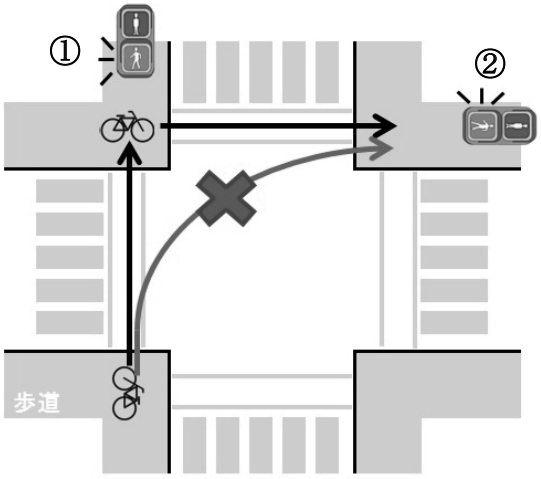

・信号①の青信号で進行し、右方向に向きを変える
・信号②が青になってから通行する
※自転車は歩行者・自転車専用の信号機に従うこと

◆自転車横断帯も信号機もない交差点

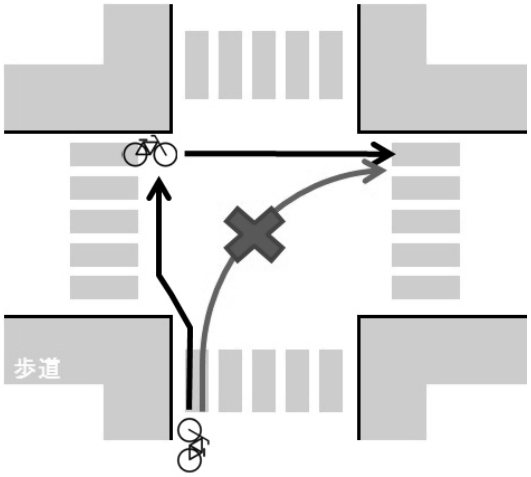

信号機のない交差点では、内周の外側を大まわりで徐行して右折する

いずれの場合も斜め通行は禁止です！

基本的な指導内容「２　交通状況への適応力」

≪規制標識≫

 【通行止め】	・歩行者、車両、路面電車全てが通行できません ・標識の先の道路等に侵入すると危険です	 【車両通行止め】	・自転車、原動機付自転車、自動車など全ての車両が通行できません ・歩行者は通行できます
 【自転車通行止め】	・自転車は通行できません ・自転車の通行の安全が確保できないところに設置されます	 【車両進入禁止】	・車両は、この標識がある方向から進入できません ・一方通行の場合は逆走することとなり危険です
 【一時停止】	・自転車も含めて車両は一時停止しなければなりません ・一時停止とともに左右の安全確認が大切です（歩行者含む）	 【徐行】	・自転車も含め、車両は直ちに停止できるスピードで走行しなければなりません
 【歩行者横断禁止】	・歩行者は横断してはいけません ・交通量も多く、歩行者の横断が危険と判断される場所に設置されます	 【一方通行】	・車両は、矢印の示す方向にしか進むことはできません
 【歩行者専用道路】	・歩行者のみ通行できます ・車両は通行できません	 【自転車専用道路】	・自転車のみ通行できます ・歩行者、自転車以外の車両は通行できません
 【歩行者・自転車専用道路】	・歩行者と自転車以外の車両は通行できません ・歩行者が優先されるので自転車は徐行して通行し、歩行者の邪魔になる場合は一時停止しなければなりません		

禁止を表示する標識は赤色
指定を表示する標識は青色

≪指示標識≫

 【横断歩道】	・横断歩道であることを示します ・自転車は降りて押してあるきましょう	 【横断歩道・自転車横断帯】	・横断歩道・自転車横断帯が近接した場所に設置されています ・それぞれ指定された部分を通りましょう

≪補助標識≫

  【日・時間帯】	・本標識が示す交通規制が行われている日や時間を示します	実際例 	・歩行者専用道路だが 19 時から翌日 11 時までは自転車の通行が認められている
  【車両の種類】	・規制標識や指示標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと	実際例 	・軽車両を除く車両は進入禁止 ・軽車両（自転車等）は通行可能である
  【通学路】	・児童又は幼児が、小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路の区間であることを示すこと		

交通安全一口メモ　【しっかり教えよう一時停止標識】

自転車乗車中では標識・表示に従わなければならない。道路には様々な標識があるが、「自転車を除く」「軽車両を除く」の補助標識が付いている場合も多くある（例）。しかし、一時停止標識には補助標識が付いている場合はほとんどない。一時停止標識がある交差点は見通しが悪く、危険性が高いため設けられている。これを無視して進入することは即「交通事故」につながる危険な乗り方であることをしっかり指導する。

（例）

【一時停止】

交通統計編

自転車事故　被害軽減にヘルメット！

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ　インフォメーション　No.97」を一部改変

＜H21～23 年の自転車死亡事故 1981 人：損傷部位の割合＞

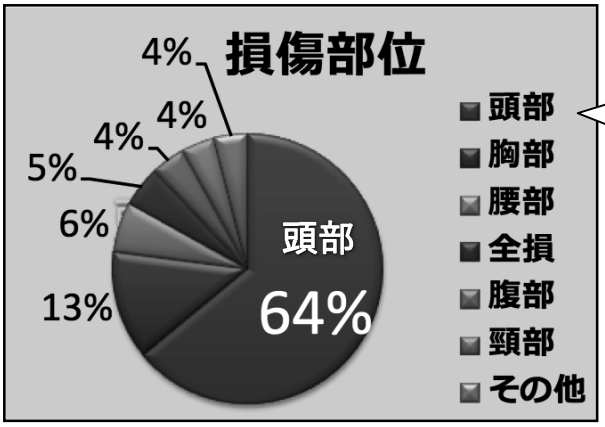

自転車死亡事故の
約6割が頭部を
損傷している

H19～23 年の自転車乗車時の交通死亡事故データをみると

	ヘルメット非着用	ヘルメット着用
死亡・怪我	94,922 件	4,697 件
死者数	2,181 人	27 人
死者割合	2.30%	0.57%

約4分の1

ヘルメットを正しく着用することにより頭部外傷による死者の割合は
おおよそ**４分の１に低減**されています。
※ヘルメット着用とともに「あごひも」を正しく締めることも必要です。

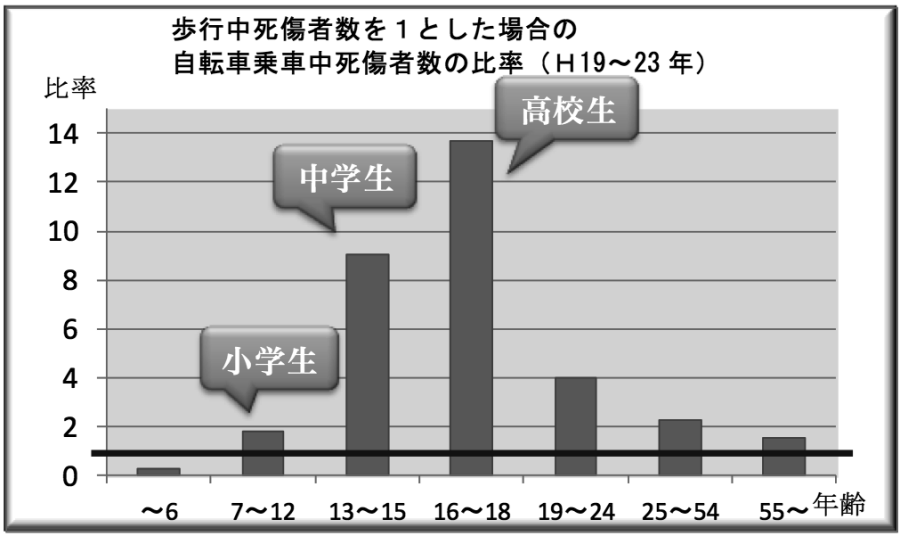

自転車を利用し始めると歩行中より自転車乗車中に死傷する人が多くなり
中学生・高校生でピーク（歩行中の９～14 倍）となる。

●高知県の子どもの交通事故、発生時間帯の特徴

提供：高知県警察本部交通企画課「平成 24 年高知県交通白書」

平成 24 年小学生・中学生の交通事故発生時間帯の件数

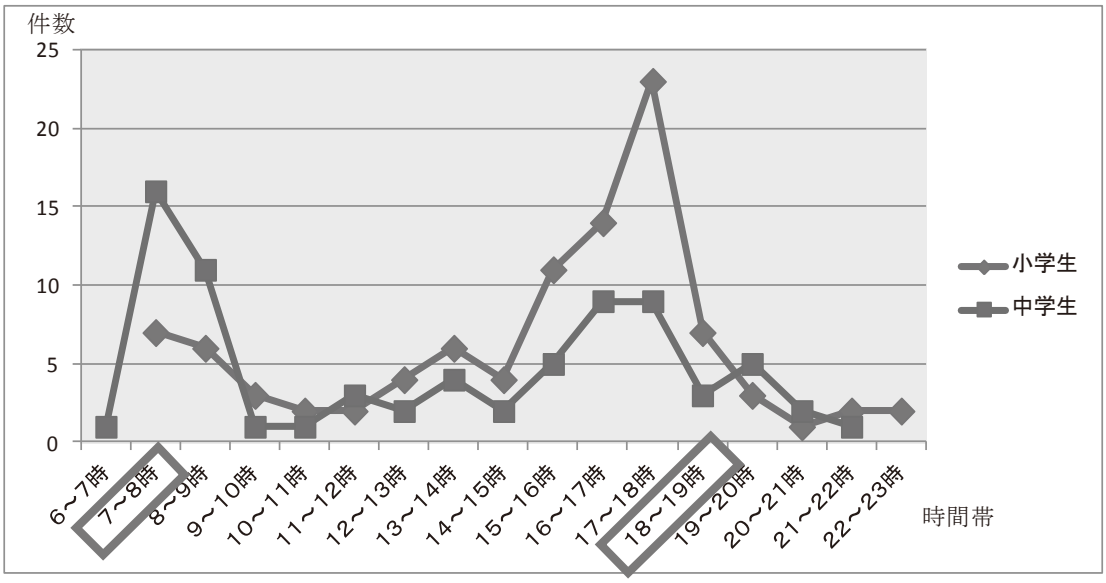

特に小学生は<u>放課後</u>、中学生は<u>登校時</u>に交通事故発生件数が多い

●子どもの歩行事故（生活道路上）の特徴～子どもの横断・飛び出しに注意～

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ　インフォメーション　No.98」

＜H19～23 年の 12 歳以下の四輪車対歩行者事故 5,854 件＞

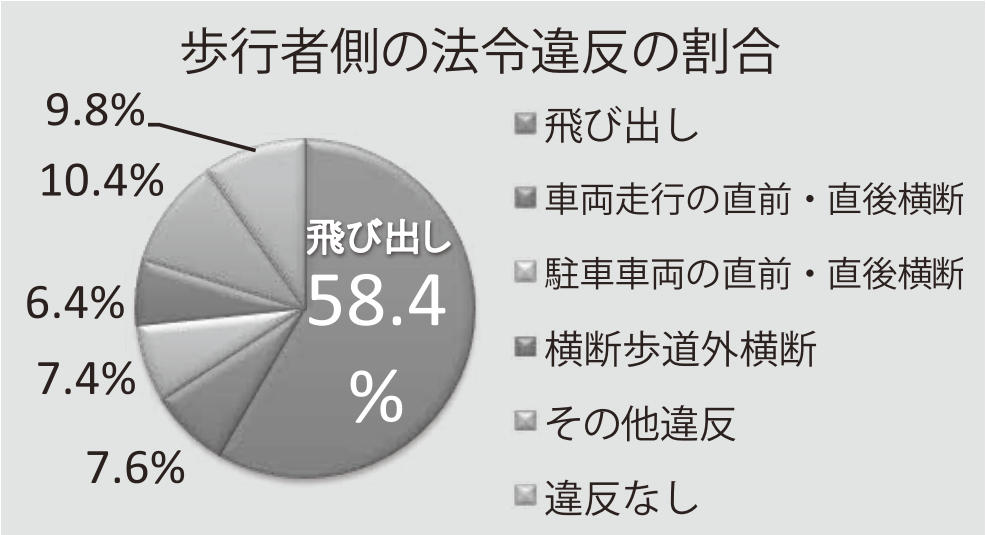

飛び出しと横断違反が約８割を占める

●高知県の自転車運転中の事故の特徴

提供：高知県警察本部交通企画課「平成 24 年高知県交通白書」

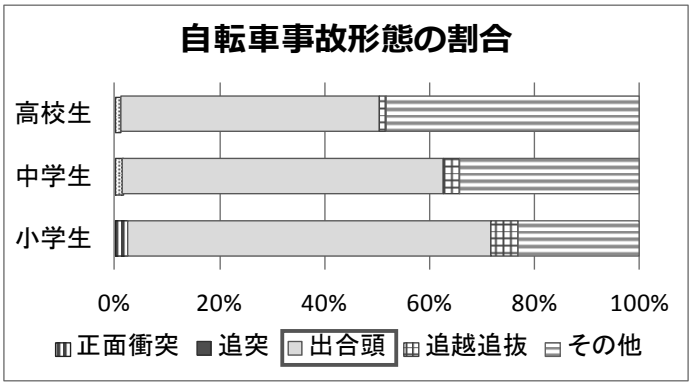

小学生～高校生の自転車事故は

出合い頭事故

の割合が高い。

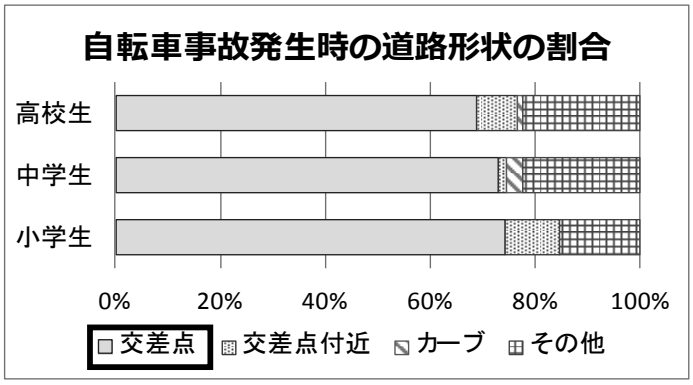

小学生～高校生の自転車事故は

交差点（特に信号機のない）

で多く発生している。

●自転車運転中の事故の原因（平成 15 年）

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ　インフォメーション　No.54」

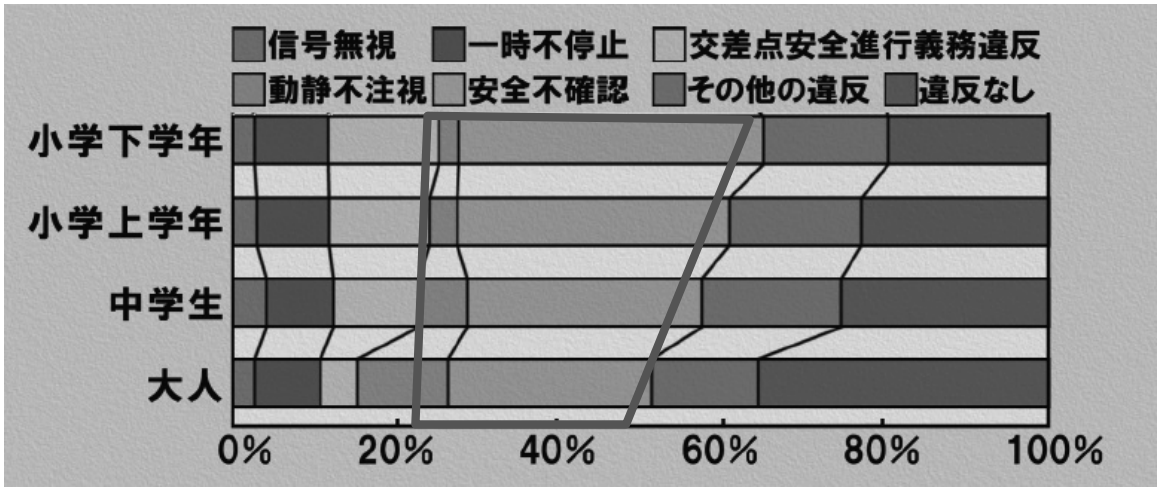

自転車事故の原因は**安全不確認**の割合が高い

●高知県の高校生の自転車、原動機付自転車の交通事故、当事者別の割合

提供：高知県警察本部交通企画課　「平成 24 年高知県交通白書」

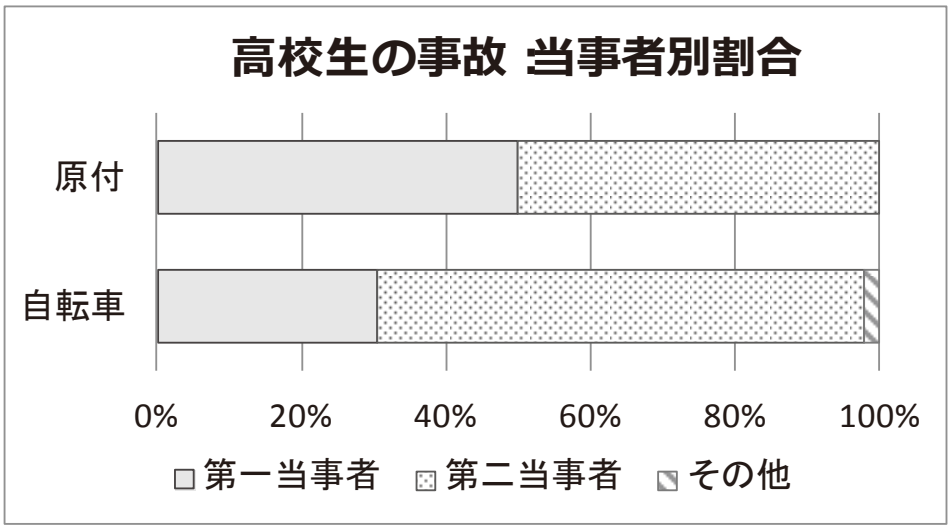

第一当事者：その事故の原因となった違反（過失）がより重い当事者

第二当事者：その事故の原因となった違反（過失）のないものか、違反（過失）がより軽い当事者

高知県の高校生が関わり発生した

自転車事故の約３割、原動機付自転車事故の約５割 が

加害者側（過失が重い） であることがわかります。

原付は相手から見落とされやすい

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ　インフォメーション　No.75」

原動機付自転車と交差車両の進行方向別事故件数（平成 19 年）

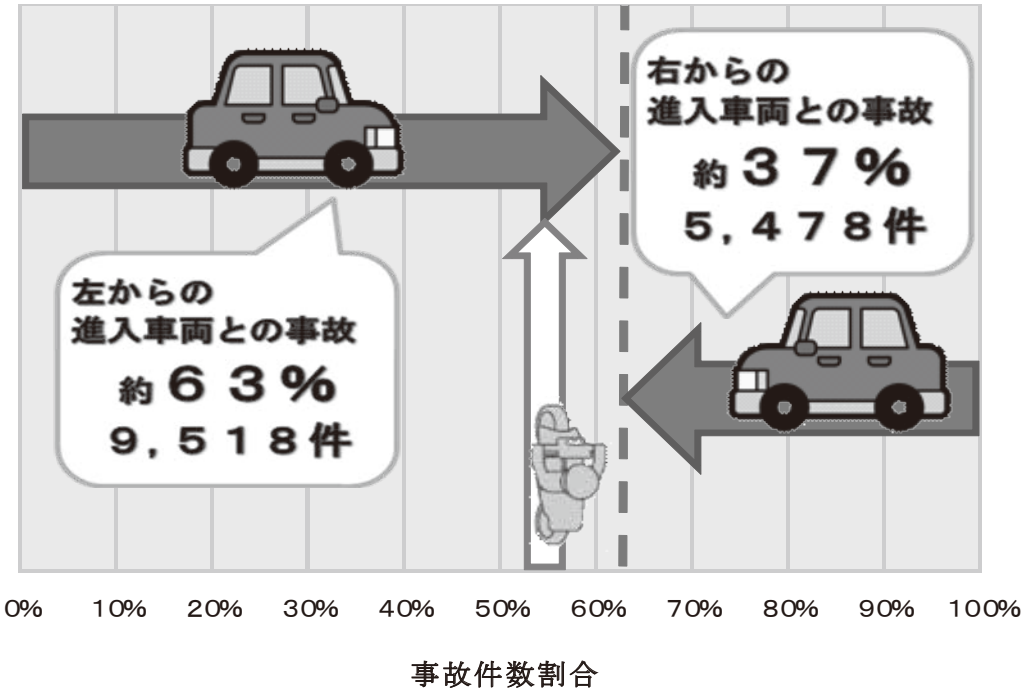

●原動機付自転車は、被視認性が低く相手から見落とされやすいので、
自分の存在を相手にアピールする走行を心がけてください。
・建物、街路樹等の物陰に入らない
・車両の陰に入らないように、適切な車間距離を保つ
・目立つ色の服装を心がける
●原動機付自転車は、相手に速度や距離を誤判断されやすいので、
交差点で相手を認知したら減速することを心がけてください。
●原動機付自転車の運転者は、思い込みによる誤った判断をしています。
自分が相手を認識していても、**相手が自分の存在に気付いているとは限りません。**

●後部座席乗員がシートベルトを着用しなかった事故の特徴

提供：交通事故総合分析センター「イタルダ　インフォメーション　No.92」

後席乗員シートベルト着用有無別の死亡率（平成 22 年）

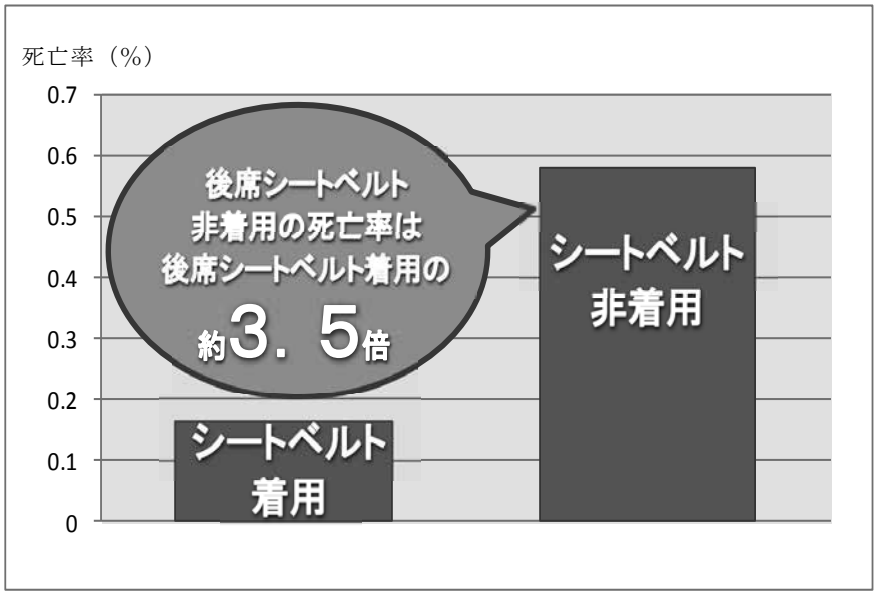

シートベルト着用で安全性が3・5倍！

後部座席でシートベルトをしていないと、事故にあったとき自分が負傷するだけでなく、前列乗車員を傷つけることにもなります

●高知県における交通事故の発生とシートベルト着用状況

過去５年間（H19～23）の交通事故統計　　提供：高知県警察本部交通企画課

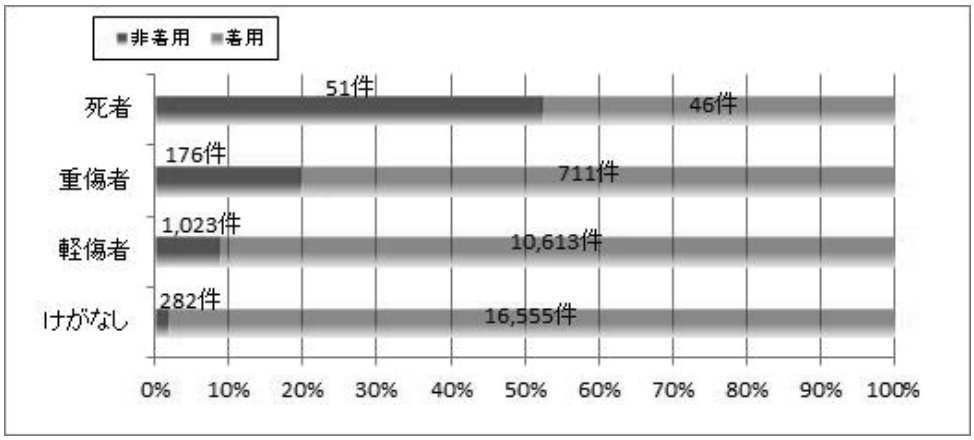

重大事故になるほど**シートベルト着用率が低い！**

※非着用死者 51 人中 30 人（58.8%）は着用していれば助かっていたと思われる。

高知県安全教育プログラム策定委員会　委員

◎矢守　克也　　京都大学防災研究所　教授
片田　敏孝　　群馬大学大学院　工学研究科　教授
藤田　大輔　　大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター長
小川　和久　　東北工業大学　共通教育センター教職課程部　教授
土居　清彦　　日本防災士会高知県支部　支部長
井上　光夫　　高知県小中学校ＰＴＡ連合会　会長
岡　　敦子　　高知市立旭小学校　校長
宮田　　龍　　高知市立潮江中学校　校長
浪越　一郎　　高知県警察本部　交通部参事官
堀田　幸雄　　高知県危機管理部南海地震対策課　課長
池　　康晴　　高知県立高知追手前高等学校　校長
渡辺　豊年　　高知県立高知若草養護学校　校長
◎…委員長

震災編ワーキングメンバー（平成 24 年度）

岡田　兼治　　南国市立大湊小学校　校長
田頭　克文　　高知県立須崎高等学校　副校長
福井　　徹　　高知県立高知若草養護学校　教頭
大原　康司　　高知県立高知若草養護学校　教諭
有光　郷司　　高知県危機管理部南海地震対策課　主幹
岡崎　恵子　　高知県教育委員会事務局東部教育事務所　指導主事
小杉　龍司　　高知県教育委員会事務局中部教育事務所　指導主事
小野川　憲　　高知県教育委員会事務局西部教育事務所　指導主事

※気象災害編については、高知地方気象台にご指導いただきました

『高知県安全教育プログラム』

◆総論・震災編　　発行：平成 25 年３月
◆気象災害編・交通安全編・生活安全編　　発行：平成 26年２月

発行者　　高知県教育委員会事務局　　学校安全対策課
〒780－0850　　高知市丸ノ内１丁目７番52号
ＴＥＬ：088－821－4533
ＦＡＸ：088－821－4546